

560


42

560-42



1200501512024

口
複
写



514237

伊藤痴遊全集

續第七卷

大江

隈養
藤

新重

平毅信

平凡社



第七卷

大隈重信
犬養毅

江藤新平
目次

大隈重信

緒言

佐賀の藩情

改革運動

長崎時代

耶蘇退治

女の争奪

明治十四年の政變

政黨創立の頃

條約改正

三

三

八

五

三

四

五〇

一四

一九

松隈内閣……………一三六

憲政黨内閣……………一五九

大隈内閣……………一九三

再度の遭難……………二四五

稿を終りて……………二五五

犬養毅……………二六五

犬養と著者……………二六五

孫逸仙……………三〇五

難苦突破……………三一九

外交調査會……………三三五

大震災を顧みて……………三五一

政革合同……………三七五

江藤新平

總說……………三九三

書生時代……………四二三

中野方藏……………四三五

脱藩入洛……………四四二

鍋島閑叟……………四五二

明治初期……………四五七

遷都の首唱……………四七八

虎門の遭難……………四八二

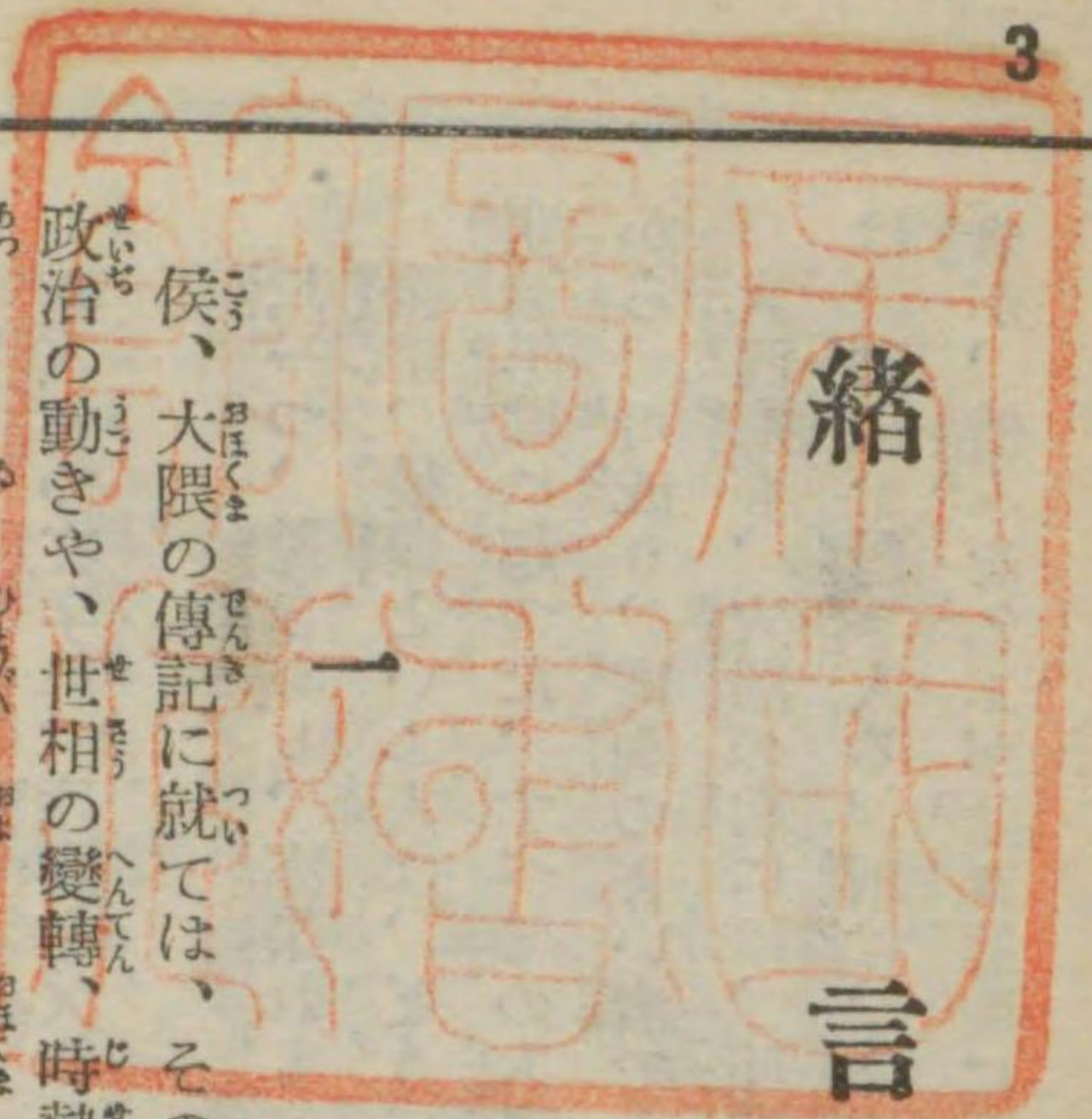
辭職及舉兵……………四八五

捕縛と處刑……………五五七

大隈重信

五
大
隈
重
信
同

大隈重信



候、大隈の傳記に就ては、その八十五年史がある。之は、單に、大隈の傳記、といふよりは、八十五年間に於ける政治の動きや、世相の變轉、時勢の推移に對して、大隈が、どういふ風に、活動して來たか、其他、大隈の周圍に、集まつて居た人々、及び、大隈に、對立して來た、政治家等に就て、評論的に、説述したものゝ如く、之を、一篇の明治史として、尊重すべき、著述である、と思ふが、多くは、大隈の成功に偏して、失敗を、語る事には、存外、疎なるの憾みがある。

けれども、此種の著述は、斯くするのが、當然であつて、それ以外に、失敗の跡を、知り得やう、とするのは、却て、間違つて居るのかも知れない。

圓城寺天山の、記述に係る、大隈伯昔日譚といふのが、餘程前に、公刊されてあるが、流石に、流暢にして、達意の文章であり、大隈の語る處を、其儘に傳へてあるから、讀んで見て、少しも悪い感じが起きない。

その記述中に、全く、史實を無視し、大隈に、都合のよい事ばかりを、多く語つて居るのは、甚だ遺憾であるが、之は、記述者の罪でなく、語る者に、其責は、歸するのであつて、今更に、それを追窮して、彼是れ、いふた處で、何の甲斐もなからう、と思ふから、著者は、著者の知る限りに於て、公平に語る外はないのだ。

大隈重翁

又、松枝保二氏の、大隈侯昔日譚といふ、著述がある。之も、大隈の直話を、主として、記述したのであるから若し、その記述中に、誤りがある、としても、松枝氏には、何等の責任はない事になる。

たゞ、松枝氏に對して、敬意を表すべき點は、天山の前著に、努めて、觸れぬやうに注意し、筆を、前著の盡したる、其以降から、續けて居る事が、頗る我意を得て、嬉しい感じがした。

殊に、天山とは、文體を異にして、全部が、口語體であるけれど、實に、巧みに、書きこなして、あつて、大隈の口吻を、其儘に、寫出している點は、流石に、才氣、溢れるが如き、松枝氏の筆致として、大に感服して居る。

此二つの著述を視て、伯の時代と、侯の時代と、はつきり分れて居るのも、讀む者には、一種の感興が湧く。

其外に、大隈老侯座談集として、『早稻田清話』といふ書物が公にされてある。之は、自慢話も少なく、大隈一流の出鱈目は、殆んど無い、といふて、よい位である。そのみならず、我々の如き、後輩のために、參考となるべき、話材が、多く載せられてあるから、再讀の勞を、吝まぬ事になつた。

▲人名の文字に、注意を欠きたる點あるは、遺憾である。

只一つ、驚きもし、亦呆れもしたのは、後藤又男とかいふ人の、『巨人大隈侯』と題する、出鱈目の一冊である。

全體、後藤といふ人は、どういふ考で、あれを書いたのか、知らぬが、實に、亂暴千萬なもので、維新前後から、明治年間に起つた、すべての大事件は、殆んど、大隈の力に依つて、解決されたるかの如く、書きなされてあるのだから、可成り、度胸のよい者でも、之を讀んで、驚かぬ人はなからう。

大西郷も、大隈の前には、叩頭百拜して居るし、強情者の井上が、泣の涙で、大隈に絶つて、救助を求むる所などは、殊に、驚き入る。或は、黒田清隆が、見込違ひの一言を、大隈の前に、取消すだけの事が、一大罪惡を、犯した者が、憐みを乞ふが如き態度になつて居る上、それ以來の黒田が、恰も、大隈の門下生なるが如く、書下されて居るのだから、どうして、却々、大變な書物である。

大隈が、全然、關係なき事迄を、大隈の爲した如く、書いた所もあり、事實と、年代の關係などは、まるで、無頓着に、あれも大隈、これも大隈と、滅茶苦茶に、大隈を、擔ぎ上げて居るのだから、流石の大隈も、地下に、苦笑して居る事であらう、と思ふ。

或一人を、偉くしたい爲に、其對立者を、つまらない者に、爲て了ふ事は、今迄にも、よくあつた事で、例へば、井伊大老を、擔ぎ上げる爲めに、水戸の烈公を、地下に踏込んで了ふ者も、二三は、あつたやうに、記憶して居る。

自分が、尊信して居る人を、偉くしよう、とするには、其人の爲した事を、眞實目に、親切に、正しく紹介すればそれでよい譯である。何も、對立者を、悪く貶すには、及ばないのである。

如何に、つまらぬ書物でも、一冊や二冊は、後世に残るのであらうから、餘りに、疎漏杜撰なものは、努めて、出さぬやうにするのが、著述家の責任である、と思ふ。

著者は、あの著述に對して、是以上、いふ事を欲しないか、只一言、斯の如き書物は、速かに、殘本を燒棄て、將來は、絶版にすべき事を、勸告する。

一一

大隈といふ人には、板垣ほどの、親しみもなく、極めて、短時間に、一度か二度、會談したに過ぎないので、著者の見方が、或は、違つて居る、かも知れないが、却て、餘り親しくない方が、批評の正鵠を、失はぬ場合もあるから、存外に、著者の見様が、當つて居るかも知れない。

何しろ、強情で、快活な、物事に、餘り、こだはらぬ人の如く、思はれた。頭腦は、よほど良かったものか、人の話を、聞分ける事に鋭敏であり、記憶力の強い事は、稀に見るの人であつた。

一番の長所は、辯舌であつたが、實をいふと、冗舌の多い割合に、聞く人をして、さういふ風に、感ぜしめなかつた所がある。演説でも、講演でも、擴げるだけ、擴げて、どういふ風に、つほめて行くか、と思つて居るうちに、何時の間にか、その締括りをつけて了ふ、といつた調子の、あの呼吸は、學ばんと欲して、及び得ざる所である。板垣が、演説する時の態度や、その言廻しには、何となく、莊重な所はあつたが、大隈の如く、快活な所が、少しもなかつた。板垣は、自分の理論に提はれて、理屈の氷漬け見たやうになる、缺點があつた。けれども、大隈には、さうした所が、少しもなく、快活であり、且つ豪放であり、どうかすると、何をいつて居るのか、論點の判らぬ事はあるが、それでも、聞いて居る者には、少しの倦怠も與へず、洵によい感じを與へるのが、大隈の辯舌であつた。大した學者でもないやうだが、新しい學說などは、人が研究して居るうちに、はやくも、その要點を捉へて、公開の席に、披露し得る、横著と、自負の力を、強く有つて居た。精神病に關する、專問の學者を集めて、精神病の講義をして聞かせる、といふ放れ業をやつて退けた事もあるのだから、板垣などには、迎も、その眞似は出来なかつた。或時、横濱の、支那人の學校へ、行く時、汽車の中で犬養木堂に、ちよつと耳打をされた丈の事を、材料にしてその演説は、二時間の長きに及んで居るのだから、迎も、人間業ではない。淺草の千束町に、有名な淫賣窟があつて、それが、警視廳の干渉で、押潰されやう、とした時、淫賣屋の主人等が二百人餘りも、早稲田の邸へ、押掛けて行つた。淫賣退治と、總理大臣に、どういふ關係があるか知らぬが、兎に角さういふ事があつた。

大隈と、板垣を比較して、板垣の遠く及ばなかつた點は、金策の一事である。大隈には、一本の手紙で、萬金を得る力があり、板垣は、子分が、駈け歩いて、千圓の金を集めるのに、十日も二十日もかゝつて、遂に、集め得ない事が多かつた。大隈は、宏壯な邸宅を構へ、驕奢な生活を營んで、千客萬來の觀があり、それらの容に接して、放談高論、夜を日に繼いで、倦く所を知らず、此點に於ても、人間放れのした、偉さがあつた。之に反して、板垣は、米屋から、魚屋までに、借があり、甚しき時は、外出に際して、一臺の俵をすら、得られぬ事があつた。従つて、大隈のやうに、多くの客を迎へ、それを對手に、快談して、喜ばせて歸す、といふやうな事は迎も出来なかつた。雑談をして居る間にも、大隈の如く、話材に、富んで居ないから、何時も、哲學者がいふやうな、理屈を控ね返して、客に、窮屈な思ひを、させるに過ぎなかつた。最もよく似て居る事は、どちらも、文字が拙く、一生、手紙を書かずに終つたのだから、實に奇とすべきである。大隈の晩年は、いよゝ賑かで、其葬式にさへ、賑かな氣分が、漾うて居た。板垣の死は、實に、物淋しく感じられて、何となく、濕ッばい葬式であつた。

三

著者の、個人感情からすれば、大隈は、極く好きな人である。物事に、こだはりが少なく、何でも、大ざつばな所が面白いと思つて居る。理屈を離れて、實際から見ても、存外に、突張が強く、宣傳が上手で、鳴物入の賑かさは、他の政治家に、見る事が出来ぬ、調子のよい人であつた。

要するに、大衆向の政治家とは、斯ういふ人を、いふのだらう。——大衆といふ語に就ては、著者に疑問がある。従つて、あまり使はぬ語だが、茲では、世間並に、大衆と、いつて置く。——選挙の遊説に、汽車の窓から、演説をしたり、議會の演壇に、自分が、首相である事を忘れて、陣笠の代議士を相手に、喧嘩腰で、討論をするなどは、連も面白くて堪らぬ人であつた。

併し乍ら、政治家としての、成績からいへば、餘り、芳しい事はなかつた。それを、事實に依つて、證明して行く

と、著者の見様が、間違つて居ない事になる。

言論、集會、出版の自由は、平生に於て、高唱して居るが、何時も、自分が、政權を握つた時は、反對の結果に、なつて居るのだから、可怪しな譯だ。

明治二十二年以前には、婦人が、政談演説會へ、入場し得たのであるが、全く、その禁止されたのは、松隈内閣の時であつて、最も、外交問題の、やかましい折柄であつた丈に、識者の非難は、可成り、強く起つた。同時に、演説會が、中止解散の厄に遭ひ、新聞の發行停止は、頻々として、行はれるやうになつた。

晩年、大隈内閣の下に、總選挙が行はれた。此時の干渉は、ずいぶん、ひどかつた。大隈の所謂、高遠の理想からいへば、斯うした事態は、起り得べき、筈はないのだが、實際に於ては、甚だしい干渉を、行つたのだから、怪しからぬ事だ。

大浦兼武が、内務大臣として、政友會の代議士を、買収する爲に、内閣の機密費を、議院内の大臣室で、時の衆議院書記官長、林田龜太郎へ交付して、それが、他日、問題になつた時、加藤高明と、八代六郎は、責を負うて、大浦の辭職と同時に、内閣を去つたにも拘らず、大隈は、首相として、其責を負はず、名を、優詔に托して、居据りをやつた事は、あまりに、明白な事實である。

板垣が、自由黨を率ゐて、藩閥政府を、援けた事に對して、ひどい嘲罵を加へたが、自分も、松方内閣へ入り、完全

全に、藩閥と、握手してしまつた。其前には、黒田内閣へ入り、薩閥と、握手して居るが、斯うした矛盾は、少なからず在る。けれども、大隈は、世間の非難を、氣にもかけず、申譯は、猶更しないで、澄まして御座るところは、實に、横着なものであつた。

黒田内閣の時、條約改正で、隻脚を失ふ程の、大事件を惹起したが、その原因は、前内閣の外相、井上馨の改正條項を、多く踏襲して、それに少しばかり、色づけをして、胡魔化さう、とした結果が、あの騒ぎに、なつたのである。

口を開けば、元老を罵り、元勳を、非難して居たが、一たび、それらの人から、相談を受ければ、多少の條件は、附けられても、すぐに、政權を引受ける、といった様な事を、平氣で、やつて退ける。斯うした事を、數へ立てれば

幾らでもあるが、他の人のやうに、理屈をつけて、申譯をせず、平氣で居る所が、頗る妙である。

大概な政治家は、こんな態度で居たら、忽ち、人望を失つて、ベシヤンコになるのだが、大隈には、さうした事がなく、却て、喝采を受けて居るのだから、不思議である。

財政の事には、ひどく明いやうに、一般から、見られて居るし、自らも、それを、一つの、誇りの如く、して居るが、さて自ら、財政の局に當ると、何かしら、失敗の跡を残して、後任者を、困らせるのが、常であつた。

大正初頭の、山本内閣が倒れて、大隈内閣が起る時、元老會議が、長びいて、容易に決しなかつたのは、松方正義が、諾と頭を、縦に振らなかつた爲である。

嘗て、松方は、大隈の跡を引受けて、財政の局に、當つた事がある。其時に、よほど苦しんだものと見へて、復た大隈が、滅茶苦茶な事をやると困る、といつて、容易に、承諾を、與へなかつたのだ。

斯うはいふても、大局を見る事と、人氣を取る事は、明治年間の政治家中、此人以上の者は、只の一人もない。

それに、何といふても、早稲田に、大きな學校を、有つて居る事が、此人の強味であつた。明治十四五年の當時に、自力を以て、學校を興さう、なぞと、考へた政治家は、大隈の他になかつた。初めは、經營難で、可成り、弱つたやうだが、強情に、持ちつゞけて、遂に、物にしてしまつたのだから、其點は、實に偉いものだ。又、新聞の勢力に、眼を付けて、早くから、郵便報知新聞の維持に、力を盡し、配下のものを、記者に入れて、政治的に、國民を啓發しよう、とした事は、敬服に値する。藩閥の政治家は、新聞の勢力を恐れて、之を彈壓しよう、としたが、大隈は、反對に、之を利用したのであるから、藩閥の政治家に比べて、大隈の智見は、遙かに進んで居たもの、といへやう。

四

倒幕運動の中心には、少しも、觸れて居らず、京洛の巷に出入して、浪士と、交渉した事もない。長崎に、佐賀藩の留學生として、日を送つて居るうちに、維新の變革が起り、伏見鳥羽の戦報が、明らかになると、奉行は、尻に帆をかけて、夜逃げをしてつた。

大隈は、其跡へ乗込んで、奉行の爲すべき事を、自分の勝手に、爲して居たのだ。それが縁となつて、やがて、九州鎮撫總督の配下となり、臨時の役人となつて、耶蘇退治を、やつたのである。然るに、これが、幸ひとなつて、京都へ、呼び上げられた。即ち、耶蘇退治の一條が、國際問題となり、自分は關係者として、談判の衝に當つたのだ。此事に依つて、その才識と辯を知られ、本格の役人になり、大久保や、木戸に認められて、江戸へ乗出し、二三の事件に關係して、齒切れのいゝ所を見せたので、參與の椅子に、就き得たのであるから、一面からいへば、幸福な人ともいへるのだ。

▲長崎時代及び、耶蘇退治の事から、本格の役人になつた顛末は、別項に、詳説する。

『昔日譚』を見ると、廢藩置縣に、深い關係を、有つて居たやうな、口吻で、話込んで居るが、それは、出鱈目の甚だしきものだ。

廢藩置縣は、西郷、木戸、大久保、それに、井上、山縣、鳥尾、三浦等の人々が、最初からの關係者で、斷行の運びをつけたのが、三傑以外の人としては、山縣が在るばかりだ。大隈は、事後に、それを知り得た程度の人である。征韓論に就ても、何等かの活動を、爲したかの如くに、語つても居るし、世間にも、さう思つて居る人はあるが、これも、大間違ひの話だ。當時の閣議に、此事が問題になつて、愈々、西郷を、朝鮮へ送るべく、決定さるゝ迄、大隈は、閣議に於て、一言半句、反論を、吐いて居らぬのが、事實だ。

西郷の派遣は、岩倉大使の一行が、歸朝する迄、延期されたけれど、それは、大命に依つて、さうなつたのであつて、大隈の爲に、阻まれたのではない。早稻田大學の出版部から、煙山專太郎氏が『征韓論の真相』といふ、書物を出版して居る。此問題に對して、最も正確に、最も詳細に、書いてあるものは、出版物として、此一冊が、第一のものであるが、それを讀んで見れば、よく判る。然るに、『昔日譚』の記述は、之と餘りに違つて居るから、驚くの外はない。

本論には、それらの事情も、多少は、記述するつもりであるが、それよりも、左の數項に就て、最も詳細に、述べる事を、主眼として居るから、此事を、豫め、含んで貰ひたい。

- 一、明治十四年の政變
- 一、政黨創立當時の事情
- 一、條約改正問題の顛末
- 一、松隈内閣の経緯

一、憲政黨内閣の顛末
一、晩年の大隈内閣
大きい項目は、是であるが、それを述べる事に依つて、政黨政治家としての大隈が、ハッキリと、判つて来る。

佐賀の藩情

一

九州の雄藩、佐賀の太守、鍋島直正は、非凡の人であつた。けれども、世に言ふ、大名氣質は、矢張り、持つて居たので、他の爲る事は、自分も、やつて見たい、といふ氣があつて、珍しいと、思ふ事には、何でも構はず、手を出すと、いふ風があつた。

十一代の將軍、徳川家齊が、奢侈淫蕩の人で、あつた事は、すでに明かであるが、それを眞似て、大名の風儀は、著しく悪化して來た。家齊には、侍妾が多くあつたので、従つて、子女の數も少なくなつた。それを、片端から、大名に送つて、縁組をしたから、同時に、淫蕩の風も、移つてゆくのは、止むを得ぬ次第である。

現に、島津榮翁の如きは、昔からの、薩摩の國風を、すツかり、打ち毀して了ふほどに、家齊の眞似を、爲たものであつた。同じ九州に、城を持つ、大名の氣分からいへば、島津が、第一の雄藩なる丈に、齊直の身にすれば「何の島津が」といふ氣も、起つて來る。

佐賀藩には、先代から、積上げた財が、實に豊富なもので、金藏の床板が折れた、とさへ、傳へられて居る。それを一切、費ひ盡すほど、齊直の驕奢は、甚だしかつたのである。費へば減るに、極まつて居る、金の事であるから、どれほど、金藏に積込んであつても、それは、臈て無くなる、時は來る。是に於て、苛斂誅求は始まり、町人や百姓

は、惨目な事になるのだ。

今までも、思ひ切り、絞つてゐたのだから、どう責めた所で、収入は、大して多くなる、見込はなく、藩邸の窮迫は、言語道断の有様で、藩主は、参覲交代の期が来ても、江戸へ、出る事が出来ず、催促を、受けるが如き、失態を醸した。江戸の藩邸では、除夜の燈火を、節約するほどになつた。藩士は、三食の上に、極度の制限を加へたが、左までの響きはなく、佐賀藩は、手を束ねて、自滅を、待つ外はない、といふ、窮状に陥つた。

此時、長崎に、一事變が起つて、齊直は、幕府の嚴譴を受け、閉門の處分を、申渡された、諺に曰ふ、弱い目に、祟り目とは、斯ういふ事を指して、いふのだらう。

長崎は、幕府の直轄で、奉行政治であつたが、この警備を、引受けて居たのが、佐賀藩であつた。黒田と、鍋島が、一年交代の警備役、運の悪い、鍋島は、黒田に代つて、文化五年に、長崎警備の大役を、申付けられた時、英吉利の船が、無遠慮にも、港に、乗込んで来た。

英吉利の船が、突然、入港して来たので、奉行所の役人から、それを差止めやう、としたが、先方では、無頓着に、港に乗付けたから、さア騒動になつた。小船に乗込むだ、多くの役人は、船から船へ、鐵の鎖を引張つて、英船の入港を妨げやう、としたけれど、そんな事で、抑へられる譯もなく、英船は、鐵鎖を、斷ち切り、小船を覆へして、入港して了つた。

警備隊の取締は、吉村源左衛門といふ、人であつた。奉行所からの、催促に應じて、直に隊士を率ゐ、船に乗つて英船を取巻いた。先づ、鐵砲を打ちかけ、それから、大弓を取つて、矢を射ること、雨の如くであつたが、何の甲斐もなく、そのうちに、英船は、悠々として、引上げて行く。奉行の井上某は、幕府へ申譯なし、とあつて、切腹する、引つゞいて、吉村も、切腹した、その他、恥を知る、隊士は、多く切腹して、警備の怠りを謝した。此事が、問題になつて、鍋島齊直は、閉門を申付けられた。藩の財政は、既に頽廢して、如何とも、なし難き折柄、斯ういふ、椿事が出来したので、齊直は、之れを機會に、隱居して、其子の齊正が代つた。此人が、後の閑臈侯である。

昔の武士は、負惜みが強かつた。其中でも、佐賀の武士が、その點に於て、一番に、すぐれてゐたらう。獨り、佐賀藩ばかりでなく、どこの藩にも、特殊の教育法があつて、藩中の青年を、鍛へ上げてゆくから、その藩に限られた、一種の氣風が養成されて、それが、非常な強味に、なつてゐたのだ。

佐賀には、『葉隠集』というて、特殊の武士道を傳ふべく、鍋島直茂の昔から、残つて居る、藩士養成の、教科書が在つた。直茂の言行を、基礎として、主従の關係を、説いてあるのだが、それには、素晴らしい事が、書いてある。我身を、主君に奉り、死切つて、幽霊となつて、二六時中、主君の御事を歎き、事を調べて、進上申、御國家を固むる、といふところに、眼を付けねば、奉公人とは、いはれぬこと也。

生を賭して、主家に奉ずる位の事では、とても手緩し、とあつて、幽霊になつて迄も、主家に盡せ、と、教へてあるのだから、恐ろしく、執念深いものだ。それであるから、赤穂の義士が、一年もかゝつて、吉良の首を、取つた事を、極端な非難を、加へて居る。

浅野殿浪人、夜討も、泉岳寺にて、腹切らぬが落度也。又た、主を討たせて、敵を討つこと、延々也。若し、其中に、吉良殿、病死の時、殘念也。その他、全篇を通じて『死物狂也』と、いふ文字が、チヨイ／＼見える。『武士は、首が飛んでから、一と仕事、すべきものと思へ』斯ういふ、物凄事も、書いて在る。一般に謂ふ、浪人なるものに、ついても、佐賀では、その解釋を、異にして居る。文字も、浪人と書かずして、牢人と書かせる。扶持には放れても、主従の縁は、猶、繼がつて居るもの、と、してある。無祿で、主家に盡すのが、武士道である

と、教へて居るのだ。
鍋島は、龍造寺の、家老から出て、その本領を、乗取つたのであるから、同じ佐賀人でも、その氣風は、自から二つに、分れて居るのは、止むを得ぬ事だ。乍併、その武士道なるものは、全く『葉隠集』に、據つて居るのである。

二二

齊正は、十二歳にして、室を迎へ、十五歳にして、封を襲いだ。その室は、將軍家齊の子であるから、鍋島家は、徳川と、二重の縁が、結ばれた譯で、その關係の爲めに、維新の際、勤王とも、佐幕とも決かぬ、曖昧な、態度を取る事に、なつたのである。當時の鍋島家は、窮迫のどん底で、どうにも、斯うにも、始末のつかぬ慘狀に、陥つて居た。收斂は、極度まで行つて、此上に、虐めやうはなく、借金も、手の届くだけ盡くして、もはや、借りる先さへ、ないといふ、有様であつた。それ迄に、なる間には、先代の齊直が、種々の事をやつて、藩政も、滅茶に、なつて居た。家齊を眞似て、侍妾を、多く置いた結果、子供の數も、少からずあつて、苦し紛れの一策として、領内の富豪へ、その娘を與へ、澤山の結納金を、せしめた事もある。今に至る迄、佐賀人には、金に對する、一種の厭な氣分が、あるのは、之れが爲めである、とさへ、傳へられて居る。

斯ういふ、場合に、封を襲いだ、齊正が、非常な英主で、あつた爲に、漸く挽回の道はついたが、若し、齊正にして、平凡の藩主で、あつたなら、佐賀藩は、或は潰れて、居たかも知れぬ。當主になつた、齊正は、先づ、藩制の、改革を始め、勤儉尙武の風を養ふべく、教育の事に、手を下した。歳は、未だ弱くあつたが、流石に、後の閑臈侯は、この頃から、卓抜の氣があつて、その改革は、着々、効を奏した。

長崎の事件から、齊直が、閉門を命ぜられた事は、藩士の一同に、強い刺激を與へた。齊正が代つて、藩主になると、その傳役を、してゐるものから、絶えず、此事件を繰返して、雪辱の念を、起させるやうに仕向けた。その上に、

財政の困憊に、刺戟されて、齊正の覺悟は、十分に、ついてゐたので、その改革は、極めて徹底した。

然者、外向は、仕置相立候儀には候へども、猶又、側向において、仕置相立て候。衣食より、段々、儉約致し、軍國、天災の備は、勿論、窮民を救ひ、鰥寡孤獨の憂、無之様專一の事

我等、衣服の儀、去春、一通り申候へども、未だ氣に合ひ不申、漢の孝文は、天子にてさへ、衣を、三度洗ひ、着せらる。我朝にても、同席中に松平新太郎、上杉鷹山なども、斯の如し、まして、我等が如きもの、幾度洗ひても、よき事なり。故に、從來、國元にては、木綿ばかり着可致

飲食の事は、我等、幼少より、華奢に致し候へども、此節は、汁、香の物、二品限り、晝食は平と香の物、二品限り、平無之節は、皿魚、夕食は、味噌碗にて宜敷、右の趣は、其方共よりは申兼儀に付、我等より、申開候
齊正が、自ら勤儉令のうちへ、斯ういふ事を書入れて、一般に示し、極度の、儉約を行つたから、藩中の士風も一變し、領内の生活、状態も、今迄とは異つて、頗る質素になつた。

藩費に、弘道館と、いふのが在り、そのうちに、修業館、九思堂、蒙養舎の、三校が設けられて、藩中の少年を、教ふる事に、してあつたが、多くは、形式に流れて、眞の教育は、施されて居なかつた。齊正は、眞先きに、この改革を謀り、弘道館を擴張し、三校を併合して、皇學寮と稱し、家長を除くほか、一般の藩士は、十五歳に達すると、すべて、館内の寄宿舎へ、入れる事にした。こゝにおいて、『葉隠集』は復興され、昔の武士道は、更に繰返された。

剛健な士風は、漸く回復されて來たから、勤儉尙武の氣は盛んになり、財政の整理も、着々、効を擧げ、士風の頹廢も、救ひ得たのであつた。斯くの如く、齊正は、稀世の英主で、あつたのみならず、その背後には、古賀精里が、控へて居り、別に、牟田藤右衛門、井口傳右衛門の二人が、顧問の格で、能く齊正を援けてゐたのは、見過し難き、事實である。藩政の方には、鍋島安房、五島上總、鍋島直高の三人が、執政として、獻身の働きをした。安房は、齊正の庶兄に、當る人、また參政には、原田小四郎、中野數馬、伊東外記等の、賢臣が在つて、輔佐の任を盡した。

改 革 運 動

一

『葉隠集』に就て、猶う少しいひ度い事がある。大隈大郎等の改革運動といふのは、つまり、新舊思想の衝突からで、葉隠派に對する、反抗運動であるから、『葉隠集』の事が、徹底的に解らねば、たとへ、大隈等の運動を、如何に詳説した所で、充分に、理解し得ない事になる。其處で、此一派の根元に溯つて、述べる必要がある。

抑も『葉隠集』は、石田一鼎と、いふ人の訓言を、その門人、山本常朝と、田代陳基の二人が、丁寧に記述して、之れを、一部に纏めたのである。

一鼎は、寛永六年の生れで、元祿六年に、死んで居る。鍋島勝茂に仕へて、剛直の名あり、曾て勝茂の爲めに、論語を講じ『其收斂の臣あらんよりは、寧ろ盜臣あれ』の一節に至り、左右を顧みて、

「收斂の臣とは、即ち此席に列る、相良求人の如き輩を指していふのである」と、いふて、一座の者を、驚かした事がある。相良は、勝茂の愛臣であつた。

斯ういふ調子の人で、あつたから、終に罪を得て、閉居を命ぜられた。其閉居中に著はしたのが、有名な『用鑑抄』である。

一鼎が、孝行の義を、説いたうちに、

「忠臣は、忠臣の門に、尋ねよとあり、随分、心を盡して、孝行す可きなり。亡き跡にて、残り多き事あるべし。奉公に、精を出す人は、自然にはあれども、孝行に、精を出す人は稀れなり。忠孝といふは、無理なる主人、無理なる親にてなくば、知れまじきなり。よきものには、他人も、懇にするなり。松柏は、霜後に顯はるとあり。元政法師は、夜明けに、魚の棚にゆきて、包を、衣の内に隠し、母に進められたりとあり。案じて見ても、常體の事になし」

斯ういふ事がいふてある。

また、武士道に就て、その説明がある。

「武士道と、いふことは、即ち死ぬこと見付けたり。凡そ、二つの場合に、早々、死ぬかたに片付くばかりなり別に仔細なし。胸すわりて進むなり。若し、圖に當らぬ時、大死などいふは、上方風の打上りたる武道なるべし。二つ一つの場合に、圖にあたることわかることは、到底、出来ざるなり。我れ人共に、等しく生きる方が、萬々、望む方なれば、其好むかたに、理がつくべし。若し圖にはづれて、死にたらば、大死氣違とよばれるれども、腰ぬけにくらぶれば、耻辱にはならず。是が、武道に於て、先づ丈夫なり。毎朝、毎夕、改めて、死ぬ死ぬと、常住、死身になりて居るときは、武道に、自由を得、一生落度なく、家職を、仕果すべきなり」

佐賀の武士氣質は、之れに依つて、固められたものである。

『葉隠集』のうちに、
「御代々の殿様、悪人、之れ無く、鈍智、之れ無く、日本の大名に、二三と、さがらせられしことは、終に之れ無く候。不思議の御家、御先祖様、御信心の御加護たるべく候。又、御國の者、他方に差出されず、他方のもの、入れ置かれず、浪人、仰付けられ候ても、御國內に召置かれ、切腹仰付けられしものゝ子孫も、御國內に召置かれ、主従の契り深き御家に、不思議に生れ出で、御被官は申すに及ばず、町人百姓に至る迄、譜代相傳の御深恩、申し盡

されざる事どもに候。されば、斯様の儀を存じ當り、何卒御恩報じに、まかり立つべくとの覺悟に、胸を極め、御懇に召され仕り候ときは、慙、私なく奉公仕り、浪人、切腹仰付けられ候とも、土の下よりも、生々世々に、御家を、歎き奉る、心を入るゝこと、是れ、鍋島武士の、覺悟の要門、即ち我等が骨髓にて候。二百年の長い間、此教を、うけて來た、佐賀の武士に、一種の氣風が、あつた事は、今の人の想像も及ばぬ所である。

一鼎は、更に進んで、斯ういふ事をいふて居る。

『今の拙者に、似合はざる事に候へども、成佛までは、嘗て願ひ申さず候。七生迄も、鍋島侍に生れ出で、國を治め申すべき覺悟、魂膽に染み、罷在るまでに候。氣力も、器量も入らず、一口に申さば、御家を一人して、荷ひ申す志を、出生申す迄に候。同じ人間が、誰に劣り申すべきや。凡そ、修行は、大高慢にてなければ、役に立たず候我れ一人して、御家を動かすとかゝらねば、さめ易き事これなり。されど、夫は、さめぬ仕様なり。即ち我等が一派の誓願に』

一、武士道に於て、おくれ取り申すまじき事

一、主君の御用に立つべき事

一、親に孝行 仕るべき事

一、大慈悲をおこし、人の爲に、なるべき事

此四誓願を、毎朝、神佛に念じ候へば、二人力にて、後へは戻らぬものなり。尺蠖の様に、少しづつ、先へ先へとにじり申すものに候。神佛も、即ち先づ、誓願を起し給ふなり。

これが、佐賀論語と、いはれし、葉隠集の一端である。

一一

負け嫌ひの、剛情は、昔の侍に、有り勝ちの事だが、殊に佐賀侍には、それが念入りに強かつた。侍は、切腹位の覺悟で、主家へ勤めてはならぬ。幽靈になつて迄、主家を護るのが、その本分である、と教へて居る。

九州の雄藩といへば、先づ島津に、指を屈し、それから、黒田、鍋島、細川と、數へて來る。そのうちでも、鍋島には、流石の、島津も、油斷がならぬ、と思つて居た位で、その士風は、島津と、能く似て居た。

乍併、時勢の變轉は恐ろしいもので、二百數十年の間、教育の本義として、此上もなく、尊重して居た『葉隠集』の根底に、龜裂が入つて、藩覺の弘道館に、改革の叫びが高くなつて來た。

嘉永の歲に、米使ペリが、浦賀へ、乗込んで來て、開國貿易を迫つてから、攘夷の議論が、盛んに起つて來る。と同時に、微温的ではあつたが、開國の説も、先見ある、識者の間に唱へられ、どこの藩へ行つても、此事で、多少の動搖は、起つて居た。

殊に、佐賀藩は、福岡藩と、一年交代で、長崎の警備を、引受けて居る關係から、和蘭や、葡萄牙の人に依つて、幾分は、世界の事情を、知る便宜を、得て居たので、ペリリの渡來は、初めての事だが、何時か、斯ういふ事に、なる位の考へは、長崎通ひの侍には、考へて居る者もあつたらう。弘道館の教育が『葉隠集』の一本槍で押通す、その遣方が、氣に容れず、多少の新し味を加へて、時代に、沿うてゆかうといふ議論が、起つた來た。

新し味とは、何か。西洋の學說を研究して、精神の上にも、將た、物質の上にも、多少の改善を、試み度い、といふのであつた。

其れをするのには、弘道館の、教育組織を、根本から、改めてゆかねば、ならぬのであつた。且つ『葉隠集』の教へ

は、鍋島家を本位として、他を顧みるに及ばぬ、と、いふのであるが、是れも一變して、皇室本位に、爲ることが、最も急務である、といふ、議論が、却々さかんに、なつて来た。

今の辭でいへば、新思想と、舊思想の衝突が、起つて来たのである。新しい説を樹て、弘道館の改革を唱へたのは十七八の青年が多かつた。

何時の世でも、青年の頭腦は、極めて單純であるから、斯うと思ひ込んだから、飽迄も、之れを押し通さう、とするそれに逆らつて、どこ迄も、舊式の型へ、其儘持込んで了はう、と謀るのは、老人輩の考へで、やがては、青年の勝利になるが、老人輩の、押手も利いて、一時の抑へは、つくものだ。

古い習慣を破つて、新しい生面に進む、といふ事は、却々に、むづかしい。殊に、舊幕の時代に於ては、それを爲させぬ事が、幕府は、申すに及ばず、各藩へ渡つて、唯一の方針に、なつて居たのだから、その支配を、受けてゐるものは、どうしても、舊慣を墨守して、醉生夢死の境遇に、甘んずる外はなく、偶、新しい事をいへば、實行に入る前、先づ以て、嚴罰に處せられるのであつた。今から想へば、實に馬鹿らしい、高野長英や、林子平の禁獄、それが、當然の事として、一般の人からも、別に異まれずに居たのだから、當時の世態は、現代に比べると、よほど變つて居た。此時代に生れた、武士で、身分の卑いものが、何事にもせよ、古い型を破つて、改革がましい事を唱へ得る丈の勇氣があれば、その人は、既に、群を抜いて居たものと、視て、敢て差支ない。大隈が、一青年の身を以て、佐賀の藩制に容喙し、それがために、譴責をうけて、謹慎を命ぜられた。と、いふ一事でも、八太郎の昔から、肯かぬ氣の、負し魂は、現れて居た。

三

學制の改革だけなら、大した騒ぎにも、ならなかつたのだが、鍋島本位と、皇室本位の争ひ、これは、今の人の、

想像も及ばぬほど、藩中の議論としては、殊に面倒なものであつた。

外使が、追々に、押かけて来て、開國を迫る時、舊式の學制を改めやう、とする、青年の考へは、時勢に順應したもので、之れには、頑固な老人輩も、多少は動かされたが、皇室本位の一事は、どこ迄も、不承知を唱へて、改革運動の率先者を、片端から、處分する事に極めた。

その率先者は、果して、何ういふ人々で、あつたか。
中野方藏を首魁として、大隈八太郎、副島次郎、大木民平、坂井辰之丞、古賀一平、島國右衛門、江藤新平等の連中であつた。

その背後には、枝吉神陽が居て、是等の青年を、指導して居た。枝吉は、副島の兄、副島は、後の種臣である。中野は、非常な傑物であつたが、惜い哉、安藝對馬守の、坂下擁撃に連座して、幕府に捕はれ、終に獄中に繋がれて、牢死した。

此改革運動は、舊式に對して、髓に究所を、衝いたのであるが、時節を視て、進む事をせぬ、老臣は、却て、之れを憎み、片端から、處分を斷行した。

佐賀の藩制として、家老を除く外、一般の藩士は、十五歳になると、弘道館の、寄宿舎に入る事に、なつて居た。大隈等は、その寄宿舎で、あり乍ら、放校處分を、受けたのである。けれども、その後、間もなく、大隈等が、唱へた通り、すべての改革は、行はれたのであるから、つまりは、放校處分を、されたものが、勝利を得た事には、なつたのだ。

時勢の推移と共に、幕府の權威は、日を逐ふて、衰へて来た。殊に、櫻田事件のあつて、以後は、幕府の押手は全く利かなくなつて、諸侯の振舞は、頗る放縱に、流れて来た。

諸侯が、幕府に對して、勝手な振舞をする、と同時に、藩士が、藩命を、輕んずる事も、甚だしくなつて、今迄の

やうに絶對服従を守らないのみならず、少しく、志の高いものは、無届で、藩を脱し、京都や、大阪へ出かけるものが漸く多くなつて來た。

佐賀藩でも、大隈、江藤、大木、副島等は、互に相約して、終に脱藩した。京都へ行くものもあり、江戸へ上るものもあつて、それ／＼に、活動の舞臺に立つた。

上下心を一にして、眞劍の改革を行つたから、萬事は、年と共に、順調に向つて行つたらうが、この改革も、將た、教育も、依然として、鍋島本位であつたから、新進氣鋭の連中には、何となく喜ばれなかつた。醫者は、漢法でも、必ず蘭醫の教へを、うけるやうに、なつてゐたので、長崎通ひは、相當に、勵まされて居た。その結果として、西洋の、文明の狀態は、醜氣ながら傳へられた。それ等の關係から、藩士のうちに、一層進んだ、改革論が、徐々、頭を擡げて來た、大隈、副島、江藤、大木等の活躍は、これからであつた。

長 崎 時 代

一

維新の名士で、女道樂を爲ぬものは、不具者の以外に、一人も無かつた、と云つても、よい位だ。また、それを爲せば交際が出来ないので、止むを得ず、始めたのが病付きで、終には、人並外れの、好者になつたものもある。晩年の、大隈を見て、不思議に、物堅い人の如く、思ふものもあらうが、それは大違ひで、昔の八太郎は、却々に發展した。藝者買と、いふやうな、手緩い事は避けて、簡単な、女郎買が、大好きであつた。長崎に、佐賀藩の、致遠館なるものが建てられ、副島二郎が首長で、威勢のよい連中が、多く乗込んで來た。大隈八太郎も、そのうちの一人で、英人を師として、英語の稽古をしてゐたが、大隈と、長崎の關係は、それが始めである。

大隈が、同志の青年と共に、弘道館の改革論を唱へて、放校處分に逢うたのは、十七八才の頃であるが、この説は終に行はれて、致遠館の、建設を視るに至り、それから、藩士のうちに、蘭學を修むるものが、漸く多くなつて『葉隠集』の、教訓から遠ざかるものが、殖えて來た。『侍は、切腹する位の、覺悟でなく、幽靈になつても、主家を守る、といふ、堅い心がなければ、鍋島の家來とはいへぬ』斯うした、葉隠集の教義が、皇室本位に、改まつて來た。學制は、蘭學を加へて、西洋の事情を、研究するやうにせよ、と、いふのが、大隈等の主張であつた。その仲間は、中野方藏、江藤新平、大木民平、古賀一平、副島二郎等の連中で、藩の老臣も、この連中は持餘した、と、いふ事で

ある。

後からくと、壯い藩士が、やつてをるので、大隈や副島は、いつか、其連中の、首長になつた。福島は、洋學も修業したが、實は、漢學において、此連中の、首席であつた。兄の枝吉神陽は、弘道館の教授を勤め、青年からは、非常に崇敬された人である。

大隈が、頻に丸山の、遊廓へ出入して、馬鹿遊びをするのに、副島は、獨り端然として、讀書に耽る、といふ風であつた。そのうちに、同志や、友人の間に、大隈の豪遊が問題になつて、悪い噂が、頻に傳へられた。副島の耳へも聞えて來たから、黙つて居る譯にならなかつた。

「オイ、大隈、此頃は、丸山の遊廓へ、よく行く、といふ事であるが、それは、宜しくあるまい。ちと慎んだら、何うぢや」

「遊廓へ行つては、宜しくないか」

「宜しくない」

「何故か」

「何故か、というて、あのやうな處へ、屢々出入すると、人の誤解を招く、のみならず、第一には、お前の品格をも損ずる事にならう。今度は、大に憤むで、丸山行きは、止めたら何うか」

暫く、考へて居た大隈は、

「お前は、丸山へ、行つた事が、あるか」

副島は、怫然として、色を變へた。

「馬鹿な事を申すな」

「何が、馬鹿な事か、まあ、拙者のいふ事を、能く聞け」

大隈の膝は、ぐつと進んだ。副島は、斯うして居る間も、膝に手をつけて、行儀よくして居る。

「お前は、自分が、少しも知らずに、己れの事ばかり、咎めて居るが、先づ、お前も、一應は試みて、善いか悪いかはそれからの事にせい。兎に角、今夜は、己れが案内するから、己れと、一しよに來い」

副島が、眞ッ赤になつて、益々怒るのを、ほどよく對手にして、とうとう説きつけたので、副島は、其夜、始めて丸山へ行く事になつた。

一一

大隈の頭腦から『葉隠集』の教義は、疾くの昔、御免蒙つてゐたが、副島の頭腦には、未だ其の教義は、いくら残つて居た。同じく英學は修めても、副島は、時の必要に逐はれて、據なく學ぶので、大隈の方は、それによつて、何處までも進まうと、考へてゐたから、その間には、大分の差があつた。

大隈も、母には、至孝の人で、あつたが、副島の眞面目には遠く及ばなかつた。副島は、平生から、謹嚴、その物の如き人であつたが、大隈は、才にまかせて、臨機應變の立働きのした。

副島の人格は、非常に高く、大隈の才は、儕輩を壓して居た。それにしても、矢張り、人間であるから、歳の壯んな副島が、大隈に説きつけられ、生れ落ちてから、初めての遊廓入りは、珍とす可きである。併し、それは、全然、失敗に終つた。大隈も、副島も、失敗に終つたのだから、甚だ可笑しい。

大隈は、副島が堅苦しくて、その取扱に困るので、これを、軟かにしてやらうとの考へから、丸山へ、引張り出したのだが、其夜の、副島は、遊女を對手に、勤王の大義を説いたものだ。如何に、丸山の太夫が、日本一の遊女で、あつても、たかが、遊女である以上、天下の事が判る筈はなく、折角の勤王論も、馬耳東風と、聞流されたので、眞面目な副島は、すつかり怒つて、太夫の頭を、ボカリとヤツつけた。さあ、それから、大騒ぎになつて、漸く大隈の

調停で、其場は、無事に、すませたが、その代り、大隈の考へた、副島軟化策は、破れて了つた。遊女を對手にして勤王の、大義を説く、副島の眞面目さ。その副島を、軟かくしやうとして、苦心する、大隈の惡戯者。二人の性格は此の一事でも、明かに現れてゐる。

大隈や、副島は、京都へ上つて、徳川慶喜に、謁見の運動を、はじめた。今の時代からいへば、何でも無い事であるが、その頃の事として、陪臣が、將軍に謁見しやう、とするが如き、斯んな無謀な事が、どうして、考らへれたかそれも、時勢の推移と、觀る外はない。

鍛冶屋の職人が、總理大臣の、官邸へ押かけて、辭職勸告をする、と、いふやうな事は、別に大した事とも思はぬが、昔の事にする、と、實に容易ならぬ、僭上沙汰として、その罪は、死に値した。

大隈等は、慶喜の御側御用人、原市之進に、やうやく、面會する事が出来たので、將軍謁見の取次を頼むだ。

『足下等は、如何なる用向で、上様に拜謁を願はれるのであるか。その次第を、承はつた上にて、何分の御挨拶に及ぼうが、全體、どういふ事柄で御座るか』

『我々は、現今の時勢について、深く憂慮してゐるが、我國家を救ふには、どうしても、將軍家に、御退身を、願ふ外はない、と思ふて、兎に角、我々の一命を捧げて、赤誠を披瀝し度く、貴下の、御取計らひを以て、拜謁が叶へば、此上も御座らぬ』

『何といはるゝ、上様の御退身を願ふ、とか』

『左様』

原は、呆れ顔であつたが、大隈等は、存外に平氣で、敢て恐れて居る、容子もない。流石に、原は、頭腦の働く人であつたから、時勢は、斯うまでに、逼迫して來たのか、とは思つたけれど、當時の作法として、身分の卑い陪臣なぞを、將軍に、謁見せしむる事は、出來ない事であるから、

『折角の儀では御座るが、その御執次は出來申さぬ。飽迄も、其御所存とあらば、藩主を経て、申出られるが可からう』

と、きつぱりと斷つた。

二人は、いろ／＼に、議論をしたが、終に謝絶されて、空しく引取つた。

その翌日は、藩命に依つて、國元へ、送り返へされる事になつた。それは、原から、藩の方へ、照會があつた結果で、國元へ着いてから、閑居謹慎を命ぜられた。

學制改革で、放校處分を受け、脱藩の事から、謹慎を命ぜられ、老臣や、重役には、餘り喜ばれなかつたが、後日になつて、弘道館の學制は、改められた。將軍慶喜の辭職も、終に實現された。而て視れば、八太郎の腕白で、矢張り意義のある腕白であつた。

長崎の致遠館へ、八太郎等は、留學を命ぜられた。それが、謹慎を命ぜられてからの事である。

副島の兄、枝吉神陽が、青年の崇敬を受け、神陽は、能く青年を指導した。八太郎も、其教へをうけた一人で、その關係から、副島とは、最も善く交つた。

性格の上からいへば、全然で、反對の二人が、互に相信し合ふたのは、神陽の導きであつた。

山男の如き姿の、二郎と、身の廻りを飾つて、芝居の侍に似た、八太郎と、見た眼の不釣合、朝から晩まで、只だ黙々として、讀書に耽ける、二郎と、才氣縱横、口に任せて、辯じ立てる、八太郎と、之れを比て見れば、餘りの相違であるが、それで仲善とは、誰れにしても驚いた、とある。

八太郎が、丸山の花月樓に、美人を對手の、流連は、同輩の問題に、なつた位だが、二郎は、獨り寂しく、机に向

つて居た。

併し、精力の強い、八太郎は、遊蕩の間にも、學問の修業は、怠らなかつた。洋學といへば、和蘭に限られ、少し進んだ人でも、その頃に、漸く流行出した、佛蘭西語を、學ぶのであつたが、八太郎は、どう考へてか、獨り、英吉利語の勉強をはじめた位だ。

何事にも、着眼の早い、人であつた、といふ事は、充分に認められる。どうか、斯うか、辭書と、首ッ引で、一通りは讀めるやうになり、和蘭や、英吉利の政體を、臚氣ながら、知る事を得て、それを、同僚に、講釋したのである、聞いたものが、驚いたといふ事も、傳へられて居る。

思ふた事や、覺えた事を、その儘に、吐き出して、大隈流の調子は、早い頃からの、性癖であつたらしい。殊更に、人の眼を引くやうな、派手好みの服装に、思ひ切り、長い朱鞞の、大小を帶して、長崎の市中を、これ見よがしに、横行闊歩する。それを見た人は、其風采の、堂堂たるに感じて、みな振り返る位であつた。

さう云ふ調子で、丸山へ乗込むので、あるから、金使ひも奇麗で、萬事が、大ざつばであつた。彌次喜多の旅費はどうして工面したか、と、妙な所へ、疑ひを挟む人もあるが、八太郎の遊興費にも、その疑ひは生ずる。家祿も、大しては貰はず、従つて、豊かな生活は、して居なかつた。父の與一右衛門は、疾く死んで、母の美以子

が、男性的の女で、あつたから、よく家計を、くり廻して居たが、とても、八太郎の遊興費まで、仕送つてやるほどの力はなかつたのだ。

致遠館の後輩を、世話してやる事を、藩から申付けられたにしても、その與へられる、手當には限りがある。どう考へても、丸山通ひの、金の出所は、どうして、工面をしたものか。

鍋島の家臣で、長崎へ詰めたものは、却々に多いが、八太郎ほどの、豪遊をしたものは、外に一人もなかつた。その費用の出所が、どう調べても判らない。金の融通には、其頃から、一種の魔術を、持つて居た、らしく思はれる。

晩年の大隈家に、二百萬の財あり、と聞いて、恐らく驚かぬ人はなからう。一ヶ月二萬圓を要する、と、いふほどに、豪華な生活を、なし得る人が、朝野を通じて、今の政治家中、果して誰れか、あるだらう。

政治家と、學校經營の外、別に商賣を、持たぬ人に、二百萬の財が出来た、と、いふ事や、莫大な、毎月の生活費や、疑へば、どこ迄も、疑はしくなるが、とに角、昔から金の工面は、極めて上手な、人であつた。

耶蘇退治

伏見鳥羽の戦ひが、幕軍の敗北と極まつて、その報知が、長崎へ達した時、一番先に、逃出したのが、奉行と目附であつた。

長崎奉行と、いつたら、飛ぶ鳥を落す勢ひで、平生は、素晴らしいものであつたが、逃出す時の状は、實に言語道斷、匹夫下人も、猶且、耻るやうな、見苦しい慌て方で、何一つ、始末をつけずに、在金丈け、引ッ擱んで、跡白浪の行方不明、翌日になつて、下役のものが、漸く之れを知る、といふ、馬鹿らしさであつた。一事が萬事で、幕府の潰れたのも、幾分は、自ら滅した形はある。

長崎會所に、會所調役があり、會所役人があり、それ等のものは、土着の町人が、それ／＼に、任じて居るから、長崎を治める、實權は、奉行の手を離れて、實は、勢力ある町人に、占められて居たのだ。

名は、幕府直轄の、天領でも、町の政治は、純然たる自治で、町年寄と、稱する者の、權力は、遙かに奉行の上になつた。

それであるから、町年寄の、生活の状態は、五千石以上の、旗本に均しい、邸宅を構へ、日常の贅澤は、十萬石の大名も、及ばぬほどで、これには、幕府の方でも、幾たびか、手を入れて、改革を謀つて見たが、いつも町民の、反

抗に逢ふて、その目的は、遂げ得なかつた。

高島秋帆も、そのうちの一人であつた。今でも、屋敷の一部は、残つて居るが、大した生活で、あつたといふ。幕府から、手を入れられて、家が缺所に、なつたのも、これが爲めである。

奉行が居ないでも、夷人に對する事は、町年寄の、手に依つて、すべて、捌かれて居たので、あるから、今俄に、奉行が、居なくなつても、左迄の不自由は、感じなかつた。

佐賀藩士が、最も幅を利かせたのは、全く此時であつた。致遠館に、來て居た、連中は、多少とも、洋學を、修めて居るし、土地の事情にも、通じて居たので、奉行が逃出した、と聞かや、すぐに、奉行所へ乗込んで、その跡始末に、かゝつた。

指圖役は、大隈であつた。大隈は、頗る得意になつて、町年寄を集め、これから、夷人に對する事や、奉行が、投げ出して行つた、公私の事務を、處理に着手した。

長崎警備の役を、黒田藩と、一年交代で、長い間、勤めて居たから、土地の者も、佐賀藩士には、幾分の敬意を、持つて居る。

大隈が、潮達な遣振は、痛く町年寄の、氣に入つて、大隈の評判は、頗る良かつた。従つて、萬事の運びは、好都合に處理がついて、宛も、長崎奉行の格で、その勢ひは、素晴らしいものであつた。

所へ、澤主水正が、九州鎮撫總督になつて、參謀の井上聞多を引連れ、堂々と、乗込んで來た。

井上とは、深い交りはないが、一二度は、逢ふても居る。井上の紹介で、澤總督にも面會して、忽ち副參謀に、引上げられた。

井上と、大隈の交際は、これが初め、と見て、よからう。大隈が、奉行逝去の跡を、勝手に引受けて、外國關係の事務を、一と通り、片付てしまつたのに、目をつけた、井上も偉い。

文久三年の昔、井上は、すでに英吉利まで、行つて来て、多少は、世界の事も、判つたので、大隈とは、その意見も、大體に於て、一致して居た。

或日、總督から、使ひが来て、すぐ參れ、この事であるから、早速、出かけて行つた。

『耶蘇教は、昔から、禁制されて居るにも拘らず、今猶ほ、之れを信するものがあるは、甚だ以て、怪しからぬ。殊に、大村、諫早の方面には、熱心な信者もある、と聞く。依つて、早速に、それ等のものを呼出し、堅く之れを、戒める事に、致し度い。尤も、これについては、國禁の事でもあり、旁、嚴重の處分を、いたしても宜しいから、其の通り、やつて見ろ』

と、いふ事で、あつたから、大隈は、是れから、部下の役人を集め、それぞれに、手配りを、はじめた。

つまり、耶蘇教徒を、引ッ捕へて、一應は、嚴戒を加へ、それで肯かねば、首を叩き落すまでやらう、といふ、考へであつたから、その鼻息は、頗る強かつた。

一一

宗教を、信仰する事は、各人の自由である。それに、政府の、干渉す可き、謂はれない筈であるが、昔からの禁制で、耶蘇教は、邪教として、我國からは、拒まれて居たのだ。

耶蘇教を、邪教として、一概に排斥するのは、當を得て居らぬ。外國の宗教が、信仰するに足らぬ、と、するならば、佛敎も、又、外國から傳來のもので、あるから、耶蘇教と同じく、排斥すべきものである。儒教は、世の所謂宗教とは違ふから、一つにして、論ずる事は、出来ぬが、これも、支那からの、輸入物である。

先きに、來たものは、善いが、後から、來たものは、悪い、と、いふやうな事は、正當な主張でない。マラソン競走は、先着者を偉い、とするが、宗教と、其れとは違ふ。

けれども、我國に於ては、古い昔から、耶蘇を、許さぬ事に、なつて居る。これが、果して、良いか何うか、その詮議は別として、既に、國の禁制と、なつて居る以上、強て、布教するのにも、密に信するのには、猶、宜しくない。

唯一の交易場に、なつて居たので、長崎へは、夷人の出入が、はげしかつた。この關係で、耶蘇教も、はいつて來たのだから、單に、事情の上からいへば、止むを得ぬ事ではあるが、國に、之れを禁制する、法規のあるからは、之れに干渉の、手を加へるのは、當然の處置である。

澤總督が、長崎へ、乗込んで來たのは、明治元年の二月頃で、それから、大隈へ、命令を下して、耶蘇教退治を、はじめたのである。

當時の政府は、各藩の傑物を撰んで、之れを、徴士と名づけ、それ／＼に、官名を與へて、得意の腕を揮はせたものだが、長崎には、島津、鍋島、黒田、細川の藩士が、元の奉行所を引受けて、その跡始末を、つけて居た。

その徴士のうちで、財政の事にも、外交の事にも、何といふ事なく、臆面なく、切つて廻したものは、獨り、大隈のみであつた。

當時の大隈が、財政や外交について、一家の見識を、持つて居た、とは思へないが、今は今、跡は跡で、ビシ／＼やつて退けたのは、當り外れは別として、とに角、大隈でなければ、外のものには、ちよつと出來ぬ、適當であつた。

それであるから、澤總督の眼にも、一番、はやく映つたのが、大隈であつた。井上の助言はあつた、としても、外國事務局判事の辭令を、うけたのは、例がない。

その代り、耶蘇教退治の大役を、すぐに申付けられたが、物驚きをせぬ、大隈は、平氣で引受けた。

大村、浦上、諫早の方面には、澤山の信者があるので、之れを調べて置いて、いづれも、長崎へ曳上げ、片端から、牢へぶち込んで、慘酷な取扱ひをした。

澤總督は、極端な、攘夷論者であつたから、大隈の、キビ／＼した、遣方を視て、頗る喜んだのみならず、猶盛んに煽つて、少しでも臭ひのあるものは、假借なく、曳上げて了つた。それをするには、密に役人の力ばかりでなく、神官や僧侶を使つたのは、流石に、思ひ付きが、よかつた。信者を引上げる、成績が、思つたよりは、上出来であつたのは、全く、其れが爲めであつた。けれども、弊害は、更に甚だしいものが、あつたに違ひない。捕へて来たものは、白洲へ引出して、大隈が、自ら取調べた。『耶蘇教は、既に邪教として、國の禁制に、なつて居るにも、拘はらず、お前等が、政府の眼を掠めて、之を信用するのは、甚だ以て怪しからぬ。今後、猶、信仰をつゞけるか、何うぢや』と、笠にかゝつて、叱りつけた。

一一一

織田信長でも、本願寺征伐では、失敗して居る。豊臣秀吉の、豪邁を以てして、猶且つ、南蠻寺には、手を焼いた。宗教に對する、信仰の力は、實に強いもので、之に比す可きものは、多く在るゆゑ、と思ふ。政府の、禁令を楯にして、官廳の、權威を以て、無理に押へつけやう、としても、そんな事で、人の信仰を、動かす事は、とても出来ない。大隈は、思ひ切り、威しつけて見たが、信徒は、平氣なもので、更に信仰を抛つ、といはず、大隈の、威し文句を、馬耳東風と、聞き流して居るので、頗る持て餘した。それから、といふものは、拷問にも、かけるし、首も、打ち切る。三百人からの信者に、それ／＼刑を申渡して、全國の監獄へ、分送する迄の事をしたが、一人として、改宗するから赦してくれ、と、いふたものはなく、いかなる慘刑も堪え忍んだ。

此事が、はやくも、領事の報告で、公使の、知る處となり、各國公使は、臨時に集まつて、決議を凝らした、結果、英公使のパークスが、その總代として、京都にある、政府へ、嚴重の、掛合をはじめた。

此時の政府は、太政官の組織を一變し、七科を置いて、庶政の總轄を、して居た。外務省と、いふやうなものは、なかつたが、その代りに、外國事務總裁を置き、之れには、三條實美、晃親王、伊達宗城、東久世通禮の四人が當り事務掛としては、岩下方平、後藤元暉の二人が、任命された。

別に、判事といふ、役を設けて、伊藤俊輔、中井弘藏、五代才助、吉井幸輔、陸奥陽之助等の連中が、その任に就いた。

元暉は、象二郎、弘藏は、櫻州山人、才助は、友厚、幸輔は、友實、陽之助は、宗光、俊輔の博文は、誰れも知つて居る。東久世は、多く、大阪に居て、判事は、兵庫に、出張して居た。總督のうち、常任とも、いふ可きものは、伊達であつた。

大久保利通は、内國事務掛であつた。木戸孝允は、總顧問になつて、西郷吉之助は、海陸軍の事務掛であつた。役目は、斯ういふ風に、別れて居ても、面倒な事が起れば、木戸と、大久保が、岩倉具視と相談して、取極めるやうになつて居た。

たとへ、外交上の事柄でも、大概は、木戸、大久保が、關係する事に、なつて居たから、パークスの掛合にも、此二人が、其始末を、つけないければ、ならぬのであつた。

然るに、耶蘇教の事は、特種の問題で、此二人にも、良い分別がつかず、パークスの嚴談には、頗る弱つた。其處で、相談の末、當人の、大隈を呼上げる、となつて、其旨を、澤總督へ申送つたから、大隈は澤に呼ばれた。『直ぐに、京都へ上る事に致せ。成行に依つては、鷹も引續き上京するから、その容子は一々知らせるやうに致せ』『委細は、申上げますが、恐らく、閣下は、御上京なさらずに濟みませう』

「左様に、手輕な譯にも、相成るまい」
「なアに、大丈夫で御座る。自分には、豫め覺悟が、御座ります」
井上は、傍から、口を出して、

「オイ、大隈ッ、しッかり、やつてくれ。是は、國の大事ぢや、それに、君の前途にも、頗る關係のある大問題ぢやから、宜しいか」
之れを聞いて、大隈は、

「その心配は、無用ぢや。大した事には、なるまい」
何うせ、自分の、爲した事であるから、自分で、結果を、つける外はない、と、流石に、その決心は、強かつた。
翌日、大隈は、長崎を離れて、京都へ向つた。此大問題に、引つかゝり乍ら、存外に、平氣で居るのは、負けぬ氣の剛情が、どこまでも、附いて廻るので、パークスを、物の數ともせず、何とか、胡魔化しは、つくもの、として、飽迄も、信じて居たらしい。

四

外國事務局では、大隈の上京を待つて、すぐ、會議を、開く事になつた。日本人に、對する事なら、自國民、といふ點で、如何やうにも、始末はつけられるけれど、何しろ、外國人が、對手では、どうして可い、といふ、分別もつかず、其局に當つた、大隈に、一と通りの、事情を聞き、また、今後の處置について、大隈にも、相當の考へは、あるだらうから、これを聞き取つた上で、萬事を、決する事にしやう、と、いふのであつた。
西郷、木戸、大久保と、いふやうな大物には、泌々、逢ふた事もなく、大隈の身に取ると、これが、一生の、暗れの場合である。

「耶蘇教の取締について、どういふ處置を取つたのか、先づ、其れを聞き度いぢや」と、木戸が、先づ尋ねる。

「禁制を破つた、耶蘇教信者は、國法に依つて、それ／＼處分を致した」
斯う答へて、大隈は、平然して居る。どこを、風が吹くか、といふ、態度であつた。

「その處分について、外國公使から、嚴重な掛合が、起つて居るぢや」

「當然の處分を加へたるに、掛合の起る筈は、あるまい、と思ふが、全體、どういふ事を、申來つたのか、それを、承はり度い」

「宗教を、信仰する事は、人間の自由である、にも拘はらず、政治の力を以て、強て押へつけるのは、不都合である殊に、その取扱ひが、如何にも慘酷であるから、政府の答へやうで、世界の問題にする、と、いふのぢやつた」
「そりや、愉快です。世界の問題になつたら、日本が、世界に知られる譯で、此上もない、好都合ぢや」
此處に至つて、木戸は、苦い顔をして居る。今迄は、黙つて居た大久保が、

「貴下は、此談判の衝に當る積りか」
斯ういふて、大隈の答へを待つ。

「無論、それは、我輩の責任と思ふ」

「宜しい、貴下に、まかせる。やつて見なさい」

「承知いたしました」

大久保は、木戸に向つた。

「左様、しやうでは、ないか」

「可からう」

是れで、相談は極まつたが、それから、種々の質問が起つた。大隈は、之れに答へて、さかんに、辯じ立てる。これほどの、事件を引起して、心配する容子もなく、平氣で居るのが、大久保の、氣に容つた、らしい。例の中井櫻州が、長崎から、歸つて来て、

「佐賀から、素晴らしい奴が、出て来た。大隈八太郎と、いふものだが、辯舌、見識、ともに併はつた。よほどの、變り者であるが、己いど、少し驚いた」

と、平生は、口の良くない、誰れの事でも、罵倒し去る、悪い癖のある、中井が、斯ういふて、觸れ廻つたから、大久保の耳にも、はいつたので、實は、何んな奴か、と思つて居たのだ。然るに、其無遠慮な態度と、如何にも横着らしい、口振りが、大久保の注意する所と、なつたのである。

然し乍ら、無遠慮と、横着のみで、要心深い、大久保に、認められる譯はない。存外に、耶蘇教の歴史を、知つて居るのと、國際間に起つた、種々な事例なぞも、信か偽かは判らないが、何しろ、ベラ／＼と、やつて退けたのに、大久保は、惚れ込んで、その談判を、一任しやう、と、いひ出したのである。

とに角、斯ういふ事には、馴れて居ないもの、ばかりだから、直に相談は纏まつて、大隈は、其主任になつた。就ては、政府の代表者で、あるに依つて、相當の資格を、與へなければならぬ、と、なつてから、また、相談の末が、參與の資格を、與へる事になつた。

談判の場所は、大阪の本願寺別院と、いふ事に決した。對手は、英國公使の、パークスであるが、此人は、出身の卑しかつた爲めか、言語動作が荒々しく、禮儀を重んぜぬ風があつて、その傲慢な態度には、一人として、不快を感じぬものは、なかつた。

パークスは、愈談判の日になつて、大隈の名を聞いてから、故障を、いひ出した。「大隈の如き、役の卑いものでは、談判を開かれぬ」

と、いふのであつたが、

「たとへ、役目の位地は卑くとも、政府が、談判委員に、任命した以上、それを論ずるのは、當を得て居らぬ。殊に大隈は、參與の職に在るから、敢て卑官とはいへまい」

大久保は、斯く答へて、パークスの、故障を劬付けた。參與と聞いて、パークスも驚いた。大隈が、耶蘇教徒を虐待した事は、領事の訴へで、よく知つて居たから、忌避するつもりで、故障を、入れて見たのだが、流石に、大久保は、それを察して、參與の資格を、與へて置いたので、パークスの忌避も、甲斐がなかつた。

第一の論點は、信教の自由を妨げた、と、いふのであつたが、之れに對する、大隈の答へは極めて判然して居た。「信教の自由は、世界の通義であつても、日本の、現在に於ては、之れを嚴禁してあるのだから、政府の權力を以て差止めるに不思議はない。國の禁制を犯して、異教を信ずるものは、法律の、示す所に依つて處分するのが、當然である。況して、其信徒は、日本國民である以上、他國の容喙は許さぬ。また、禁制されてある、宗教を、密に弘めやう、とするのは、國際交誼を亂すものであつて、甚だ宜しくない」

大隈の議論は、頗る強硬であつた。のみならず、動もすれば、パークスに、逆襲する調子があるから、パークスは益々怒つて、

「たとへ、日本の國法とはいへ、宗教の信者を、慘酷に取扱ふは、世界の道徳に背き、人類の正義に反する。速に、其罪を赦して、放免するのが、至當である。また、今後、之れに對して、その自由を、與へる考へはないか」

と、詰問して来る、その辭は激しく、恰で威嚇するやうな、態度であつた。

「世界には、世界の道徳があり、日本にも、日本の道徳がある。必ず世界の道徳に、従はねばならぬ、といふ法はない。宗教とても、同じ事、日本には、開闢以來の、神道なるものがあつて、更に一千年來の佛敎もある。之れに依つて、日本の道徳は保たれ、獨立の體面を損せず、今日まで來たのであるから、今俄に、耶蘇教を入れる、必要

は認めない。殊に、耶蘇教の歴史は、其一半を、血と鐵で、つくつてある。そんな危険なものは、『御免蒙る』

パークスが激すれば、激するほど、大隈の議論も、極端に、はげしくなる。周圍に、聞いて居るものが、恟々するやうなことも、平氣で、言つて退ける。如何に酷い事を、いふても、之れが爲めに、戦端を開くやうな事はない、と、要を括つて、喋り捲くるので、流石のパークスも、凹垂れて了つた。此談判は、午前十時から始まつて、燈火の點く頃まで、かゝつたが、晝飯も、食はずに續けたので、通譯のシーボ

ルドも、ヘト／＼になつた。

翌日は、パークスの方から、折れて出た。

大隈の、その幸福は、耶蘇退治で、人を牢へぶち込み、外國公使から、談判をうけたのに、始まつて居る。

維新の元勳ではないが、元勳と謂はれ、自分も、元勳のやうな、顔をして御座る。それで、長い生涯を、押通して

来たから、偉いといへる。

參議に、なつたのは、明治二年の後で、四年には、大藏省事務總裁になつて、大久保大藏卿の、相談相手になつた

翌年は、大藏少輔の井上聞多と、財政意見を異にして、却て、井上が、職を退き、内閣の改造から、大藏卿を拾つた

果報者である。

耶蘇教徒の取締は、明かに失敗であつたが、その失敗が幸ひになつて、大隈の力量が、多くの人に、認められたの

であるから、大隈の爲めに、耶蘇教は、救ひの神と、いふ可きである。

耶蘇教に就ては、今後、自然の成行に任せるが、既に、處分した、信教者に對しては、何等の責任も持たぬ。但し未決の件に對しては、努めて、寛容の取扱ひをする、と、いふ事にして、外國公使との、折合は、つけてしまつた。

大隈が、長崎に、留學中、古本屋を素見して、漢譯の、萬國公法を買つた。それは、事件の起る、少し前であつた

が、慈々、京都へ、呼上げらるゝ事になつて、大隈は、船で行く途中、之を讀んで、種々、研究して見た。

パークスに、突掛つて行く時、國家の主權を強調して、獨立したる、日本帝國は、他國の干渉を受くべき、性質のものでない、といふ事を、頻に繰返して、『日本國內に於ける、日本國民を、國法に依つて、處分する事は、日本皇帝の主權に屬し、それを代表して、政府が、執行する場合に、いづれの國と雖も、抗議をする事は、出來ぬもの、である』と、論じ詰めたのであるが、すべて、一冊の萬國公法を、讀んで置いた爲に、其頃の役人としては、ちよつと、氣の付かぬ事を、言つたので、パークスも驚いたらうが、政府の大官は、すべて感心したのである。

女 争 奪

一

大隈と、伊藤の鞆當を、大西郷が仲裁した、といふ、古今無類の珍談を、紹介しやう。

攘夷論の、本元ともいふべき、毛利が、三田尻へ、英學校を建てる事になつて、計畫の一切を、伊藤俊輔に命じた。佐賀藩が、頑固な『葉隠集』から、致遠館の、英學教習に移つたのと、同じ通行きである。伊藤は、藩命をうけて、先づ教師を求むる爲めに、兵庫へ、やつて来た。これは、英公使のパークスがゐるから、兎に角、相談して見やうの考へから、兵庫へ乗りつけたのであるが、丁度、此時に、岡山藩の日置帯刀が、英使の水兵を殺した、といふので、えらい騒ぎが起つて、學校の相談もならず、却て、その談判について、政府から、手傳ひを申付けられ、止むを得ず兵庫に留まつた。奈良家のお末を、大隈と、引つ張り合ふ、幕明きは、これからである。

伊藤の女好きは、知れ渡つてゐるが、實は、伊藤ばかりでなく、あの連中は、一人として、其れでないものは、なかつた。井上、陸奥、山縣を始め、いづれも、其道にかけては、一騎當千の猛者である、但し、各自の流儀があつてそれ／＼に、好きな振合が、違つてゐたのだ。大西郷の如き人でさへ、女について、逸話は、頗る多い。木戸は、寧ろ其道の通人で、女殺しの風があつた。謹嚴、苟くも人に許さぬ、大久保も、女には、却々、親切であつた。その子供には、妾腹のものが多くある、然るに、女好きといへば、すぐ伊藤か、といった調子に、よく知れたのは、伊藤の遣方が、隠し立てをせず、徹底的に、遊んだ爲めなのだ。女道楽について、大隈の噂が、餘り出ないのは、參議とか大藏卿とかの、偉い肩書が、附く頃から、慎みはじめたので、品行方正の人として、深い信用を得たので、少し位の仕事は、世間が知らずに、通して了つたのである。併し、維新前後には、随分發展して、時に人騒がせの事も、やつてゐる。ぐつと、偉くなつてからでも、小間使を孕ませて、綾子夫人の、お叱りを、うけた事もある。

その頃の、兵庫は、天下の傑物が、悉く落合ふ所で、一と頃の下關と、同じ位地に、なつてゐた。役人も、浪人もひとしく、集まつて来て、天下國家を、論ずる場所になつて居たので、大概のものは、兵庫へ来る、と、尻が落ち付いて了つた。

今の如き、繁昌は、無論、見る事は出来なかつたが、時々、刻々に、開けてゆく、兵庫の状況は、その頃から、素晴らしいものであつた。大隈が、兵庫から、佐賀へ歸つた時、藩の重役に説いて、地所の買入を促したのも、それを見てからである。其處にも、大隈の着眼は、迅い所が、現れてゐる。兵庫の地圖を擴げて、一線を劃し、これだけの地所を、買うて置けば、十年の後、天下の富豪になり得る、というて、重役を驚かした、と、いふ事である。

こんな有様で、當時の兵庫は、素晴らしく繁昌した。新政府の役人は、何うして金を得たのか、よく知らないが、豪放な遊びに、一宵千金とまでは、ゆかぬにしても、百金位の所までは、漕ぎつける。各國公使を、對手の役人は、殊に、豪い勢ひであつた。

二

大隈が、よく遊びにゆく、奈良家は、その頃、兵庫では、第一のお茶屋であつた。家附の娘に、お末と、いふのがあつて、容色絶倫、奈良家の繁昌は、お末のため、とさへ、いはれたほどで、流石の大隈も、これには、生命を投げ出して、かゝつた。

奈良家では、役人の來遊を、あまり好かなかつた。役人の權を、笠に冠り、肩で、風を切つて、威張り散らす、割合に、金の切れ放れは、よくないのだから、歓迎しないのは、當然である。けれども、大隈の、遊びッ振りには、すツかり感心して、奈良家では、殿様扱ひを、してゐた。金の使ひッぶりは、よし、空威張りはせず、どんな仲居にも調子を合せて、面白く遊ばせるのだから、誰にも、評判がよかつた。

大隈が、奈良家へ、通ひ始める前から、伊藤は、お末に、眼をつけて、これも、はげしく、通つてゐた。伊藤の遊び振りは、極めて上手で、物柔かであつた。大隈は、華やかな遊びをして、よく飲みもするし、また、面白く話し込みもするが、どことなく、武張つた所があつた。伊藤は、飽迄も碎けて、萬事の調子が軽く、拙いながら、小唄のつも唸らう、と、いふ方で、對手になる女には、極く扱ひよい感じがあつて、すべての氣受けが、大隈よりは、優つてゐた。殊に、この際は、藩用の爲め、出張を命ぜられ、澤山の金は、持つて居るし、其上に、政府の役人でもあり、何となく、偉い人だ、といふ風に、見られてゐた。

伊藤は、仲居や、藝妓の話で、大隈が、お末に、熱心である事を、薄々聞いてゐるので、自然と、競争の心が起つて、今迄の熱とは、一層、高くなつて來た。大隈の方でも、矢張り、同じ心で、自分の競争者がある、と、いふ事が判つたから、それから、と、いふものは、殆ど奈良家へ、入り浸りになつて、一心に、お末を、つけ廻した。

伊藤は、斯の道にかけては、天稟の才があり、女扱ひにかけては、實に巧いもので、大隈との競争に、負けてならぬのは、勿論、あまり競争が、はげしくなつて、若し、虻蜂取らずになつては、尙更に馬鹿らしいから、一刻も早く、先手を打込むのが、肝要と考へて、仲居の取締を、してゐる、お種といふ女を、取込む事に苦心し、終に金の力で、擒にしてつた。一夜、伊藤は、すツかり酔つて、離座敷に、泊り込んだ。その枕元へ、お末が、水呑や、煙草盆を、運んで來た。お種の計らひで、之れだけの運びを、つけたのであるが、それから先は、伊藤の胞一つである。その夜の事は、お種の外に、知るものはなかつたが、伊藤は、終に本望を達して、大隈に、鼻を明かしたのが、何

より嬉しかつた。大隈は、伊藤の手が、それまでに、延びてゐる、とは思はず、その晩は、宵のうちから、粉辰の奥座敷に、大西郷と、飲んでゐた。

長崎の、耶蘇教事件で、大西郷から呼ばれて、その事情の、話しに行つてゐたのだ。伊藤は、これを知つてゐて、その際に、乗じたのである。耶蘇教事件と、いふのは、前にいふてある通だが、何事にも、暢氣な、大隈は、長崎から、上京の途中、兵庫に引ツかゝつて、お末の尻を、逐ひ廻す事に、なつたから、上京は、延々になつて居た。その折柄、大西郷が、兵庫へ來て、大隈が、居る事を聞いたので、粉辰へ呼んで、その事情を聞かう、と、したのであつた。大隈が、大西郷に、親しく逢つたのは、此時が初めてである。

三

大西郷は、耶蘇教徒事件の顛末を、大隈から、一通り聞いて、すぐ酒を呼んだ。多辯ではないが、話好きの大西郷は、頻に、話し込んだ。その席には、藝妓もゐて、却々、賑かであつたが、大隈の、魂は、奈良家に、飛んでゐる。

「西郷さん、我輩は、御免蒙りたい」

「まあ、よいではござせぬか、何處かへ、行かつしやるか」

「奈良家に、ちと用事が、ござつて」

「それぢや、わしも、一しよに行かう」

流石の大隈も、これには弱つた。大西郷に、同行されては困るが、強て拒む事は、出来なかつた。

「それぢや、一緒に行きませうか」

「よか」

藝妓をつれて、二人は、奈良家へ、やつて來た。もう、夜半の一時頃、豈夫に、今夜は、と思つてゐた、仲居のお

種は、非常に弱つた。自分が、席へ出ては、都合が悪いから、病氣を稱して、顔を出さなかつた。

大西郷の人氣は、其頃、既に非常なもので、何處へ行つても、昔の大名の如く、持囃された。客は、二人だが、集まつて来た、女は三四十人も居る。いくら、女が集まつても、肝腎の、お末が、見えないので、大隈は頗る不平だ。殊に、不思議なのは、お種も、姿を見せぬ。どうも、今夜の様子に、少し變だ、と思つた。

やがて、大隈が、便所へ行つて、廊下を廻り、離れ座敷の方へ行かう、とする、途端に、薄暗い、向ふの廊下を、艶な姿の、美人が行く。ちらと見て、大隈は「ヤッ」と思はず、手を上げた。むらくと、疝癢を起して、そのまゝ元の座敷へ引返す、と、長い刀を掲げて、急ぎ足に、離れ座敷へ向つた。藝妓や仲居が、大騒ぎをして押止めやう、としたが、それを、拂ひ退けて、大隈は、離れ座敷へ、飛び込んだ。立て廻してある、屏風を、覗き込むと、伊藤が、蒲團の上に坐つて、煙草を呑んでゐた。さあ騒ぎは、大きくなつた。たうとう二人は、長いのを抜いて、立上る。女人の遣取りから、維新の兩雄、大隈、伊藤が、斬合の幕を開かう、と、するのだ。

「そんな事に、構うなよ」

と、笑つてゐた、大西郷も、女共に、せがまれて、離れ座敷へ、やつて来た。見ると、この爲體であるから、流石に驚いて、二人の中へ割つて、はいつた。

「兩君は、何をやる。天下の大事でも、あるなら格別、女の事から、斬合とは、何事ぢや」と、例の巨眼を、くわつと睨つて、一喝した。兩人は、すぐと、刀を引いた。

「まあ、己どんに、任せてくれ」

大西郷の仲裁で、兎に角、二人は、刀を、鞘に納めた。別に宿怨と、いふほどの事でもなく、謂はど、英雄の閑事業だから、果は笑つて、手を握つたが、奈良家の看板には、これから、龜裂が入つて、その繁昌は、兵庫の昔語りになつて了つた。お末は、この事あつて以來、とんだ發展家になつたとのことだ。

明治十四年の繁昌

明治十四年の政變

大隈の、一生を通じて、最も記念すべきものは、明治十四年の、政變である。同時に、明治政史の上に、新たに、一時代を、劃する程に、重大な關係を、有つて居る、事變であつたから、その内部に立入つて、詳細に述べて置く、必要がある。

▲別冊の『國會開設政黨秘話』『維新秘話』等にも、述べてあるから、多少の重複は免れぬが、それらを、参照して、本篇を讀めば、更に、新しい事實を、發見し得るであらう。

先づ、當時の内閣が、どういふ風の組織に、なつて居たか、といふ事を、述べて置く。明治十三年の二月の事であるが、従來の制度に、大變革を加へて、内閣と、各省の關係を、全く引離して、參議と、各省の卿を、兼任せしめぬやうに改め、太政官の中に、外務、内務、軍事、會計、立法、司法の六省を設け、參議は、六省の事務を、分掌し、政務の方針を、定めてから、各省に、之を行はせる事にした。従つて、卿には、第二流の、人物を据ゑて、參議が、内閣の主腦に、なつたのである。

今、その役割と、人物の分布を、掲げる事にする。

| | | | |
|----------|-------|----------|------|
| 太政大臣 | 三條實美 | 左大臣陸軍大將 | 熾仁親王 |
| 右大臣 | 岩倉具視 | 參議 | 大隈重信 |
| 參議兼議長 | 大木喬任 | 參議 | 伊藤博文 |
| 參議 | 寺島宗則 | 參議兼參謀本部長 | 山縣有朋 |
| 參議兼開拓使長官 | 黒田清隆 | 參議 | 河村純義 |
| 參議兼外務卿 | 井上馨 | 參議 | 山田顯義 |
| 參議 | 西郷從道 | 大藏卿 | 佐野常民 |
| 司法卿 | 田中不二麿 | 内務卿 | 松方正義 |
| 文部卿 | 河野敏鎌 | 陸軍卿 | 大山巖 |
| 海軍卿 | 榎本武揚 | 工部卿 | 山尾庸三 |
| 宮内卿 | 徳大寺實則 | | |

此人名を見れば、大體に於て、薩長二藩の人が、樞要の位置を占め、殊に、參議は、四人づゝ、占有して居る譯になる。肥前の人としては、大隈、大木の、二人に過ぎず、尤も、河野と佐野は、其派に、屬するのであるが、何としても、薩長二藩には、大隈が、如何に手腕のある人物でも、その勢力に於て、遠く及ばなかつた。従つて、何かの機會に、その勢力を、覆し、自派の力を伸べよう、として居た事は、掩ひ難き、事實である。

大隈が、福澤諭吉と結んで、その門生を、配下の役人として、多く引込んだ事などは、後年に至つて、種々に辯解はして居るが、そこに、何等かの野心、若くは、陰謀が、潜むで居た、といふ事は、推測し得る。

此頃から、例の自由民権派が、急に勢力を得て、筆と舌の力で、追々に、國民の味方を作り、盛に、政府の攻撃を

始めて来た。自由民権派、といふても、それは、甚だ漠然たるものであつて、何所に、その團體が、形を爲して居たか、といへば、何とも、答へ得ないのであるが、兎に角、國會開設の運動を、起して居たのであるから、政府としてはそれらの人々を、一と纏めて見て、忌み嫌つてゐた事は、一と通りでなかつた。

大阪に、愛國社を、再興する事が決つて、それから間もなく、國會期成同盟會なるものが、生れて来たから、そこで、自由民権派の、足溜りが、出来た譯だ。

初め、政府は、木戸の發意に依つて、地方長官會議を起し、之を以て、地方の民情を知り、行政の方針を定むべく、考へて居たのであるが、其實は、他日、國會を開く場合の、練習をして置く、といふ事も、木戸の心には、深く豫期されて居ただけで、木戸が死んでからは、其目的の大半は、全く失はれてしまつた。

されば、明治十三年の二月に、第三回の、長官會議は開かれたが、全然、傍聴は禁止して、秘密の間に、會議は終始されて居たので、地方政治の發達なぞは、思ひも寄らず、人民の方でも、それに對する、不平を、國會運動に托して、明かにして来た。

併し乍ら、政府も、可成り奮發して、種々の改革は、行つて居た。司法制度を改革し、控訴、始審、治安の三部に分ち、裁判の公正を期するのみならず、刑法や、治罪法の改正も、行つて居る。

此時代が、國會運動に、最も熱中した時で、それが爲に、上書、建白等が、うるさい程に、提出されるやうになつたから、政府は、俄に警戒して、

『凡そ、人民の上書、一般の公益に關するものは、何等の名目を以てするに拘らず、總て建白と見做し、元老院に於て、取扱候條、管轉應を徑由して、同院に差出すべし』

といふ、布告を出した爲めに、國會請願の有志者は、東京に於て、全く、閉息してしまつた。

東京自由新聞に對する、壓迫事件も、此時代であつた。西園寺公望が、佛蘭西から、歸つて来て、松田正久、中江

兆民、松澤求策等と計り、自由民権派の爲に、萬丈の氣焰を吐き、革命的、煽動に近き、激烈な議論を、擧げ始めたので、政府は、非常に、脅威を感じて、それが爲めに、宮中の威力を藉りて、西園寺に、壓迫を加へ、新聞社との關係を絶たせ、松澤を、獄に入れたりして、極度の壓迫を加へたから、東京自由新聞は、廢刊の止むなきに至つた。

△その顛末は、星亨傳其他によつて、參照されたし。

言論の壓迫は、此新聞だけでなく、すべて、政府に反對する、新聞には、一樣に、加へられたのであるから、それに對する、民権派の不平は、彌が上にも、激しくなつて来て、如何に、政府が、壓迫を加へても、反抗の態度が、益益、強くなつて、入獄、所罰される者が、踵を接するの狀態であつた。

只、不思議な事は、政府の機密が、頻りに洩れて来て、民権派に、論議の材料を、與へた一事である。是に就ては、適確な證據は無いのだから、判然、言切る事は出来ないが、どう考へて見ても、政府に在る、大隈の一派が、漏らして居たものと、思ふの外なく、當時の、郵便報知新聞には、福澤門下の矢野文雄が、大隈の帷幄の中に在り、役人をして居る、と同時に、筆權を握つて居り、同じ福澤門下の、藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、波多野承五郎、本多庸一等の記者が、居たのだから、有無相通じ、内外呼應して居た、といつても、架空の想像とのみは、いへまい。

薩長藩閥の政治家が、大隈を目するに、獅子身中の虫を以てし、恐るべき陰謀を抱くものとして、非常に、嫌忌して居たのは、彼等としては、或は、當然であつたかも知れぬ。

二

明治二年の七月に、官制を定めて、開拓使廳なるものが起り、蝦夷及び樺太の開拓を、計畫した時に、蝦夷を改めて、北海道と稱し、十一ヶ國に分割して、札幌に、その本廳を設け、黒田清隆が、長官になつた。

明治五年になつて、開拓行政の、規模を擴張し、爾來、十年間の經費は、一千四百萬圓餘に、上つて居るが、猶

引つゞき十年間、開拓使廳を、繼續すべく、黒田が、内閣に、其要求をして來た。

然るに、大藏卿の佐野常民は、之に反對して、内閣側の慰諭を、肯かなかつた。佐野は、大隈と同じく、佐賀の出身で、鍋島の舊臣であるが、大隈に比べて、年も長じ、藩廳に於ても、會計吏として、早くから、役に就て居た。

其點からいへば、大隈の先輩で、人物としては、大隈の如く、覇氣がなかつたから、世間には、パツと、知られなかつたが、會計の役人としては、その地味な性質が、却て、適して居た位だ。晩年は、赤十字社の創立に、力を盡し政治の方には、全く、關係を絶つて、平靜な生涯を、送つた人である。

薩長の人々は、黒田の要求を容れて、猶十年間、開拓の繼續を、させたい氣は、あつたのだが、佐野の反對に逢ふて、少し困つた。殊に、佐野の背後には、大隈が附いて居て、頻に、之を煽り立てるから、佐野の反對は、益々、強くなつて來る。それが爲めに、内閣は、押切つて、決してしまふ事も出來ず、頗る弱つて居る所へ、突如として、起つて來たのが、五代友厚の拂下運動であつた。

開拓使廳の、官有物といへば、可成り、廣い範圍に亘つて、土地、家屋、牧場、船舶、車馬、鑛詰工場、麥酒醸造所、葡萄園等を初め、實價に積つて、約二千萬圓に近いものを、僅に、三十萬圓に拂下げ、而も、三十ヶ年賦、無利息の納入、と、いふのであるから、拂下げといふよりは、貰ひ下げと、いふ方が、適當であつた。

そこで、五代の人物を、少しく、いふて置きたい。五代は、薩藩の先覺者で、維新前に、亞米利加へ渡り、世の文明にも、接觸して來て、所謂、新知識の一人であつた。大久保が、亡き後は、頭の抑へ手もなく、随分、我儘な振舞はあつた、が、誰一人として、之を、抑へつけ得る者はなかつた。

初め、外交事務官になつて、例の、堺浦に起つた、國際問題を解決し、土州人に、腹を切らせたのも、此人であつた。それが爲か、どうかは知らぬが、間もなく、官海を去つて、大阪に、足を停め、實業家として、官廳の請負や

鑛山採掘、貿易などに、従事して居たのだ。

大阪には、古い富豪もあり、大きな商人も居たが、五代の前には、頭を上げ得る者なく、藤田傳三郎の如きも、まだ、大して、賣出さぬ頃の事であるから、五代に對しては、睨みが利かなかつた。

開拓使廳の存廢が、内閣の問題になつて、ゴタついて居る事を知つたから、五代は、中野梧一を誘ふて、關西貿易商會を興し、其名に依つて、拂下の出願を、爲したのである。

實業界に入つて、町人の生活は、營んで居るが、豪放の性質は、役人時代と、異なる所なく、殊に、薩人に對しての押手は、相當に、強く利いたので、政府に因縁のある、大きい仕事に、喰ひ込む事は、五代の身にとつて、むづかしい事ではなかつた。

黒田は、薩藩の輕輩で、初めの名は、了介といふた。今では、陸軍中將になり、開拓使廳の長官でも、五代は、黒田を呼ぶのに、相變らず「了介」と、いつて居た位で、流石の黒田も、五代の前には、頭を下げて居た。

如何に、五代が、強い力を、有つて居るとしても、それは、薩人に對しての事で、長州人迄には、及んで居なかつた。けれども、斯うした、拂下などに就ては、それぐに、不都合を働いて居たのであるから、五代に睨まれると、長州人の中にも、薄氣味悪く、感ずる者は、少なからず居たのだ。それにつけ込んで、五代は、前に言ふたやうな、桁違ひの金額を以て、拂下の出願を、爲たのである。

中野は、元來が、幕臣で、明治の前には、齋藤辰吉、といふたのであるが、早くから、幕府を見放して、長州人と交り、姓名を變へて、維新の際には、險しい働きを、やつて見せたから、長州人の信用は、相當に深かつた。

井上と、親しかつた爲めに、山口縣令になり、米相場などをやつて、纏まつた金を、握つた事もある。大阪へ出てから、藤田と組んで、政府の仕事を、引受けるやうになつた。

井上の先收會社が、藤田組と、改まつて、傳三郎の手に移ると、井上は、中野を、自分の代理として、藤田組の願

問に、爲て置いた。

武術に優れて、膽力があり、機變の才に長じて、辯舌にも、優れて居た。さうした人物であるから、實業界へ飛込

んでも、舊式の大坂商人を、眼下に見て、自由引廻すだけの力は、有つて居たのだ。

五代は、中野を説付けて、拂下運動の、代表者とし、自分と一緒に、東京へ、乗込んで来た。如何に、五代の運動でも、拂下の條件が、餘りにひどかつたので、長州人の中には、ブツ／＼言ふ者もあり、殊に、佐野大藏卿が、どうしても、諾といはぬから、問題の決定は、延びるばかりであつた。

佐野は、開拓使廳の、存續にも反對し、此拂下には、猶更ら、反對であつた。これは、佐賀人として、薩長人に、反抗する、と、いふ丈けでなく、探算上から考へて、國家の損失が大きから、反對したのである。従つて、反對の理由は、充分に有るのでから、薩長人の勢力が、どれ程強くても、無理に、抑へつける事は出来なかつたのである。

況て、參議の中でも、大隈が、頑強に反對するから、閣議一致とは、いへない。佐野が、どれ程突張つても、參議さへ、一致すれば、押しつけて了ふ事は、出来なない事もないのだが、たつた一人の大隈が、横に、かぶりを、振つて居るので、どうする事も、出来なかつた。

大隈は、何かの機會があつたら、薩長藩閥の堅壘を、突き崩してくれよう、として、前から、考へて居たのだ。折柄、此問題が起つたから、得たり賢しで、佐野を煽りつけて、その主張を、大隈が、内閣で支持する、と、いふ遣方だから、これには、薩長の連中も、頗る弱つたらしい。

けれども、要するに、一人か二人で、突張つて居るのだから、結局は、何とかして、押へつけられて了ふのは、知れた事だ、利巧な大隈は、それを知らぬ筈なく、早く、世間の問題に、爲てしまへば、問題の性質が、良くないのであるから、如何に薩長の人達が、權を専らにして居る時代とはいへ、まさか、輿論の反對に、正面から逆らつて、拂下を許す事は、出来なない。若し、拂下が出来ぬ、となれば、薩長人の間に、隙が生じて、感情の衝突が、起るに

違ひない、と見て、大隈は、此問題を、輿論に訴ふべく、その策を、廻らす事になつた。

三

今では、政治家が、新聞を利用して、輿論を作り、その流れに乗つて、自分の目的を、果さうとする者が、やうやく、殖えて来たから、大して、珍らしい事でもないが、明治十三年の頃は、新聞の勢力も、昨今ほどに、強いものではなく、之を利用するとしても、大して、響きはなかつたのであるが、それを上手に、利用した者は、ひとり大隈のみであつた。

尤も、其前から、福澤諭吉と、親しくして、福澤の力を利用するには、頗る便宜があつたから、其點からいへば、極めて、好都合であつた。又、福澤は、後日になつて、種々、辯解はして居るけれど、其頃には、多少の野心もあり薩長藩閥には、憎惡の念を、深くもつて居たから、幸ひ、自分に接近して来た、大隈を利用して、一と芝居、打たう位の考へは、有つて居たに、違ひない。それが爲に、新聞を利用して、輿論を喚起するには、此上もなく、好都合であつた、といふ事情も、考へて置く必要がある。

報知新聞には、慶應閥の記者が、多く居て、矢野が、その牛耳を握り、その背後には、福澤が、光つて居たのだから、號令一下、直に、問題に觸れて、政府に、反抗して行くのは、何でもなない事であつた。

東京日々の、福地源一郎は、木戸の知遇を得て、新聞の發行に就ては、少なからぬ援助を受け、それが爲に、多く政府の御用を、承つて居たのだが、木戸の亡き後は、その立場も、少しく自由になつて、新聞の調子も、多少は、轉換したい位の考へは、有つて居たのだ。

それであるから、此時代の福地は、大隈に接近して、大隈の政治意見が、それとなく、日々の紙上で、傳へられるやうな事もあり、報知ほどに、深い因縁はななくとも、斯うした問題に就て、福地が、得意の筆を揮ふには、大して支

障は無かつたのである。

又、横濱毎日新聞が、沼間守一の手に移つて、東京へ、本社を移し、東京横濱毎日新聞と、題號を改めるやうになつて、是は、頗る自由の立場から、政府攻撃を、つゞけて居た。

沼間は、徳川旗下の出身で、須藤時一郎を兄とし、高梨哲四郎を、弟にもつて、三人同胞であつた。元來が、佛蘭西式の訓練を修め、幕府の陸軍教官として、一時は、鳴らした男だが、維新の變が濟むと、一時、朝敵の名に依つて座敷牢に入れられ、後に、赦されて、高知藩の、歩兵教官となり、板垣の紹介で、大久保に知られ、それから、佛蘭西へ洋行して、歸朝の後は、太政官の大書記官となり、不平で、職を辭してから、新聞界に、飛込んだ人である。

沼間と福地が、大隈に呼ばれて、拂下事件の祕密を聞かされ、運動費まで貰つて、反對の氣勢を、擧げる事になつた。茲に於て、三新聞が、調子を揃へて、攻撃を始めたから、全國の新聞が、之に應じて、ひとしく、拂下反對の、氣勢を擧げた。

北海道の地元では、拂下が、それ迄に、進んで居る事を、更に知らなかつた。然るに、新聞の調子が、強くなつて來て、漸く、拂下の内情を、知るやうになつたから、そこで、北海道の各地には、住民大會が開かれ、反對の氣勢を擧げて、數十名の代表者が、東京へ、上つて來た。

それから、問題が、更に大きくなつて、認可、不認可ともに、闇から闇へ、送り込むやうな事は、出来なくなつて了つたから、薩長の人達は、ひどく昂奮して、大隈と福澤を、仇敵の如く見て、種々の方法を以て、壓迫を加へに掛つた。

明治十四年の八月、新富座で、此問題に關する、演説會が開かれた。辯士は、福地、沼間、高梨、肥塚龍、益田克徳の五人であつた。

此時の演説會は、實に、盛會を極めて、立見の棧敷から、チヨボ床に迄、人を入れた位で、舞臺も、演壇の周圍を

取巻いて、人を詰めた。その時の聴集、約三千であつた。

▲或書物には、井生村樓となつて居るが、それは、新富座の誤りである。

演説の反響は、頗るよかつた。殊に、元老院議員が、二三人、こつそり入つて來て、此演説を聞いてから、問題の大きい事を知り、常式の會議日に、之を論ずる者があり、それから、議長、有栖川宮が、自ら進んで、調査にかゝられ、大隈も、佐野も、其他、薩長の人々も、皆、呼付けられて、根掘り、葉掘り、糾問されたので、拂下願の内情がすつかり、判つてしまつた。

當時、明治天皇は、東北御巡幸中であつた。その御還幸迄は、問題の解決を、差止められ、同時に、論議する事は差控へるやうに、有栖川宮から、深い注意があつた。但し、それは、政府部内の事で、民間の論客が、之を攻撃するのは、今迄通り、自由であつたから、輿論は、彌が上にも、激しく起つて來て、藩閥政府は、完膚なき迄に、叩きつけられてしまつた。

板垣退助は、國會促進の、運動に疲れて、土佐へ、歸つて居たが、杉田定一と、栗原亮一の迎ひを受けて、大阪へ出て來た。今宮の戎座で、演説會を開き、空前の盛會を極めた。

『斯ういふ問題が生ずるのは、藩閥政治の弊であつて、それを、除かんが爲めに、我等は、國會の促進を、政府へ、迫つて居るのである。國民も、今後は、その覺悟で、我等と、一致の態度を、執るべきである』

と、叫んで、非常に、感動を與へた。

其足で、東京へ、出て來たのだが、此時は、朝野の名士が集まつて、上野の精養軒に、板垣歡迎の大會を開いた。出席者の中には、多數の官吏が、居たのだから面白い。それは多く、大隈派の人々であつた。

是より先、大隈は、有栖川宮に、内謁して、國會開設に關する、意見書を、奉呈して居る。而し、絶對祕密を條件として、奉呈したのであつたけれど、事、頗る重大であつた爲に、有栖川宮は、之を、三條と岩倉へ、御示しになつ

た。

それと前後して、黒田と大隈は、東北へ、急行する事になつた。その用件は、明治天皇を、御迎ひのためであり、且つ、豫て、供奉を命ぜられて居つたから、その大命を奉じて、二人は、打揃つて、東北へ出かけたのである。其留守中に、大隈の提出した、意見書が、やうやく知れ直つて、薩長の政治家が、ひとしく憤起し、大隈の裏切り背信を、責めるやうになり、之が爲に、内閣は、太い騒ぎになつた。

元來、國會開設は、もはや、已む事を得ざるものとして、其開設に、反對する者は、殆んど無かつたのである。只時機の問題に就ては、急進と、漸進の二つに分れ、相當に議論は、されて居たのであるが、急進論は、大隈が、主として唱へ、漸進論は、伊藤が、頑強に主張して、大隈と、論争を、續けて居たのだ。

木戸は、早くから、國會論者であつて、洋行から歸つた時、既に、澤山の書類を調べて、其準備に、掛つて居た程であるから、伊藤は、木戸の亡き後に於て、その遺志を繼ぐべく、木戸に代つて、頑冥な反對論者を説付け、國會開設に向つて、進んで居たのだが、少なくとも、十年位の準備期間は、見て置かなければならぬ、といふ事を、主張して居たが、之に對して、大隈は、遅くも、明後年には、開く事を得ると唱へ、それが爲に、折合がつかずに居たのである。

伊藤が、國會を開かう、とする考へと、大隈が、國會を開かう、とする考へは、根本に於て、違つて居たのだ。大隈は、國會を、早く開き、直ちに政黨内閣を、守り立て、薩長藩閥を、打倒してしまはう、と考へて居たのであるから、此點に於て、伊藤と、折合がつかぬのは、當然であつた。況て、他の薩長人と、折合のつくべき筈は、なかつたのである。

然るに、大隈は、有栖川宮へ、國會急設の意見を、申出で、且つ、私擬憲法なるものを作り、政黨内閣を以て進まう、としたのであるから、それを聞いて、驚く者が、多かつたのは當然であり、同時に、大隈排斥の運動が起つたのは、當時の状況から見て、止むを得ざる事態であつた。

四

それよりも、ズツと前に、各參議から、種々な意見書が、出て居る。之は、有栖川宮から、促されて、それ／＼に提出したものであり、各參議の意見は、其人に依つて、相異のあるのは勿論だが、それに依つて、其人を知る事が出来るから參考として、之を掲げる事にした。

山縣有朋の建議

臣有朋謹で啓す。大命維新より、今日に至る、既に十二年を歴たり。其の間、朝政の更革、世風の變化、一に於て足らず。朝綱の恢張は、遠く延喜の聖代に軼し、聖徳の隆邵は、舊く高津の仁澤に比す。政務上、施設する所皆世務の已むを得ざるものに、非ざるはなし。蒸氣、船車、郵便、電信、大小學校の設けの如き、地租税法の改正徴兵の典令、刑法諸律、修正の如き、勸業、勸農の方法、錢幣の定則、量衡の正表、商行を開き、結社の業を盛にするが如き、凡そ、以て農本を厚くし、工業を勸め、商賣を勵し、國を富し、本を厚くするの方略に於て、悉さざる所なし。加ふるに、陸海軍を皇張し、内を鎮し、外を禦ぐの方策、亦盡さざるなし。蓋し、西歐諸國、文明を以て、自ら誇稱する者と雖、其節目に至ては、亦此の如きに過ぎず。唯、我邦は、年所尙ほ淺きが爲めに、未だ精熟に至らざるのみ。

夫れ、政府の施設、區劃布置する所、此の如し。而して、退て諸を、民心に徴するに、反て、此因由に外なるの結果を致す者は、抑亦何ぞや。今や、民心の歸向する所を察するに、政府を奉戴せざるなり。聖令に甘服せざるなり。動もすれば、猜疑を抱くなり。夫れ、上の執る所、其因由此の如くにして、下に顯はるゝ所、其結果彼が如

き者は、抑亦何ぞや。朝廷に在ては、施設、區劃布置する所、皆以て民生をして、富厚安樂ならしむるの外に出でず。未だ曾て、一點の私意、斯民の障害をなす者、あることなし。然り而して、民心感戴せず、反て睽離の色を顯はし、猜疑已まざる者、是、尋常の道理を以て、理會す可らざる者なれば、今に逮て、深く其因由を究めざる可からず。

蓋し、維新の業は、偉且盛なりと雖、其の成るや、漸に依る者に非らず、漸に依らざれば、日暮道遠きの患なきこと能はずして、間々、急進疾驅、前後措置の、宜きを失する者あり。是、其一也。維新の盛業に因て、舊染の汚俗を一洗し、治教體明の美に馴致したりと雖、事大率ね、外形に止り、纔かに、革面の域に上るも、未だ豹變の効を見ず。是、其二也。維新十二年間の、施設する所、大に舊慣を廢して、新法に従ふ。故に、其間、因て以て、幸福を得る者ありと雖、又、因て以て産を失ひ、業を墮し、活路に迷ふ者鮮しとせず。既に、士族の如き、主として、此點に中る者にして、農商の如きも、舊來豪富と稱する者、今日は則、窮途に悲歎するの輩、指屈するに遑あらず是、其三也。

維新以來、海外の法制を摸倣するや、天下翕然として、法律の以て、社會を維持すべきを知る。而して、道德習慣の、眞に以て、社會を綱記すべきは、一切に、之を忘却せり。凡そ、此弊風の煽揚する所、其の害、蓋し、一にして足らず。少年子弟の斯に觀代するや、内に在ては、父兄を輕侮し、外に於ては、長上を蔑視するに至り、仍師弟の間の如き、反て、雇人を以て師を遇するの狀あり。況んや、風俗の漓薄に趨くに付て、財利の事競ひ起り、權義之を争ひ、錙銖之を較するに於ておや。加之、海外自由説の人口に膾炙する、傲慢自肆、錯り認めて、眞個なる自由の主義なりとす。故に、自己一人すら、身を律し、事を幹すること能はざる者にして、官吏に抗論し、尊長を凌轢して、自ら得色ある者あり。蓋し、彼の忠厚惻愴、上を愛し、人を恤むの情、一掃地に墮ち、浮燥偷薄の風、一般に俗をなす。亦何ぞ、禮儀廉恥を、之れ論ぜんや。是、上の令して、然らしむる所に非らずと雖、法律を以

て把持するの弊、漸く熾に及ぶのみ、履霜誠めざれば、堅氷將に至らんとす。是、其四也。

凡そ、此數者は、前に所謂民心の歸向、政府を奉戴せず、政令に甘服せず、動もすれば、猜疑を抱くの源をなす者に非ざるはなし。故に、外形に就て之を觀れば、政令の因由一も以て此結果を致すべき者なきも、其内實に就て之を察すれば、豈果して、因由なしと謂ふべけんや。然れども、此の數の者の因由たる、豈亦、已む可くして、已まざる者ならんや。是皆、事勢の必然に由る者にして、所謂利害相依り、一を擧ぐれば、他の一亦從て來る者なり然り而して、維新の盛業は、幸に聖徳の洪大なるに由り、中間難事なきに非ざるも、尙、今日の太平を保するを得るのみ。

夫れ、征韓の紛紜より、内閣殆ど離棄するの姿に至り、發して、佐賀の役となり、山口の變となり、遂に十年西南の大亂となり、而して、中間臺灣の事件と、朝鮮江華灣の事件とを以てし、兵革を動したる四にして、動かさんとて息めたる者一也。總て、此等の時に當り、民心の歸向、一に中央政府に在らざるを以て、後顧傍慮事たる、皆容易ならざりき。然るに、幸に聖徳の隆盛と、廟議の確定とを以て、僅かに能く功を奏したれども、豈始めより、泰山の動かす可からざるが如きを以て、能く之を制壓したる者と謂ふ可けんや。然り而して、今日に至り、民心の歸向、政府を奉戴せず、政令に甘服せず、動もすれば、猜疑を抱く者は、依然として、舊日に異なることなし。熟々、今日の形勢を察するに、之を内にしては、民心睽離の狀を顯はし、之を外にしては、隣國の關係あり、條約改正あり。故に、今日に在ては、政事の機軸をして、鞏固ならしめざるべからず。之を行ふ法は、行、議、法の三權をして、鼎立擴張、釐正するを以て急務とす。若し然らずして、一旦不慮の變あるに遇ば、再び顧慮する所あるは、必然なり。況や、此風の漸する所、朝威漸く輕く、在上を制戴するの志念漸く減じ、政府は徒らに、怨讎の府となるに止らずして、竟に臣子の言ふに忍びざる者あるに至るも、亦測る可からず。是臣が以て深く患とする所に

夫れ、政を爲す者の民心をして、政府に歸向せしむるは、事必ずしも新奇に出でず。只、尋常人士の恒に言ふ所をして、適切に之を行ふの外ならず。即ち、國憲を確立するに在るのみ、政府亦茲に見ることあり、明治九年某月元老院に下して、國憲を草せしむるの詔、以て見るべし。是宜く、早晚制定に至るべき者に係り、其事たる亦容易ならず。夫れ、國憲は、天下制度の綱紀依て以て確立し、之を萬世に垂れ、後世聖子神孫、斯民と共に之を守りて動かす可からざる元極たる者なれば、固より、一朝一夕の制定に成るべきには非ずと雖、時に及んで、略、其綱領を定め、内閣樞機の政も、諸官省の權限も之に依て遵して、以て違ふことなくば、廟謨の方向も自ら一定して民心の歸向を得るも亦期すべきのみ。

凡そ、憲法の中、皇統一系の苟も犯瀆す可らざるを叙する等の典、固り論を待たずと雖、今日に在ては、既に地券を下付し、土地所有權を以て、之を人民に附與したるに於ては、皇室享くる所、亦限量なきを得ず。享くる所已に限量ある時は、皇宮の私庫私帑私有も、從て別置せざるを得ず。是勢の必ず至る所なり、又親王の祿制の如きも、從て其制を立てざる可らず。況や、法令の條款、之を頒布踐行したる明哲疑なき者、之を集録し之を政府の行政に徴し、之を議院の權限に照し、之を司法の判決に視、且各部の庶政に考ふるも、首尾相合し、左右源に逢ふて、齟齬杆格の患なき者、之を宣布し、國民と共に之を遵守するに足るべきをや。如此者は、必ずしも難事たるに非ず、而て行政、議政、司法の三權分立するは、今日に在て、略、其規模を成せりと雖、一層之を嚴正にして、其區域を定め、行政權をして、他の二權を掣肘することなからしめば、亦以て之を憲法に載せて、矛盾する所なかる可し。如此者は、一朝一夕の能く辯ずべきに非ずと雖、心誠に之を求めて、之に數年を假さば、漸次の經驗に因つて至當の地位に達すべし。

唯、尤至難たるは、君民兩權の制定に在り。故に、維新の誓文に基き、竟に明治八年、聖詔を下し、漸次立憲の政體に馴致せんとす。於是、此年地方官會議を開き、今年に至り、府縣郡區の會を開けり。是事の緒に就く者に、從來の目的を達する順序を得たりと謂ふべし。事既に斯に至る以上は、一躍して、民會に及ぶも、誠に其當なり。然れども、所謂民會は即ち、君民の權を分割する所にして、至要至大、固より府縣會の比に非ずして、又且、稍々其旨趣を異にする者なり。故に、此の典にして、舉行に就かば、國憲制定の頭腦を作る如く、其他の支部に至ては、固より難事に非ず。夫れ、民會は此の如く至重なれば、其起立も亦容易に爲す可らず。最以て、慎重を加へざる可らざる者なり。然れども、今日の形勢、早晚斯に至らざるを得ざることを是は、智者を待たずして知る所なり。

臣有朋竊に以爲く、凡そ、事の此の如く至重至大にして、勢已む可らざる者なりと雖、樞機の關する或は反て、大禍を惹く慮ある者に於ては、亦宜く、聲言を先にせず、其實行を先にすべし。暗に、其實を行ふて、實險に徴し、扞撻齟齬の患なき時は、始めて其名を更めて、之を聲言する亦晚とせざる故に、今の計を爲すに、特選議會を開くは、蓋し、方今政略上に於て、策の得たる者なり。夫れ、特選なるときは、其智にして賢なるを選して、之を選抜することを得ればなり。今幸に、既に府縣會の設立あり、其中、巨擘の者の如きは、何れの府縣に於ても見易く、知り易き所なり。故に、此等の其人其德識ある者を抜て、之を以て一の議會を開き、先づ國憲の條件を議せしめ、併せて、天下立法諸種の事項に涉らしめ、之を數年の經驗に試みて、果して以て立法の大權を寄するに足れりとせば、其時に至り、變じて民會となすも可なり。或は、特選議會の名を設けず、府縣會中に於て投票を以て二三の員を選み、一の議會を設置するも、其宜きに從ふべし、又已に經驗を試みし上は、各選揀選の法を參伍錯綜し歲月を以て民會となすも亦可なり。

如此議會、固より始めより民會の名を假さず、其集合解散の權、初は猶政府の手に存し、而て、其議決する所も、必ず行ふ事とせずと定むべし。然るときは、或は曰はん、是恰も、二の元老院を置くが如くして、徒に官祿、諸費を倍するに似たりと。是言極めて理あり、然れども、元老院は、皇族官吏の四五等以上に至る人材を待つ所の

此議會は、各府縣より其會中に十五歳以上に至るの人材を、待つ所の所とせば、亦全く同體の者たりとせず。況や、朝廷心誠に之を求めて、後來竟に、民會に變せんとするの目的あるに於てをや。或は曰はん、此の如き權限を狭小にすれば、其議會徒らに政府官吏の意に諛從して、事に益なきが如しと。是亦然らず、何んとなれば、西歐各國人民は、喙を國政に容る權ありと雖、我邦を以て、今、遽に、西歐各國と比較して、之を觀れば、誠に其萬一を望む可らず。唯、方に是よりして、端緒を開くを得る者なれば、豈一概に事に益なしとして、之を幹棄すべけんや。世又、或は是を以て、權謀に出でて正經に非らずと云ふ者あらん。然れども、是固より政略にして、事を慎重するの誠意に出づ。凡そ、天下の事、正經のみを以てして、利害を顧みざる者あらんや。事苟も、眞に其利を得れば、是即正經なり。是此議會を以て、後來確乎たる民會を起す基礎をなすの大意にして、其節目の如きは、固より斯に悉くすべきに非ず。然れども、此方略に因て、民會も漸次に成立し、憲法も從つて確立するに至らば、前に陳する所、民心の政府を奉戴せざる、政令に甘服せざる、動もすれば、猜疑を抱くの三患、將に醫瘡に就て、縱令變動あるも、民心に顧慮する患なからんとす。是、臣區々の心、杞憂の至りに堪へず、一たび陛下の爲めに、之を言はんを欲する所なり。

抑、臣が縷述する所の者は、唯政略の活動を以て機會を運轉し、實際適切に之を行はんと欲すればなり。然れども、亦咄嗟に能く辯ずる所に非ざれば、之が爲めに、若干の時日を與へざる可からざる者あり。之を要するに、先後緩急あるも、唯聖詔の趣意を貫徹し、以て民心を收攬し、政略の順序を得せしめんと欲するに外ならず。然るに他の良法ありて以て民心を鑿足するに至るの術あらしめば、臣亦何をか言はん。然れども、臣の以て陛下の爲めに謀る所の者は、亦前文の外更に念慮あることなし。是臣が忌諱を顧みず、極言して、此に至る所以なり。臣有朋謹啓す。

明治十二年十二月

陸軍中將兼參謀 山 縣 有 朋

黒田清隆の建議

清隆謹で白す、頃者國會設立の論盛んに興り、海内曉々、朋を呼び類を集め、各處に紛起し、福岡、岡山二縣下の如き、其首唱する者、闕下に來り、上書建白する所あり、以て天下の人心を鼓動し、頗る當路の繫する所となるに至れり。清隆以爲く、此論の起る固より一朝一夕の事に非ず。明治戊辰三月の御誓文に於て、其端を發し、八年四月十四日の聖詔に因て、之を申明せしに原するなり。

蓋し、復古の始に方り、舊幕府澆季の俗を變じ、因循固陋の弊習を破り、天下の耳目を一新せんと欲する、非常の舉に出でざる可らず。是に於て、首として廣く會議を興し、萬機公論に決するの誓を發せられ、東北平定するに従ひ、天下の侯伯を召集して、大政を諮詢せられ、待詔院、集議院を建て、言路を開通し、諸侯の封土奉還の請を允して、知藩事を置き、遂に推移して、今日郡縣の治を馴致せり。爾來、舊習漸く去り、治體相備る。元老、大審兩院を置かるゝに至て、聖詔中初て漸次に國家立憲の政體を立つるの明文あり。尋で、地方官を召集して、會議を開き、以て地方の事宜を論ぜしむる、本年に至り已に三次。又府縣會を開き、議員を公選して、地方稅支辨の事目を商議せしむ。政府の云々する所、皆國會創設の爲に、其端緒を見はす者の如く。而して、世の論者果して、以て口實とせり。

顧ふに、前參議後藤象次郎、副島種臣等、朝鮮の事を論じて、合はざるを以て職を辭し、退く後、俄然連署して、民選議院設立の事を建議するや、四方不平の徒、附和雷同、争て其下風に歸す。是、其實愛國の眞情に出づに非ずして、走らに之を以て、政府に抗抵するの具と爲すなり。今の國會論者も亦多くは此類なり。然れども、政府の言動既に前に述ぶる所の如くなれば、殆ど政府自ら國會論者の爲めに、之が指引を爲す者に似たり。其曉々紛起、

亦何の恠むに足らんや。然らば、則國會以て今日に施行す可きか、曰く不可、時機尙早しとす。何となれば、數年以來世運日に文明に赴く、但利のある所、弊亦之に隨ふ。俗尙虚飾を事とし、人情浮薄に流れ、文明と稱し、開花と稱するも、僅に其皮毛を獲るのみ。立憲と云ひ、民權と云ふ、多くは坊間の譯本を繙閱して、其一班を窺ひ、一知半解、以て人に誇耀するに過ぎず。然らざれば、歐米各國の裕富に心醉し、外貌に眩惑せられ、其糟粕を舗ふて、其精華を遺す。天下滔々、皆是なり。且夫れ、教育の法未だ其宜を得ず、學校の設、天下に徧と雖、生徒たる者率ね皆高尚に驚せ浮華に流れ、剛強の徳に乏しく、實用の才を缺く。豈大有爲の器を養成して、以て天下の選に充つに足らんや。況や、國家頻年、内外多事に際し、樞軸未だ鞏固なるを得ざるに、前古未曾有の創舉をなす。苟も、駕御方を失へば、弊害立どころに至る。是、清隆の國會開設を以て時機尙早しとする所以なり、朝廷一たび、主義を此に決せば、論者建議千百を累ぬと雖も、豈に意に介するに足らんや。斷然之を排斥して、以後年を待たんのみ。且又、我國、民法刑法の設、未だ整備を爲さざるにより、毎に外人の口に籍く所となり、國權の伸張するを得ず。是等の務宜しく、早く完善を要し、以て魯國に先んずべきなり。抑、目今學校の弊已に前に論ずる所の如し、然るに、夫の普魯西瑞士學校の制を觀るに、皆生徒に教ゆるに操練を以てし、兵士を練習するに異るなし。故に、國家有事の日に當ては、全國の男子皆直に之を隊伍に編むべし。就中、米利堅に於ては、一州毎に官費を以て農學校を建て、而して、設けて兵學の一科あり。教ふるに操練を以てす。尤も以て其力を國本に厚ふして、民心を壯にするを見るべきなり。

に専らにするに違あらす。因に以爲く、佛李諸國の制に倣ひ、農商事務を管掌するの一省を設け、全國勸業の事皆此に專轄せしめ、長官を選て、其責に任じ、勸農勸商の二局を併せ、人民勸誘の道を盡して、物産を興隆するに従事せしむべし。苟も斯目的を達せば、田野日に開け、物産日に殖し、山には礦物の利を起し、海には魚鹽の富を致し、製造益々盛に、貿易益々繁く、土地の便、盡さざるなく、運輸の道通ぜざるなく、財源洞開、國本充實す。何ぞ、金貨の昂貴を憂へん。何ぞ、米穀の沸騰を慮らん。何ぞ、輸出入の不平均を恐れん。然れども、議者或は更に、一省を増せば、費用給せざるを以て、之を難する者あらん。夫れ、國家の物産に富めるは、世界萬國共に稱する所たるも、國民の意を興産に注ぎしは、僅に四五年間の事のみ。遺利未だ悉く擧らず、實業悉く興らず、殆ど金庫を鎖して、其廢棄に任ずると異なるなし。今專省を設けて、之を統治し、而して、全國の物産に就て、其最も洪益ある者二三を擇び、十分の力を用ひて、一意振興に従事し、其經費の如きは、國債を募り、紙幣を制して以て之に充て、其長官たる者をして、償還の責を負担せしめば、何ぞ費用の給せざるを憂へんや。況や、全國の人民鼓舞拔擢競て産業に就くときは、無賴不平の徒、無用の辯を費し、不急の務に従ふ者、漸く其勢力を滅殺し、實用の人材始て世に出づるに至らん。是時に於て、國會を開く未だ晩しと爲さざるなり。是、清隆國士、人民のために日夜跋望する所、默々として已むに忍びず、敢て所懐を罄して、以て鑿裁を竣つ、清隆頓首再拜謹言。

明治十三年二月十二日

太政大臣 三條實美
右大臣 岩倉具視

黒田清隆

大木喬任の建議

兼て申上置 候、建國基礎論、一篇奉呈仕 候條、御内奏之程奉 伏願 候。近時、誰しも相喧へ 候。國憲論の如き、御國體に關し、容易ならざる義にて、實以て御輕擧之れ有るべからず。畢竟、明治八年の詔、恐れながら御國體變革の基を開き、痛敷之に過ぎず候へども、事實已往に屬し、如何ともすべからず。依て、只今の内一着御留め之御方策之れ無くては、相成らざる事と焦思慮仕 候。鄙論之要點は、外邦の國憲に倣はず、帝家の事を政體と區別し、溯りて、之を上世に徴し、人をして上世建國の礎のある所を思はしめんと欲す。是臣、心志を凝らす所にして、外より之を見れば、一種異形の様に之れ有るべく候へども、素より皇邦建國の礎は、世界比類なき儀に候へば、亦世界比類なき様組成するは、當然の事と信用仕 候。帝憲、政體の二案共奉呈の心得にて、已に起草有之候 共、未だ脱稿 仕らず、追て差出申す可候。開明者流の爲には、多々の譏笑を受くべきは素より覺悟に候へども、此邊は、聊か頓着 仕らず候。只々社稷臣民の名に負かざれば、安んずる所に御座候。爰に、遺憾に勝へざるは、世界四通強弱相争ふの今日にありて、皇邦の如きは、就中、天皇獨裁にて、人民を鞭策鼓舞し、夜以て日を繼ぎ、事業を興張振起し、以て海外に雄飛するの方略を相立候。こそ、政界の最得たるものと云ふべく相考へ候へども、八年の詔を御取消し之れ無き上は、無算にして、苟 且因循一日を過せば、終に挽回すべからざるの時に屬り可申候。事爰に至らば、臣が論ずる所の要旨の如きも、固より水泡に屬すべきを恐れ、止むことを得ず、之が極を考定し、國會興す可き云々の儀に至れり。御取捨奉 願 候。抑文は言を盡さず、滿腸面語口述を期し申 候頓首々々

明治十四年五月

大木喬任

大臣公閣下

乞定國體之疏

臣喬任白す、臣聞く、國の國體あるは、猶人の五體あるが如き也。五體具せず、人其人に非ざる也。國體立たず、國其國に非ざる也。是を以て建國の體立ち、而して、政を爲すの經定まる。政を爲すの經定まつて、而して、天下を導くの方、明かなり。天下を導くの方、明かにして、而して、民疑はず。而して、天下を始めて、實を勤む可し。民實を勤め、而して、國始まり、天下平かなり。若し夫れ、國體立たず、政を爲す經なき、是、之を廟謨なしと謂ふ也。故に、國體を立るは、其本を修むる也。其本修らず、而して、未治る者は、未だ之有らざる也。伏て惟るに、昔し徳川氏政を失し、而して、皇師勃興、恢業頓に集り、而して、新政大に敷く廢藩の令下つて、而して、天下の結塊鉅せずして碎け、置縣の制立つて、而して、天下の凸凹鋤せずして夷く、維新事業の凝る、何ぞ其速かなる。陛下の聖明を以て、宗廟社稷の靈に籍る、其業の凝るの速かなる、固よりなり矣。今や十有餘年を過ぎ、陛下益々治を致さんことを思ひ、夙に興き夜に寢一日の懈り無し。仁愛の心、天下に孚る、輔弼大臣皆維新の功勳、精を勵し、治を圖る、緘介の倦色なし。維新事業の成るの速かなるを以て、之を今日に惟す、宜く家定まり人定り、治化大に續るべき也。然り而して、其效此に至らず、外には則ち國權未だ展びず、内には則ち風俗壞敗財力困窮し、天下搖々然として、朝野相疑ふ、此れ其故何ぞや。患、廟謨なきに在るの故也。朝廷の施爲、一事の微と雖、有司案を立て、主者之を檢し、而して後に閣議を盡し、以て天裁を仰ぐ。況んや、立法の案の如き、元老議を経て、而して、天下に布く、而るに、臣廟謨なしと謂ふ者何ぞや、建國の體を明かにせず、經營の基を定めざるを謂ふ也。

夫れ、皇邦建國の體は、數千載の前に定る。而るに、臣建國の體を明かにせず、經營の基を定めざると謂ふは何ぞ

や、維新以來、美を海外に采る、而るに、白邦建國の礎と、海外立國の旨と異り、然り而して、今是非する所を明らめず、政體の大本を定めざるを謂ふ也。

臣不材を以て恩を蒙り、職に在り、宜く肝を露し、極言すべき也、請ふ、國體を定むる所以の議を陳ぜん、伏て願ふ。陛下思を詳かにして、幸に之を擇べ。

夫れ、四海の廣き生民の衆き、疆土域を異にし、訓致途を殊にす。於に於てか、國自ら其國體あり、其民を集む、民亦其内に棲て、以て其志を一にし、他慮あらざる也。是に於てか、報國の氣作る是れ國を造り、民を保んじ、侮を防ぐ所以也。歐人建國の體を論ずる、三あり。一に曰く、君主獨裁、二に曰く、君民同治、三に曰く、共和政治。臣竊に、海外萬國を通觀し、之を其建國の始に徴するに、人群混亂し、弱の肉は強の食たり、荼毒制すべからず。是に於てか、民其宗主を得て、而して、自ら治めんと欲し、之を其門閥に選び立て、以て君と爲す者あり。之を其衆庶に選び立て、以て統領と爲す者あり。君と民と、約して之を鈞制する者あり。而して、君民の間、其權限を規定し、之を憲章にし、名けて國憲と曰ひ、以て建國の礎と爲す。故に、國民の其國憲を視ること、其君を尊ぶよりも尊ぶ。然し、民志一たび離れ、綱紀一たび弛むに及びてや、其國を併せて更革變易博某の如く、然り然れば、則ち彼所謂國憲なる者は、未だ深く頼みとするに足らざる也。之れを總ふるに、萬國、本と定主なし。其君主獨裁と稱する者、共和政治なる者、君民同治なる者、皆民の之を選で、而して、之を置き、以て自ら治る所の具と爲すに過ぎざる也。伏て惟るに、皇邦建國の體、此れに異なり、天祖詔を垂れ、天孫降臨す。是に於てか、民に定君あり。而して、君民の分判る。蓋し、天孫の降臨、固より民の爲めにする所以の義に外ならずと雖、然れども民の得て而して私する所に非らざるなり。即ち是、天の明命のみ、是を以て天位無窮の詔、日星に並んで、而して明かに天安河の議、海岳と共にして、而して、著し。是天祖天孫、萬世の上にて、萬世の下を知り、豫め國を治め、民を安んずる所以の基、其親親を絶ち、其民志を一にして、以て紛擾の源を防ぎ、以て禍亂の階を塞ぐに在る

を慮りて也。故に天位の一系は、偶然に非らざるなり。陛下之を列聖聖皇に受け、列聖聖皇之を天祖天孫に受く。然れば、則天祖の遺詔、安河の議、即ち皇邦建國の基礎たり。而して、著して二典に在り、二典の選は私に非らざる也。即ち先皇の定むる所、豈其れ誣ふ可けんや。而して、春は年を祈り、以て祀し、秋は穀を備へ、以て祭す。是陛下天祖天孫を奉じ、列聖聖皇に事ふる所以なり。是に於て、數百年を経る、其間國勢の變革上下の陵遲なきに非ずと雖、匹夫匹婦も亦天位を奉戴し、敢て違ふ可からざるを知る。而して、維新事業の凝るの速かなる、職として之に由る。

夫れ、海外諸邦立國の旨如く彼、皇邦古來、建國の礎、如レ斯、是皆方圓の同じからざるのみならんや。其差、霄壤たり。而して、地球を擧げて、皇邦の如きは有らざるなり。

維新の恢業、驟かに人物を集め、機に乗じ、事を行ふ、其勢雷霆の如し。其改正更革する所の者、天下の耳目を駭驚震動せしめざるは莫し、天下殆ど半醉の裏に在るが如し。此時に方り、海外文明の説、橫流して、而して湧き遂に是非を問はず、曲直を論ぜず、己れを忘れて、而して彼に従ふに非ざれば、則ち行人も亦將に其伍を爲さざらん。明治八年、陛下立憲政體の詔を下す。是に於て書生輩、多く陛下の意を悟らず、其心に以て爲く、我邦不文法とするに足らず古義古典は、未開の恠説のみと、遂に皇邦國礎の在る所を思はず。乃ち英を引き、佛を抜き、獨を證し、米に照し、我政體以て悉く彼に模倣せんと欲す。講談、演説、美辭を祖述し、爾須を翼賛し、以て人心を蠱惑す。近時に至ては、唯書生輩の之を唱ふるのみにあらず、皓首の者も亦雷同する有り、是果して何の心ぞや。臣愚竊に以て爲く、維新庶政の更革、美を歐米に採る、法制文物多く之に倣ふ。遂に天下の人心をして、誤謬此に至らしむる也。夫れ陛下下意を銳し、以て萬國と馳驅せんと欲す。宜く美を海外に採り、日に新に又日に新なるべし。然れども、明治八年の詔は、陛下豈漸次に皇邦固有の國礎を棄て、而して、漸次に歐米立國の旨に倣ふの意ならんや。元老院を置くは、立法の源を廣むる也。大審院を設くるは、法律の力を固くする也。人々漸く開くるを俟つ

て、而して、民と規章を守らんと欲するは、仁愛の至り也。其形外邦に倣ふが如き者ありと雖、是葑を采り華を采るの事に過ぎざるのみ。豈國礎の在る所を擧げて、而して、悉く彼に倣はんや。

在昔、王仁來り貢して、而して、載籍觀る可し、吉備海に浮び、而して、文章其れ明か也。律令の大寶に備り、格式の延喜に詳かなる、是皆漢土に徴して、其美を採る所に出づると雖、國礎の在る所、固より依然たる也。故に、智識を四海に求むるは、先皇の遺制にして、而して陛下神明に對し誓ふ所の者なり。然れども、皇邦固有の國礎を擧げて之を棄て、而して改め造るは、陛下假令焉に意あるも、何を以て列聖々皇に對せんや、而して、臣實に陛下焉に意なきを知る也。

今論者以爲く、歐米諸邦に倣ひ、新に國憲を定め、其内皇邦國礎の在るを明示し、以て民權を伸べ、國會を興す、國礎を變ずるに非らざる也と、知らず、英國に倣て、而して、新に國憲を定むれば、是、之を英國にする也。國礎已に變ず、英米諸邦を折中して、而して、新に國憲を定むれば、是、之を英米諸邦にする也。國礎已に變ず、何となれば、則ち天祖天孫定むる所、列聖々皇守る所の者を以て、之を其一部内の物と爲すに過ぎざるのみ。而して、其全體は則ち英たり、佛たり、又諸邦を折中するものたり。是所謂皮の存せず、毛將に安くに附かんや。

且夫れ、外邦國憲の回、帝位授受の事より、設官の要旨及君民の權限、審判の區界に至るまで、掲載して遺さず。而して、時勢の變更せざるべからざる者に遇へば、則ち彼の所謂國憲なる者は、固より金石と、不朽を期すべきに非ざる也。今若し、外邦立國の旨に倣ひ、以て新に國憲を定め、自ら以爲く、萬世の安と。焉ぞ知らん、一に事情の更革せざる可らざる者に遇へば、則ち必ず之を衆議に取り、國憲を改めん。已に其一を改む、其一を改めざるを得ず、已に其二を改むれば、其三を改めざるを得ず。臣竊に恐る、後世言ふべからざるの變あらんを、故に臣愚斷して以爲く、今邦家の基礎を定めんと欲せば、宜く外邦の國憲に倣ふべからざる也。今明治八年の詔を尋て、宜く帝憲及政體を定むべし。而して又、陛下豫め、國會興すべきの期を計り、法律制度之が備へを爲し、因て其期

を天下に示すべき也。帝憲なる者は、宜く皇邦國礎の在る所及天祖天孫を安んずる所以の源、其他帝室の憲章に關する所を明かにすべし。政體なる者は、宜く三權の分別及び設官の要旨、其他議會の綱領を明かにすべし。而して帝憲は金石不朽の者たり、政體は、時に臨んで更革せざるを得ざる者たり。此二の者を合すれば、則ち外邦國憲の事に外ならずと雖、意の在る所固より同じからざる也。且つ夫れ、外邦國憲の作、必ず國民と討議し、而して後に定るを得るのみ。是れ其國憲なる者は、其建國の基礎なるを以て也。故に、國憲を外にして、基礎あらざる也、是を以て、國礎の改更ある、其實、國憲を改造するもの也、皇邦國礎已に定て、不朽に在り、今狼に彼れに倣て、而して、之を再びすべからず。故に、帝憲及び政體を定むる者は、之を改め造るの議に非らざる也、即ち葑菲を采々し以て宜しきを制するのみ。故に、此二の者を定むるは、陛下特制欽定し、以て天下に示さば、則ち足る矣。

今天下の人、八年の詔を窺測して、而して、之を内々徴するを思はず、思つて而して、之を外に詳にするを知らず、其立憲政體の文字に眩し以爲く、是等將に外邦立國の旨に倣はんとするもの也と。天下揺々として、朝野相疑ふ。而して、廟謨未だ是非する所あらず。是、之を廟謨なしと謂ふべきのみ、夫れ、人心の向背は天下安危の係る所也。人心をして、一たび其方向を誤らしめば、必ず邦家を覆さん。故に、帝憲及び政體を定め、會を興すべきの期を以て、天下に示すは、方今の急務也。

或は曰く、國會を興し、自由を興ふるは外邦に法る也。是れ已に皇邦の國礎を變ずと知らず、群神を集むるは、天の安河の會に基く。而して、自由なる者、洋語に之を理辨羅と曰ひ、人の天に得る所の靈能のみ。天皇天に繼ぎ、民に臨む人をして、其靈能を暢へ其所を得せしむ。是固より天職にして、民を安んじ、國を平ぐる所以なり。天祖國を平かにするの詔觀るべき也。故に、列聖々皇民を安んじ、國を平かにするの義を以て、之を天祖天孫に受く、民を虐し、性を傷く事を以て、之を天祖天孫に受けざる也。若し夫れ、漢士帝王、其政を擅制し、其氏を奴隸にし、人を視る物を使ふが如きは、古に非ざる也。但皇邦政體の變革固より少しとせず、聖皇萬機を獨裁する者あ

り、大臣大連征伐を司る者あり、藤原氏政を執る者あり、將軍天下を總ふる者あり。今や陛下人文漸く開くるを俟て、民と規章を守らんと欲す、仁愛の至り也。何ぞ國體に妨げんや、伏て願くば陛下速に國體審定の局を設け、其人を撰で而して反覆討論し、宜く邦家の鴻基を定むべき也。而して臣の言未だ盡さず陛下宵旰の餘、臣をして咫尺を得せしめば、亦應に面り陳じ、口に述べべき也。陛下之を裁せよ。臣喬任誠恐頓首

明治十四年五月

參議兼議長 大木喬任

伊藤博文の建議

臣博文誠惶誠恐、臣叨に重職を膺し、深く時難を思ふ。窃に惟ふ、今日の事實に瞻古の世運に附し、風潮の勢、寢くに變革の機に臨めり。而して、新進輕躁の說、已に従ふべからず、從來の舊慣、又一概に遵守し難し、機を迎へ變を制し、調護方あり、措置宜を得、漸くに進焉する所あるに非らざるよりは、萬世久安の基、其將た何ぞ望まん乎。蓋し、今中興の業、其成るを告げたり。而して、時事俄に、危機に迫るが如きあり、以て無事に安ずべからざる者、其因て來る所二あり臣請ふ、先づ其因る所を論じて、然後に措置の宜しきに及ばん。

第一 維新の政、舊を改め新を敷く、其大なる者を廢藩置縣とす。廢藩の擧、實に已むを得ざるに出づ、兼ぬるに兵制の變を以てす。藩國の土族、從て祿を失なひ、産を削らるる者、全國を擧げて、幾十萬、是皆新政を悦ばずして、動もすれば、舊慣を慕ひ、不平を鳴らし、不詳を訴ふるの情あることを免れず。其極、一變して急激の論を唱へ、政府に抵抗し、世變を激成し、以て自ら快くするに至て、而して後に已まんとす。是勢の由て來る所なり、唯士族の武門の世に於ける、實に平民の上に位し、曾て常祿に食み、常産を有し、教育素養あり、業事自ら任ずるを習とするを以て、其今日に至ても、猶好で政談に従ひ、氣節議論の士多くは其

間に出で、勢上流に居り、庶民の方向は、専ら其磨く所を見る。之を人身に譬ふるに、士族は、猶ほ筋骨の如し、平民は、猶ほ皮肉の如く、筋骨の動く所、皮肉之に従ふ。蓋し、士類の怨氣團結するときは、以て朝野を阻隔して、王化を壅塞するに足る、今日士族の向背は已に王室に純ならずして、而して、天下の禍機往々其間に伏するもの有り。

第二 一郷の人心は、制し易く、二國の物情は、治め難し、一國の形勢は、轉じ易く、宇内の風氣は、回らしがたし。現今の世變は、宇内大勢の推致する所にして、一國一州の事端に非らざるなり。今を距ること百年、歐洲變革の說、一たび佛蘭西に行はれしより、漸次各國に浸淫し、相扶け、相擁し、大勢を成し、凡そ有政の國、早晚其變を被らざるものあることなし。其舊を變じ、新に就くに當て、激して亂に至るもの有り、亂今に至て、輾轉して未だ止まざるものあり。明君賢相、其機に先だち其變を制し、一轉して、國を固くするものあり。之を要するに、皆專裁の風を棄て、人民と政治の權を分つことを免れず。今歐洲の文物、曩々として、我國に入る。而して、政體の新説亦士族の間に行はれ、數年の間、都鄙に蔓延し、遽に防遏すべからず其間、徒に紛言を爲して、以て人聽を聳かすものあり。輕躁妄作、上意の在る處を知らず。病なきに呻吟し狂暴人を惑はすものあり。然るに、其由る所を通觀するときは、亦皆寰宇の間に行はるる風氣の被る所、譬へば、猶雨霑ふて、草生ずるが如し。深く恠むるに足らざる也。

以上二因は皆天步時運の致すところ、幾んど人事の爲す所に非らざるなり。今日に於て、政府の任とする所は、方に鞫旋調護、勢に順ひ、機に乗じ、之を制するも激に至らず、之を縱つも慢に至らず、進歩序を逐ひ、緩急宜しきに當り、歲月を積累して、以て標準に馴致するに在り。其謀、謹まざるべけんや。

元老院を更張して元老議官を華士族に選ぶを請ふ事

臣竊に、國會の未だ遽かに起す可からずと謂ふ。臣等自ら誓ふ、一毫權を貪り、位を固くするの念、胸中に芥帶す

るにあらず。唯國家を起して、以て君民共治の大局を成就するは、甚だ望むべき事なりと雖、事苟も、國體の變更に係る、實に曠古の大事、決して急燥を以て爲すべきものに非ず。今先づ基址を固くし、次に柱礎を構へ、終に屋次に及ぶ、舉行の次序固より緩急あり。是既に陛下明觀の洞照する所、多言を待たざるなり。臣憤で、歐洲立憲の國を觀察するに、上下兩院は、車の兩輪あるが如し、二つの者相制し、即ち平衡を得、其帝王國に在ては、元老院(即上院)の設け、尤も國家を保持するの要用たり。蓋し、歐洲各國或は之を庶民の老成に選び、或は之を勳望碩學に取る。而して、其帝王國に在ては、大抵之を貴族に取る、即ち帝室を保持し、舊物を保守する所以なり。臣竊に以爲らく、今の時に方り、漸進の道に由り、以て時變を制し、徐ろに釐革する所あらんと欲せば、先づ元老院を更張して、名實相副はしむるに如くは無き也。元老院をして、名實相副はしめんとせば、之を華士族に取るにあり。明治八年元老院の設けは、實に立憲漸進の聖意に出づ。而して、木戸、大久保諸臣の大猷を贊養するも、亦此れに倚て以て朝野を調護するを主とするに非ずんばならず。但當時創造、先づ其規模を定むるに止まり、未だ其實用を收むるに遑あらず、其更張潤飾、實以て、名に副はしむるに至ては、仍ほ、今日に待つことあるなり。今天下の人物品流を概論するに、其國事を擔當して、文明に率先たるに堪ふるもの、士族に望まざることを得ず。而して、士族の位置は、固より宜く貴族の一部たるべし、誠に能く、士族を以て、明に華族の下に列し、元老議員は、専ら華士族の中に合選し、旁ら、國家の勳舊と、士庶の碩學を收用し、百人を以て定員を爲し、附するに俸給を以てし、期を定めて徵集し、凡そ法律の文案は、皆其議を経せしめば、一には以て士族を榮用して、其報効を收め、永遠王室の輔翼たらしむべく、三には以て將來の爲めに、先づ兩院平衡の地を爲すべく、三には以て朝野の平均を保ち、調護の意を失はず、四には以て八年の成緒を續ぎ、先輩の遺圖に従ひ、漸進の塗轍を履むべし。

公選検査官を設くるを請ふ事

臣又竊に以爲く、元老議員を華士族に選び、以て公議を廣むるの外、更に検査院員外官府縣會員の中に採り、以て財政を公議するの漸を開く、此れ亦立憲の初歩となすべし。蓋し、何の國を論ぜず、凡そ國民の政府に向つて、猜嫌の心を抱き、官吏を敵視するに至るものは、概ね其濫用厚欽を疑ふに非ざるはなし。故に、立憲の國は、又先づ財政を擧げて國民と公共負擔するを以て最大の務とせざるはなし。我國維新以來、徳川氏積弊の餘を承け、加るに戦亂相踵ぎ、外交瀕弊、非常の需め浩漭皆られず。而して、海陸軍を興し、裁判法を改良し、教育を盛んにし、警察を嚴にし、監獄を建造し、鐵道、電信を副め、道路を開通し、凡そ以て人民に利し、公益を啓く所ものは、國の全力を租して、一時並び擧げ、又他の一方に於ては、地租を改正して、以て農民を豊にし、資本を捐予して、以て百工を勸むる等、凡そ上を捐して、下を益するの事、爲さざる所なし。十年の間、國庫究を告ぐる、専ら是に由るなり。蓋し、政府の用心は、一に公明に存し、以て天下に對して曖昧欺詐の擧あるに非ず、以て後世に證明して、一毫瀆亂不經の差あるに非ず、但事由を解せざるもの、好で當局を指摘し、甚きは誣るに捏造の説を以てするに至る。是れ政府に在て、口舌の辯すべき所に非ず、唯誠を啓きて、公を示し、人民をして進で財政の精確なるを見證せしむるの一法あるのみ。今暫く府縣會議員の中に公選し、検査院員外官とし、與ふるに俸給を以てし、官選検査官と相平衡し、以て検査の事務に従事せしむべし。而して、其權限の如きは、専ら會計検査に止め、敢て用財の大成に干渉することを許さず。是れ一には以て財政を公議するの路を爲し、二には以て人民をして實務に慣熟せしめ、經驗する所あらしむべし。抑、此二件の議、若し果して舉行するに至らば、行政の事前日に比すれば、限束する所あるを免れず。而して、諸臣の責亦更に一層の重大を加ふべし。一たび制御の道を誤る時は、物議を増し、軋轢を激し、以て事變を促すに至るも亦知る可らず。是れ尤も事前に慎重せざるべからざるものにして、其組織、權限、選舉の方法、節目亦皆治安の關鍵に非ざるはなし。閣議以て之を苟且に附す可らず、其裁制勵行に至つては、一に 皇上陛下の明勅を仰ぐな

り。

聖裁より斷じ天下の方向を定むるを請ふ事

天下の方向定まらざれば、天下の人心何の底止する所ぞ。方に、今都鄙囂々、公議を名として、亂階を煽ぐ、今の時に當つて、上たる者、大猷一定、不拔の議に據り、明に上意の在る所を啓示して、以て人心を防範するに非ざれば、民相率ゐて、多事を爲し、東伏西起、防潰、水決し、狂暴一たび唱へて、終に取捨すべからざるに至らんことを恐る。況や、従前政府の令する所、或は標準を示して、未だ順序の詳に及ばざるものあり、知らざる者、或は以て、之を言ふに許して、之を行ふに果さずと爲す、怨望の徒は、戊辰の御誓、乙亥の勅諭に引縁し、以て一巳の説を附會するに至る。是れ政府の宜く意を加へて、一たび維持、整理、戒飾、教諭すべき所の者なり。今八年以來の廟猷を推廣して、躁急の人心を防範せんと欲せば、臣竊に仰いで、皇上陛下下親しく、聖裁より斷じ、至誠を開示し、主として、天下に告ぐるに、漸進の議を以てし、人民をして、明かに聖謨の在る所を知らしめ給はんことを祈る。夫れ立法の大柄を分て、人民と之を公にするは、輿奪の權一に、陛下の専有し給ふ所にして、臣下の敢て擬議する所に非ず。其緩急早晚に至つても、亦唯、陛下の時を量り、宣を制したまふに在り。而して、人民の敢て争競逼迫する所にあらざるなり。陛下曩に、漸次に立憲の政を肇むるの勅を敷き給ふ、履行の期仍ほ歲月を積累するの後にあるべし。其間、操縦手に在り。臣竊に以爲く、是れ陛下の必ず重く、以て自ら任じ給ふ所なり。今誠に、聖詔を煥發し、大義を昭示せば、天下の臣民、心を王室に存する者、必ず向ふ所を知り。而して、無知の民、亦從て狂暴の爲に惑はざることを免れん。臣寔に懇祈に勝ざるなり。臣又陳す。陛下大徳夙成、遠く千古に邁く、而して、時運の易からざる、亦前世の比に非ず。今より已往、愈精誠を勵まし、大柄を總攬し。定義を主持し、危を輕じて安を爲し、漸次を進めて、以て大局を完成するは、一に仰いで、陛下の乾剛不息に頼るのみ。是れ乃ち區々言辭の末に在るに非ざるなり。臣博文誠惶誠恐戰慄の至に勝へず。謹んで奏す。

ず。謹んで奏す。

明治十三年十二月十四日

參議 伊藤博文

井上馨の建議

僕曩に、西洲より至りし以來、屢、閣下と時事を切論し。終に、方今我政府の執る所の政略、果して、輿論公議と其方を同ふし、以て公同の福利を増進するに足るか、將來の政策之を如何せば、即ち皇基を無究に固くし、萬姓を昇平に樂ましむるを得べきかの難問に及びし時。僕敢て閣下に答ふるに、方今の政策は、逆も其正鵠に達するに覺束なければ、宜く速に民法を編し、憲法を制し、而後、輿論の歸向する處に從て、國會を起すの、即今第一急務たることを以てせり。想ふに、閣下の耳底今猶餘響を存するものあらん。然るに、其民法を編し、憲法を制して、而後、國會を起すに至るや、事頗る錯雜に亘り、決して、座上敷言の説、盡すべきものに非ざる故に、更に之を筆紙に載せ、一層詳に其理由を説き、其次第を序するは、是れ閣下の聞くことを喜ぶものとなるを信するなり。蓋し、政體は、其風土民俗に從て、組織するものなれば、固より種々の異なるは當然なりと雖、其の爲政者は、則ち其政體の異同に拘らず、各必ず、隠然據へ以て臣民を駕馭するが如き又數萬の強兵を擁し、其威力に據て以て人心を威服するが如き、又我黨派の勢力據て以て天下を左右するが如き、大に徳化を施し、其人望に據て以て上下の平安を保つが如き是なり。要するに、其據る所の者は、各殊異なりと雖、隱然必ず據る所あるに至ては、其揆なり、然るに、當時我政府の如く、徒に内閣の無事を謀ることを之務め、爲めに、飄然據る所なく、漫然定る所なく、姑息苟安以て日々起る所の事項を追ひ、猶之を譯言すれば、専ら内情に心配して、政事は當座の間に合ふを以て、宜とする時は、即ち昨日の是とする所も、今日の非となり、甲に向ては、得策たるものも、乙に向ては、失策たる

を免れず。果して、斯の如くなれば、獨我皇國の福利を増進する能はざるのみならず、又我明治政府を永久に保持する甚だ難かるべきは、智者を待て而後に知らざるなり。

試に、我政府當時の状況を看一看せよ、其威力果して人心を威服するに足るか、曰く、明治の初年、萬事銳進、儼然壯兵を握し、強藩を擁せし時に際しては、其或は、之を期すべきも、既に今日に至つて、威權漸く衰萎して、殆んど、幕政に數歩を譲るの狀勢あり。然れば、則ち我爲政者の黨力、果して天下を左右するに足るか、曰く、當初は概ね薩長相協一して、以て政府の權威を保持せしも、近年來其勢力次第に減少せしのみならず、間ま又意見を異にして、權力一に出でざるの憂あり。然れば、則ち德義の果して人望を收攬するに足るか、曰く、今帝即位の初に於て、五事を神明に誓はせられ、又明治八年、漸次立憲政體を設くるの聖詔を垂れ、從て府縣會を開き、民に其地方の政務に參議するの權利を附與せられしにも拘らず、巷に説き、街に議して、政府を怨望する者、天下到處として、之あらざるはなし。

抑、地方の政務に參與せしむる等は、一々德政の事柄に相違なく、之を人民に取ては、昨日まで武斷政治の輒下に屈伏せし者、俄に自由の民たるを以て、須く擊壤鼓腹して、之を感戴すべきに、却て、斯く怨讟を來せしもの他なし。我施爲の能く地步を占めず、輕々與るに失せしより、元來人心を收攬すべき政略も、啻に水泡に屬せしのみならず、却て、之が弊害を招くに至れり。凡そ此數多の者、其原を繹ぬれば、我政府常に内情に區々たるより、其政策の據る所未だ之を一定するに暇あらず。其施爲せる所、朝轉夕移して、方向の常なき、恰も伍兩と一般なるに職として、之由る。猶之を推究すれば、當政府の組織一種奇異なるより、自ら然らざるを得ざる理勢あり。是固より、閣下の能く知了する所なれば、更に僕の喋々を要せざるべし。

抑、維新以來、我政府巨萬の資金を費消し、以て斯民を利導せるも、純美の教化未だ起らず。天富の殖産、未だ充分に發せず。輸入は當に輸出に超過して、金貨日に隠れ、權幣月低く、加之、國會論者四方に蜂起して、務て政府

の失策を咎め、遂に國會の設立を逼迫するもの、其踵を太政官門に絶たざるに至れり。是豈、國家政府の安危相判るの秋と言はざる可けんや。此危急の際に立て、猶恬然意に介せず、苟安以て斯日を送り去らんとせば、日本帝國の福利果して之を永遠に増進し得べきか、明治政府の安固果して之を長久に保持し得べきか、僕實に言ふに忍びざるものあり。然れば、則ち今日の計をなす者は、如何にして可なるか、僕以爲らく、輿論の歸向する所に從て、國會を開設し、以て政府の組織を一變し、以て其據る所を確定するに若くものなしと。

顧ふに、明治六七年の交に際し、如めて、民撰議院論起れるや、當時少しく識見ある者は、皆其太早計を嗤笑せざる者なかりしも、世人の智識頓に一進し、人民の幼稚なる國會猶早きを怨む杯とは、却て、迂論たるに至り、今日の人民既に六七年の人民に非れば、則ち其輿論の歸向する所、最早妄に威權を負て、以て之を逆ふ可からざるなり。況んや、其威權も漸く衰萎せしに於てをや、夫れ、國會一度起れば、政府の組織自ら一變し、政策の據る所亦一定せざるを得ず。若夫れ、依然として、政府の組織一變せず、政策の據る所一定せざれば、則ち政府の安固、長く保つ能はず。何となれば、百般政務の基たる、天下の法制又は許多の事業の本たる、國庫の出納に關するものは、概ね、國會の論定を経ざる可からざるを以て、若し、隱然内に據る所ありて、前後我主義を一にするに準ざれば、毎に衆論に搖がされ、我目的を達する能はざるべきなり。夫れ然り、今日國會を起すは、獨り民心に從つて、以て國家の福利を増進するのみならず、政府の組織を變じ、政策の據る所を定め、以て明治政府の基礎を鞏固にするに於て、必要缺くべからざる者あり。夫れ、精神善なるも結果惡なれば、初の善も却て惡に變ずるあり。彼の佛國の自由黨も、其初、何ぞ悉く狂暴を逞ふする意ならん。但其怒怒の激する所、一旦潰裂支出して、敢て國王を市場に劔ぬる迄、慘酷を極めしより、事動もすれば、狂亂に涉り、遂に比狀を以て國俗と成し來るもの、如き即ち是なり。精神未だ純正ならざるも、結果良好なれば、不正も亦正に歸するあり。世の強國が土地を負るの故を以て、往々理を枉げて、他と爭端を開き、其戰克てば則ち名義自ら立つが如き即ち是なり。而して、是等は其一例を擧げしのみ、

之を古今の史乘に徴すれば、其例實に枚擧に遑あらざるなり。要するに、何等の事業も、其は精神は擬置き、一意に其結果の美惡に注視すべきのみ。就中、社界の秩序の如き、一旦紊亂すれば、縱令、何等の英材豪傑あるも、復た之を收拾する能はず。即ち國會に於けるも、之を開くは、今日暫くも忽にす可からざることたりと雖、亦序次あり、豫備あり、若し其豫備をなさず、其序次を踏まず、時既に至ると謂ひ、遽て、突然之を開けば、秩序一時に紊亂し、明治政府の安固暫も保つ能はざるは無論、將來爲政者の更迭あるに臨み、英米兩政黨の兩々相率ひて、一進一退、主客平穩に相代るが如くなるを得ず。必や、鐘に響り、杵を漂し、萬斛の腥血を以て明治の昭代を汚穢し、爾後、更迭ある毎に、狂暴を以て習例となす、佛國同一般の門戸を開くべきの惡結果を來すは、昭々乎として、業已に眼前に在るが如し、嗚呼先づ之が豫備をなし、之が序次を踏んで、然後、國會の開設得て言ふべきなり。

何をか、之が豫備と謂ひ、何をか、之が序次と謂ふ乎。國會を起すに先ち、第一に民法を編して、所有の權利、戸籍の法式より、家督相續及び契約等に至る、人々相互の間に須臾も缺く可からざるの法則、及び行政區域、行政裁判又は訴訟法、又は商法、會社法等の成規を明指し、法律の區域を出でずして、自由に生息優游すべきことを恒に人民の腦底に感染せしむべし。斯の如くなれば、好て法律外に跋扈するの惡習を、漸く除ぎ得べく、且つ他日、憲法を制定するに際し、國會議員の選被選及び其他の諸權利を選定するに於ても、多少便なる所あるべし。民法既に定まれば、則ち憲法を制し、以て王室、政府、人民の權限を判然明畫し、即ち基礎定り、經營竣りて、然後、始めて國會を開設すべきなり。是、之を豫備と言ひ、是、之を序次と言ふ。

世の識者、或は言ふ。先づ國會を起し、之に據て、以て憲法を制し、民法を議すべしと。僕大に、其説の迂なるを見る、蓋し、民法は、人生須臾も缺く可らずして、其性微妙なるものなれば、衆囂々たる、烏合の議會に付して、討論せしむる、決して完全の美果を結び得べきものに非ず。此證左は、今日の地方官會議又は府縣會に於て、歴々たるにあらざりや、殊に況や、王室、政府、人民の權限を區畫する如き、國家最大最重の憲法を其議に付するに於て

をや。故に、民法と云ひ、憲法と云ふも、到底命令に出づるにあらざれば、其選の完備、得て期す可からざる也。今僕の愚考する所に據て、民法を編し、憲法を定めんと欲するときは、即ち

第一 元老院を廢し、別に他日民選議院に對抗するに足る、上議院を設立すべし

第二 其議員は、華土兩族中より選抜して、一百員を限る。其全員の幾許は、公選に附し、若干は、勅選に出づべし。但平民と雖、學術家に秀づる者、或は國家に大勳勞ある者は、勅選を以て、命することあるべし

第三 其議定する條件は、歳出入豫算より、凡百の制度、法律にして、其權限は、從來元老院に附與せしものより、一層判然明畫する所あるべし

第四 民法を編して、憲法を制するは、擧て之を議員に一任せず、別に内閣より若干の委員を選して、之を調整し、而後に、該院に議決せしむ。然れども、事實に適應せざるか、又は議論三主義以上に分派する時は、天皇陛下の裁決を仰ぐべし。但し民法は、務めて、皇國古來の風習慣行を採り、其未だ足らざる部分のみ或は他國の良法を酌取すべし（現今完美なる、我民法を編纂するを得んや。抑、何の國を問はず、自ら習慣風俗あらざるはなし、習慣風俗は、即ち所謂民法にして、習慣風俗の外に曾て民法なし。但我國の如きは、未だ成文法たらざるのみ。而して、習慣風俗は、國に従て各殊異あり、若し、他國の成文法を艶羨し、直に採て之を我人民に、施さんとし、又は勝手に他の良法を模倣として、以て我習俗を鑄造せんとするが如き、誤謬も亦實に甚し。且憲法も亦其國の習俗より成る所の民法を基礎となして、始て良憲法と、稱すべきを以て、民法の選定、最先づ注意せざる可らず。是れ本文、故さらに民法編制の方を説く所以なり）

第五 該議院の憲法は、暫く命令を以て假法を立て、他日民法成て、憲法を制定するに際し、之を改定すべし。亦衆囂々たる、下議院の開設を待ち、之に附す可からず

爰に、之を概言すれば、自今國家の困難を救濟せんと欲せば、則ち政府の組織を一變し、政策の據る所を確定せざ

る可らず。而して、此目的を達するは、則ち國會を起すに若く者なく、國會を起すは、則ち先づ憲法を定むるに在り、憲法を定むるは、則ち先づ民法を編するに在り、民法を編するは、則ち先づ元老院を廢して、別に上議院を設るに在り。即ち僕の今日を以て、國會を起すべき時となすものは、世人の以て時とするものと異なり、世人は皆曰く、今や人智既に進み、切に參政を望む、宜く其輿論に従て、國會を起し、以て天地の公道に歸すべしと。僕は以爲く、今や幸に、輿論の國會に歸向するあり、當に此機に乗じて之を開き、以て明治政府の基礎を鞏固にし、以て益昭代の治化を冀すべしと。僕此論を胸臆に藏する茲に年あり、既に今春、内閣の改革あるに臨み、即ち閣下に其大略を口陳す。然りと雖、妄に之を吐露せんか、或は恐る所謂民權黨の議を招かんことを、之を黙々に付し去らんか、國家の前途、益困難に迫るを如何せん。頼に閣下愛國の深き、愛國の厚きあり、遂に僕をして、滿腔の熱血を吐露し、以て萬一を裨補せしめんとするに至る。幸に閣下、從今一層深く、意を此に垂れ、僕の衷懷をして、閣下愛國の深情と共に、世に擴充するを得せしめば、僕死するも猶餘榮あり。頓首々々

明治十三年七月

岩倉右大臣閣下

井上馨

山田顯義の建義

國體を議定すべき事

海外諸國、立憲爲政者多し。然れども、其體たる千差萬別、一様の制なし。皆其國、固有の慣習と、當時の勢とに因り、神聖相承け、卓然不動、以て今日に至る者なり。其間、武人專權の時と雖、未だ曾て人民の政權に參すること有ること無し。然るに、維新以降、五ヶ條の御誓文あり、八年四月十四日の詔あり、八年府縣會議設立の布告あり。

是皆聖上の能く萬國の形勢を察し、人民の後來を慮り、尊權の幾分を割與し給ふ者にして、未曾有の殊恩と言はざる可からず。豈、敢て人民より政權に參せんことを求むるの理あらんや。然れども、專政は、其害測るべからず。不若徐々立憲の制は定め、永遠不拔の基礎を建て、君主の大權に非らずんば、變換すべからざる者と爲すに因て、古來の慣習と今時の勢とを參酌し、人民に參政の權を許すべき者左の四ヶ條とし

- 一 法律議定(人民一般の權利に關する者に限る)
- 二 租稅徵收並費用報告書の檢査
- 三 費用豫算書の檢査
- 四 國界變換

以て憲法に假定し、勅許を得、而して先づ四五年間は、元老院と地方官會議とを以て之を試み、其實跡に就て、可否を考究し、然後、憲法を確定し、特命を以て之を布告すべし。

財政目的の事

萬機の事、舉て皆財政の得失に關す、平心虚氣以て其利害を辨ぜざるべからず、其目如左

- 一 金銀貨を以て、貨幣の本位と爲すを廢すべき事、抑、貨幣なる者は、物品の仲媒者にして、其革たる、貝たる、紙たる、金銀たる、其用皆同じ。而して、金銀を以て最も重しとする所以の者は、其之を得るに難きが爲めなり。故に、今金銀本位を廢すと雖、物價の本位に向て、高低を生ずるの理あることなし。又人民の需用に缺く所あることなし、若し或は、紙幣交換を乞ふ者あらば、國中所在の物品を以て其求に應じて可なり。其紙幣は一歳の入額に應じて、之を製造し、三年にして順次交換する者とす。如此せば、自ら物品相互の價格本位とするに至る。故に、貿易上、内外輸出入の不平均を生ずることなし
- 二 輸出品は、總て洋銀を以て、價格を定むる事

- 三 國債を起し、紡績器械並鐵、砂糖製造器械を建設し、一意騰然、其目的に達すべき事
 - 四 諸官廳にて、同一の事業を各自に施行するを禁じ、便宜の處に合併すべき事
 - 五 諸官廳にて、必用を除くの外、一切外國品の使用を禁すべき事
 - 六 各府縣に於て、特別の學校を設け、男女とも幼少遊戯の間に於て、外國輸出品内、其の地方過宜の品、製作の技術を教育すべき事
 - 七 綿並砂糖、麥、蘆粟、鐵工所等の税額を減すべき事
 - 陸海軍擴張の事
 - 一 海軍卿の意見と大同
 - 二 各府縣中學校の學課中に、執統運動の目を設くべき事
- 此他
官立諸學校の試験科目中に、漢學を加ふべき事
外國交際の目的を定むべき事
右の諸件を、各其所管の有無に拘らず、互に虚心平氣、其利害を痛論して、之を公平に歸着し、一意到底、百折不挫、以て本旨を達せんことを希望す。
- 六月

山田顯義

五

各參議の、意見書は、それ／＼に、所見を異にし、その個性も、ハッキリと、現はれて居るから、之を、對照し乍

ら讀んで、見ると、頗る、味ひがある。同時に、維新の風雲を、潛り抜けて、臺閣の一人となつた者は、假に、其思想が、舊式に、囚はれて居る事は、免れないとしても、國家の大任を、自ら荷ひ得る、といふ、一種の自負心が、文章の間に、チラ／＼、見える所が、流石である、と思ふ。

如何に、舊式に囚はれた、人達でも、國會を開く事は、最早や、拒み得ぬ、といふ丈は、よく判つて居るらしく、絶對に、之を否なりとして、論じて居る者はない。準備の年限や、國會組織の方法等に就て、各自に、意見の相異があつても、大體に於て、國會論に、傾いて居るのだから、甚だ妙である。

大隈も、各參議と、同時に、意見を、尋ねられたのであるが、どういふ譯か、容易に、書面を提出せず、頗る逡巡の體があつた。

斯うした問題に就ては、敢て、人後に落ちるやうな、不用意の人でもなく、殊に、國會に關しては、一個の意見を、豫て主張した事もあり、伊藤とは、それに就て、約束らしい事も、爲て居るのだから、此時に、大隈が、躊躇した、といふのは、どうも可怪しい。

後になつて考へれば、大隈には、人に語れぬ、陰謀があつて、若し、出來得る事なれば、此問題を利用して、國會開設と同時に、政黨内閣を作り、自分が、その首班にならう、といふ、考へを有つて居たから、それで、意見書の提出に就ても、他の參議とは、その手續を異にし、密かに、有栖川宮へ、嚴秘の約束で、提出したのである。

此事に就ては、頻に、辨疏して、何等の野心も、無かつたやうに、言つてゐるが、それ程、公明なものならば、何故、秘密に提出して、而も、他見を憚つたのであるか。どう考へても、それが可怪しいのである。

況て、私擬憲法を作り、之に依つて、國會促進を、上言する程の者が、秘密に、事の運びをつけよう、としたのは、閣僚の足を掬ふにひとしく、その遺方は、實に陰險を極めたものだ。

各參議の、意見書を、掲げた以上、大隈の意見書も、掲げる必要がある

大隈參議國會開設奏議

臣、謹テ按スルニ、根本立テ、而テ、枝葉榮ヘ、大綱ヲ學テ、而テ、細目定ル、今日ノ政務ニ於ケル、應ニ立ツヘキノ根本有リ、應ニ學クヘキノ大綱アリ。今ヤ廟議方ニ明治八年ノ聖勅、國議院設立ノ事ニ及フ、則チ、意見ヲ論述シテ、以テ進ム、垂鑒採納ヲ賜ラハ、何ノ幸カ、是ニ若カン、臣重信、誠惶誠恐頓首謹言

明治十四年三月

參議 大隈 重信

第一 國議院開立ノ年月ヲ、公布セラルヘキ事

人心大ニ進テ、而テ、法制太ダ後ル、トキハ、其弊ヤ、法制ヲ暴壞ス、人心猶ホ後レテ、而テ、法制太ダ進ムトキハ、法制、國ヲ養セス。故ニ、其進ム者、未ダ甚ダ多カラス、其後ル、者、稍ク少キノ時ニ當リ、法制ヲ改進シテ以テ人心ニ稱フハ、則チ、治國ノ良圖ナリ。去歲以來、國議院ノ設立ヲ、請願スル者、少カラス、其人品素行ニ至テハ、種々ノ品評アリト雖トモ、要スルニ、是等ノ人民ヲシテ、斯ノ如キ請願ヲ、爲スニ至ラシムル者ハ、即チ是レ、人心稍ク將ニ、進マントスルノ兆候ニシテ、自餘一般ノ人心ヲ察スルニ、其後ル、者、亦ダ甚ダ、稀少ナラントス。然ラハ則チ、法制ヲ改進シテ、以テ、國議院ヲ開立セラル、ノ時機、稍ク方ニ熟スト云フモ可ナリ。又、人心稍ク進ミ、法制稍ク後ル、トキハ、人心ノ注著スル所、一ニ法制ノ改進ニ在ルカ爲メニ、夫ノ人民ニ緊要ナル、外國ニ對峙スルノ思想ト、内國ヲ改良スルノ思想トハ、殆ント、其ノ胸裏ヨリ放離シ去リ、唯制法改革ノ一邊ニ、熱中セシムルニ至ラントス。是亦、國家ノ不利ナリ。

故ニ、民智ノ度位ヲ察シ、國內ノ清平ヲ謀リ、制法ヲ改進シテ、以テ、漸次、立憲ノ政ヲ布カセラルヘキ、聖勅ヲ執行セラレン事、是則、今日應ニ學クヘキノ大綱、應ニ立ツヘキノ根本ナリ。請フ、速ニ議院開立ノ年月ヲ布告セラレ、憲法制定ノ委員ヲ定メラレ、議事堂ノ創築ニ、着手セラレン事ヲ。

第二 國人ノ興望ヲ察シテ、形府ノ顯官ヲ、任用セラルヘキ事

君主ノ、人物ヲ任用、拔擢セラル、ハ、固ヨリ、國人ノ興望ヲ、察セラルヘキ事ナレトモ、獨裁ノ治體ニ於テハ、國人ノ興望ヲ、表示セシムルノ地所ナキカ故ニ、或ハ功績ニ察シ、或ハ履行ニ求メ、其最モ、國人ノ爲ニ、屬望セラルヘシト、觀望アルノ人物ヲ延用シテ、政務ノ顧問ニ、備ヘラルノモ、是レ、已ムヲ得サルニ出ル者ナリ。若シ國體ニ於テ、國人ノ興望ヲ、表示セシムルノ地所アランニハ、其興望ヲ察シテ、以テ、人物ヲ任用セラルヘキハ、無論ナリ。斯クノ如クセハ、則チ、選拔明ニ、其ノ人ヲ得テ、皇室、益々尊カレヘシ。立憲ノ政治ニ於テ、興望ヲ表示スルノ地所ハ何ゾ、國議院是ナリ。何ヲカ、興望ト謂フ、議員過半数ノ屬望是ナリ何人ヲカ、興望ノ歸スル人ト謂フ、過半数ヲ形ル、政黨ノ首領是ナリ。抑、國議員ハ、國人ノ推撰スル者ニシテ、其ノ思想ヲ、表示スル所ナルカ故ニ、其推撰ヲ被リタル議員ノ望ハ、則チ國民ノ望ナリ。國民過半数ノ保持崇敬スル政黨ニシテ、其領袖ト仰慕スルノ人物ハ、是豈、興望ノ歸スル所ニアラスヤ。然、則チ、立憲ノ治體ハ是レ聖主カ、恰當ノ人物ヲ、容易ニ觀望アラセ玉フヘキ、好地所ヲ生スル者ニシテ、獨リ、監識拔擢ノ勞ヲ、免レ玉フノミナラス、國家ヲシテ、常ニ康寧ノ慶福ヲ、享有セシムルヲ得ヘキナリ。何トナレハ、斯クシテ、撰用セラレタル人物ハ、人民參政ノ地所ナル、國議院ニ於テ、過半数ヲ占有スルカ故ニ、外ニハ則チ、立法部ヲ左右スルノ權ヲ握リ、又、恩主ノ恩寵ヲ得テ、政府ニ立チ、自黨ノ人物ヲ、顯要ノ地ニ配布スルカ故ニ、内ニハ則チ、行政ノ實權ヲ操ルヲ得ヘシ。是ヲ以テ、内外良ラス。庶政一源ヨリ發シ、事務始テ整頓スヘケレハナリ。

其治體ハ立憲ニシテ、其國康寧ノ慶福ヲ享ケテ、或ハ時トシテ、紊擾紛亂ノ勢態ニ至ル、列國治亂ノ迹ヲ按スルニ是等ノ不幸ニ陥入スルノ病源ハ、常ニ執政者カ、其地位ヲ眷戀愛惜シテ捨テ難キト、當時ノ君主カ、其寵遇ノ顯官ヲ罷免シ能ハサルトヨリ、立法部ニ於テ、與望ノ歸シタル、政黨ノ首領ト、行政顯官トノ間ニ、軋轢ヲ生スルニ因ラサル者ナシ。夫ノ有名ノ立憲國ナル英國ノ如キモ、千七百八十二年以前ハ、則、是ノ如キ狀勢ナリシナリ。然レトモ、積年累歲ノ經驗ヨリ、同年以降ハ、君主モ與望ヲ察シテ、顯官ヲ撰用シ、國議院中、多數政黨ノ首領タル諸人ニ、重職ヲ授與スルニ至レリ。然リシヨリ以來ハ、政府議院ノ間ニ於テ、復タ軋轢ノ迹ヲ見ル事能ハス。同國政黨ノ爭ハ、常ニ議院ニ於テスルモ、復タ政府ニ於テセサルニ至レリ。

立憲政體ノ妙用ハ、其實ニ在テ、其形ニ存セス。立法行政司法ノ三權ヲ分離シ、人民ニ參政ノ權理ヲ付與スルハ、是其形ナリ、議院最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ延用シテ、之ヲ顯要ノ地位ニ置キ、庶政ヲ一源ニ歸セシムル者ハ、是其實ナリ。若シ、其形ヲ取テ、而テ、其實ヲ捨テハ、立憲ノ治體ハ、徒ニ、國家紛亂ノ端緒ヲ、啓クニ足ルノミ。然、則、前述セル、君主カ人材登庸ノ責任ヨリ論スルモ、一國康寧ノ政理ヨリ論スルモ、列國治亂ノ實例ニ鑑照スルモ、政府ノ顯官ニハ、議院中ナル多數最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ、任用アラセラレサル可ラス。

然レトモ、人智ノ薄弱ナルカ爲メニ、一回ハ國民ノ與望ヲ得タル政黨モ、其施設ノ巧拙ニ因テ、又衆望ヲ失ヒ、議院中ノ多數勢力、却テ他ノ政黨ニ、移轉スル事アルヘシ。是等ノ場合ニ於テハ、聖主亦タ、衆望ヲ察セラレ、新勢ヲ得タル政黨中ノ人物ヨリ、更ニ顯官ヲ拔選セラレサルヘカラス。議院政黨ノ盛衰ヨリ生スル、斯ノ如キ顯官ノ更迭ハ、尤モ整然タル、秩序アルヲ緊要トス。其新陳交代ノ間ニ存スヘキ順序ハ、左ノ如クナラン事ヲ要ス。

内閣ヲ、新ニ組織スルニ當テハ、聖主ノ御親裁ヲ以テ、議院中ニ多數ヲ占メタリト、鑒識セララルル政黨ノ首領ヲ、召サセラレ、内閣ヲ組立ツヘキ旨ヲ、御委任アラセラルヘシ。然ルトキハ、是ノ内勅ヲ得タル首領ハ、其政黨中ノ領袖タル人物ヲ、顯要ノ諸官ニ配置スル組立ヲ爲シ、然ル後チ、公然奉勅シテ、内閣ニ入ルヘシ。(内閣ノ組立ヲ、

ニ現在内閣ノ施政主義ヲ定メラレン事ヲ切望ス。施政主義ニ就テハ、重信所見ノ在ルアリ、他日別ニ之ヲ具陳スヘシ。

第七 總論

立憲ノ政ハ、政黨ノ政ナリ、政黨ノ争ハ主義ノ争ナリ。故ニ、其主義、國民過半数ノ保持スル所ト爲レハ、其政黨、政柄ヲ得ヘク、之ニ反スレハ、政柄ヲ失フヘシ。是則チ、立憲ノ直政ニシテ、又眞利ノ在ル所ナリ。若シ其形體ニ則テ、而テ、其眞精ヲ、捨テハ、獨リ國土ノ不幸ノミナラス、蓋シ、又執政者ノ禍患ナリ、官ニ、執政者當時ノ禍患ナルノミナラス、其戀權ノ汚名ヲ後世ニ遺傳スルニ至ラン。

假令ヒ、潔清明白ノ心事ヲ以テ、政ヲ天下ニ行フモ、尙ホ、或ハ戀權自利ノ心アルヲ疑ハルルハ、是レ、執政者ノ通患ナリ。然ルニ、今ヤ立憲ノ政ヲ施コサントスル時ニ當リ、立憲國現行ノ通則ニ反シ、其眞利ヲ捨テテ、而テ、却テ戀權ノ痕ヲ現ハサハ、執政者ニシテ、焉ソ國人ノ爲メニ、厭忌セラレサルヲ得ンヤ。況ンヤ、其戀權ハ却テ急速失權ノ種子タルオヤ。

然リト雖、權勢ヲ棄却スルハ、古ヨリ人情ノ難スル所ニシテ、唯、國家ヲ利スルニ熱渴スル者、獨リ能ク之ヲ爲ス。政府ニ強大ノ威力ヲ蓄フル、今日ノ執政者ニシテ、勢威ニ省戀セス、立憲政治ノ眞體ヲ固定セハ、其德ヲ後昆ニ表示スルニ足ラン。又假令ヒ、社會ノ毀譽ニ關セサルモ、亦タ、自ラ顧テ以テ中心ニ快然タルヲ得ン。世人常ニ曰フ邦國ノ治亂ハ多ク政治ノ慣習ニ生スト。果シテ然ラハ、社會ノ秩序ヲ案サスシテ、靜穩ナル、政黨更迭ノ新例ヲ定立シ、政治上ニ於テ、國人ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルノ端緒ヲ啓カン事、是豈、今日ノ執政者カ應爲ノ急務ニアラスヤ。

右謹テ議ス

此意見書を、起草した者は、矢野文雄であるが、それに、多少の筆を加へたのは、小野梓であつた。此二人は、大隈の立憲思想を、あれ迄に、向上させた、所謂、指導者ともいふべき、人々であつた。

矢野は、早く、郷里を出て、慶應義塾に學び、人物は、極めて穩厚な、どちらかといへば、人が好過ぎる位に、温順しい方であつた。

その郷里は、豊後國、佐伯であるが、藩に於ける、家格は、餘り良くなかつた。けれども、中興の祖に、默齋といふ人が出て、これは非常な學者であつた爲に、藩中に、重きを爲し、矢野の家名は、それから、知られるやうに、なつたのである。

頭梁として、多くの人を、率ゐて行く程に、大きい人物ではなかつたが、親切に、後輩の世話をしたから、一時は人にも知られ、多くの齊輩を、有つて居たので、大隈は、此人を通して、大養、藤田、尾崎等を引付け、其外に、中野武營、牛場卓造、島田三郎、田中耕造等も、矢野の周旋で、大隈に對する、種々の便宜を得たから、その人氣は、頗るよかつた。

歳の若い割合に、學問も出來て、文章は、上手であつた。大隈は、矢野を、側に置いて、秘書の如き、役をさせて居たのだ。

小野は、土州宿毛の生れで、早く英國に遊學し、歸朝の後、或は、司法少丞となり、或は、太政官少書記官を勤め公務の餘暇を以て、頻に、著書を公にした。一時は、世に知られた、共存同衆は、多くの名士と、其頃の俊才が、集まつて、西洋の學理を究め、鎖國の陋習を破り、以て、日本の思想界に、一大革新を、試みよう、としたものであるが、今でも、その看板は、残つて居る。

政府が、會計検査院を興した時、一等検査官に採用されて、其頃から、大隈に近づき、矢野と、相携へて、大隈の爲に、働くやうに、なつたのである。

大隈と共に、職を辭して、野に下り、淺草の石濱に、家を構へて、同志を集め、藩閥の打破と、立憲思想の普及に努め、時々の會合を、なす爲に、鴨渡會と名づけて、沼間の鴨鳴社に、對比された位だ。その餘暇を以て、盛んに、書物を著した。其中に於て、國憲論綱と、國憲汎論が、最も、多く讀まれた。

演説も、頗る、上手であつたが、何分にも、西洋臭くて、まるで、西洋人の日本語を、聞いて居るやうな、心地がした。其後も、同じやうな、ハイカラはあつたが、此人ほどに徹底した、ハイカラには、出逢つた事がない。

今の、早稻田に在る、専門學校は、大隈が興したものであるが、第一の殊勳者は、此人であつたやうに、覺へて居る。

惜い哉、明治十九年に、肺を病んで、早死をした。歳、僅かに三十五であつた。

矢野は、號を、龍溪といふて、著書も、少なからずあるが、小野の如く、纏まりのついた、政治學などは、出して居らぬ。大隈は、隨筆體のもので、最も世間に知られたのは、經國美談である。

立憲政黨が成立して、領袖の一人であつたが、どういふ考へか、政黨の方を諦めて、全く役人に、成り切つた。或は、支那公使を勤めたり、宮内省の式部官などをやつて、其後は、隱居仕事に、大阪毎日と、東京日々の兩社に、相談役となり、八十二歳の高齡を以て、去る七月に、世を去つた。

六

大隈は、維新の元勳でなく、明治の功臣であつた。幕府を倒して、王政復古になすべく、諸般の運動が、行はれたけれど、大隈は、いづれの運動にも、關係がなかつた。只一度、副島種臣と、長崎から、脱走して來て、徳川慶喜に、辭職の勸告を、爲るつもりで、京都迄、やつて來たが、慶喜には逢へず、狂人扱ひで、國許へ、送り返され、謹慎を申付かつた事が、有つた丈けである。

幸ひにして、耶蘇退治の問題に引ッ掛り、井上の推薦で、大久保や、木戸に知られ、外國公使を對手に、その談判を、やつて退けてから、急に、出世の緒を得て、參議の職に上り、それから先は、自分の才幹で、參議や大藏卿に迄、饒上りに、出世したのであるが、それにしても、背後に、藩閥の援護が、全く無いのだから、本當の自力で、進む以外に、何等の勢力も、有つて居なかつた。それが爲に、何時も棄身になつて、誰とでも、衝突して行くから、その才幹は、認められても、常に、警戒はされて居たのだ。

有栖川宮から、三條と岩倉が、大隈の意見書、及び、私擬憲法を、示されたので、閣僚の間に、むづかしい、議論が起り、大隈に對する、反感が、やうやく、高まつて來た。折柄、官有物拂下の問題が起り、大隈と佐野の反對に依つて、問題の進行が、困難となつたのみならず、今や、天下の輿論は、此問題に向つて、ひどい非難を、加へるやうになり、薩長藩閥は、國賊なるかの如く、罵られるに至つた。

拂下問題の内情が、悉く、民間へ漏れたのは、大隈派の爲た事であつて、民間の輿論が、これほど、險しくなつて來たのは、大隈が、福澤の一派と結んで、内閣乗取の陰謀に、之を利用したのである、といふ説が、盛んになつて來て、同時に、立憲政治に對する、大隈の意見が、餘りに、急進的であつたから、それへ結付けて、之を大隈派の陰謀として、各參議が、極度に、神經を尖らして了つた。

天皇は、東北の御巡幸を終つて、愈々、東京へ、御還幸に相成るのが、十月十一日と、決定した。そこで、岩倉は人に知れぬやう、微服潛行して、鳳輦を、千住驛に迎へ、何事が、密奏する所があつた。

一、北海道官有物拂下は、黒田長官が、自ら申請を、撤回して來たから、之を認むる事

一、國會は、明治二十三年を期して、開會の運びに及ぶ事

以上の三項が、決定されて、其夜の中に、大隈邸へ、伊藤と西郷が、大命を拜して、此旨を、傳へに行く。其跡から、山田顯義が、免官の辭令を、持つて行く事になつた。

それらの事情に就て、大隈は、斯ういふ風に、語つて居る。

『丁度、明治十四年十月の、十一日に、七十餘日も、天皇に供奉し、東北から、北海道を巡つて、歸つて來ると、その以前に、政府は、水も漏らさぬ、計略を運らして居たものと見え、御還幸の日の晩に、内閣會議を開いて、吾輩を、放逐する事に決し、何でも、夜半の一時頃であつたらう、參議の伊藤と、西郷が、わざわざ、吾輩の處へ、やつて來て、容易ならぬ事情があるから、どうか、辭表を出してもらひたい、と、いひ出した。

こつちは、詳しく聞かないでも、その間の消息は、大抵、わかつてゐるから、よろしい、吾輩が、直接、陛下に拜謁してから、辭表を捧呈する、と答へると、兩人は、餘程困つたらしいが、強ひて、停めもしなかつた。翌朝、宮中に參内すると、門衛が、嚴重に遮つて入れない。それから、御同行申上げた有栖川宮の邸に行くと、矢張り、門衛が置いてあつて、吾輩の入門を拒絶する、といふ結末。昨日までも、供奉申上げた陛下にも、また親しく御言葉を賜つた有栖川宮にも、お會ひする事が出來ず、吾輩は、急轉して、體のいゝ罪人扱ひに、されてしまつた。免官の辭令は、山田司法卿が、友人として、持つて來て、渡してくれた』

又、福澤も、それに就て、いろ／＼語つて居るが、傳へ聞く所によれば、餘程、詳しいものが、書残してあると、言はれて居るけれど、未だに、それが公にされないのを、洵に、残念に思ふ。

福翁自傳には、極めて簡単に

『大隈の辭職は、さまで驚くに足らないが、それが福澤に迄、影響して來たのが、大笑ひだ。その風聞の一二を申せ

ば、大隈といふは、専横な男で、様々な事を企てる、その背後には、福澤が、謀主となつて居る、其上に、三菱の岩崎彌太郎が、金主になつて、既に三十萬圓の大金を、出したさうだなんて、馬鹿な茶番狂言の筋書見たやうな事を、觸れ廻した云々」

斯ういふ風に、雲を掴むやうな、辨解であるから、何とも、解釋のしやうがない。けれども、福澤の秘書役を勤めて、常に大隈邸へ、出入して居た男に、伊東茂右衛門と、いふ者が居た。その談話として、傳へられて居るものゝ一節には、斯うある。

「小生が、先生（福澤）の門を入ると、中上川君が、玄關に突立ち、目は吊上り、いたく憤りたる語聲にて、この馬鹿野郎、いつまで愚圖々々して居るか。今日は早く歸るだらうと思つて、僕は朝から、幾度、この玄關に出て見て君の歸るのを、待つたか知れぬぞ、といふ様子が、甚だ尋常ならぬ。

小生には、何故か、悟れぬから、矢張り平氣で居ると、福澤先生が、奥から出て來られて、中上川、此奴はまだ、何も知らぬぞ、といひ、また、小生に、奥へ來いといふから、奥座敷へ通ると、先生は、手短かに、薩摩が怒つて國會開設論で騒いだ連中を、悉く國事犯に問ふ、といふ事に、二日前から取極め、御着輦を待つて、大隈をヒツ縛り、福澤をヒツ縛り、次に、他の面々に及ぶ手筈の様子なるが、大隈、福澤に先だち、お前を縛上げて、奥州使者の事など、聞糺して見るも知れぬ。これは伊東さん、災難だといはれ、尙ほ先生は、大隈さんも、まだ知らぬだらう。知らぬと、まさかの時に、まごつくぞ。今一遍、引返して、大隈さんに知らせろ。今頃は陛下は、どの邊を御巡幸かと、問はれたので、千住邊でせう、と答へると、中上川が、傍らから、止せ、途中で縛られるかも知れぬ、と注意されたので、大隈公に、知らせるのを、止めにした」

其他にも、之に關して、種々の、逸話はあるが、兎に角、大隈と福澤は、可成り、驚いたらしい。當時の政府は、今の南京政府のやうなもので、亂暴をやり出したら、随分、思ひ切つた事を、やり得る人達で、固められて居たのであるから、本氣になつて、やるつもりなら、大隈や、福澤位を、殺して了ふ事は、何でもなかつたのだ。それ丈に兩人が、脅威を感じた事は、一と通りでなかつたらう。

いづれにしても、斯ういふ順序で、大隈は、懲戒免官となり、野に下つたのであるが、それが爲に、大隈に對する評判は、頗る良かつたのであるから、大隈としては、少しも、損する所は、無かつた譯だ。

大隈に續いて、辭職、或は、免官になつた者は、河野敏謙、前島密、北島治房、春木義彰、牟田口元學、矢野文雄、小野梓、中野武營、中上川彦次郎、大養毅、尾崎行雄、島田三郎、田中耕造、小松原英太郎、牛場卓造、森下岩楠等の人々であつた。

政黨創立の頃

一

國會開設の、大詔が下つて、其翌月には、自由黨が成立した。されば、自由黨は、我國に於ける、最初の政黨である。其次に、立憲政黨が、大阪に興つた。自由黨の副總理、中島信行が、その總理になつた。立憲政黨は、自由黨の分身と見て、可からう。

自由黨の名は、その前年に、既に用ひられて居たが、政黨の形を爲して、此名を用ひたのは、之が最初であつた。要するに、自由黨は、國會期成同盟會の、引繼ぎと見るべく、その前は、愛國社と稱し、愛國社の前には、立志社といふた。立志社は、高知に起つて、土佐人を、主としたものであるから、その系統を引く、自由黨は、土佐の自由黨であつた。

自由黨の總理には、板垣退助が、推された。後藤象二郎は、常議員會議長になり、中島は、副總理であつた。幹事は、林包明、山際七司、内藤魯一、大石正巳、柏田盛文の五人であつた。

此外に、九州改進黨なるものが興つた。その委員として、九州の各縣から、熊本へ集まり、數日の評議を重ねて、やうやく成立した。その委員は、左の人々である。

- 箱田 六輔
- 頭山 滿
- 中村 耕介
- 南川 正雄
- 吉田留次郎
- 十時 一郎
- 岡田 孤鹿

- 立花 親信
- 風 斗實
- 和泉 邦彦
- 山口 直一
- 有馬 省三
- 平田孫一郎
- 上村精之助
- 白尾源太郎
- 神田 與七
- 後醍院良望
- 是林勘次郎
- 加藤 義明
- 吉峰 林
- 河村 瀨一
- 野元 十助
- 鮫島 純
- 澁谷 潔
- 上木 雄一
- 仁科 武熊
- 村田 孝膳
- 淵服相二馬
- 折田 兼至
- 柏田 盛文
- 本上 競
- 小野 兵一
- 武富 陽春
- 陣内 利武
- 江上 六藏
- 横尾 純喬
- 牧野將之介
- 佐志 頼男
- 稻垣 速見
- 竹田甲斐純
- 松井祝三郎
- 野尻 豊吉
- 石井 碎藏
- 森田 謹一
- 後藤 治

▲此内には、九州人でなく、當時、九州に居た爲に、出席した者も、數人ある。

▲尾崎の懷舊談に依れば、九州改進黨は、改進黨の分派である、と、いふて居るが、之は、非常な間違ひである。名は改進黨でも、その主張は、自由黨と同じく、集まつて居る人物も、自由黨に近い人ばかりであつた。

▲その政綱は、四箇條から、成つて居るが、それには、斯ういふ風に、書いてある。

- 一、我黨は、自由を伸暢し、權利を擴張するを以て主義とす。
 - 一、我黨は、社會を改良し、幸福を増進するを以て目的とす。
 - 一、我黨は、立憲政體を、確立する事を務むべし。
 - 一、我黨は、弘く、主義目的を同じうする者と、一致結合すべし。
- ▲此政綱を、自由黨の政綱に比べると、殆んど、同一である。自由黨の政綱には、
- 一、我黨は、自由を擴充し、權利を保全し、幸福を増進し、社會の改良を圖るべし。
 - 一、我黨は、善良なる立憲政體を、確立するに盡力すべし。
 - 一、我黨は、日本國に於て、我黨と、主張を共にし、目的を同じくするものと、一致協同して、以て、我黨の目的を達すべし。

とあるから、九州改進黨の政綱とは、全然、同じものである。
 ▲東京の改進黨と、同じものだとすれば、九州改進黨の方が、先に出来たのだから、東京の方は、出店の如き形になるが、それでは少し、變な事になる。

政黨勃興の氣勢を見て、政府は、可成り、狼狽したらしく、思はれる。其頃、土佐の立志社が、俄かに分裂して、水野寅次郎の一派が、立志社は、共和主義をとるものだ、といふて、別に一派を爲したが、自分は、間もなく、和歌山縣の、少書記官に、なつてしまつた。地方的には、先に類似した事が、澤山にあつて、その都度、紛議を醸したの

は、甚だ見苦しかつた。
 熊本は、昔から、新舊思想の、衝突が、激しい所であるが、九州改進黨の、起るを見て、例の保守派が、之に對抗すべく、安場保和、井上毅を、黒幕として、表面に、古莊嘉門が立つて、一派を作つた。之を、紫溟會と名づけた。其後、國權黨となり、今では、民政黨に屬して居るが、一時は、古莊の後を、佐々友房が、引受けて、議會が開けてからは、或は、國民協會となり、或は、帝國黨となり、千變萬化はしたが、毎も、政府黨たる事に變りはなかつた。

安達謙藏は、此系統から生れた、舊式の政治家である。
 九州改進黨の人々が、多く、自由黨系に屬し、黨としての主張も、殆んど、同一であるに拘らず、どういふ譯で、初めから、自由黨へ、參加しなかつたのか。これは、相當に、疑問の起る事だ、と思ふ。

著者は、それに就て、斯ういふ風に、考へて居る。
 土佐人に對して、九州人は、餘り、好感を、持つて居なかつた。一は、江藤新平を、見殺しにした、といふ事。又一は、西郷の擧兵に、應ずべくして、遂に應じなかつた、といふ事。此二つが、ひどく、九州人の疇癪に、障つて居たらしく、二言目には、「四國は、狡いから、愈々といふ時には、皆、逃げくさる」と言つて、嘲つたものだ。

板垣は、之が爲に、九州遊説を、長く差控へて居た。やうやく、妥協がついてからも、佐賀を除いて、遊説して居る。板垣としては、迷惑な事であつたらうが、どうも致方がなかつた。

著者に、いはせると、江藤の事に就ては、救ひ得ぬ事情が、鼻の先に、ブラ下つて居たのだから、どうも、致方がない、と思ふ。西郷の擧兵には、之に應ずるやう、それ／＼に、準備はしたのだが、途中で捕まつたり、計畫が破れて、手も足も、出なくなつたのだから、一概に、責める事も出来まい。

併し、今は、それを争ふ場合でないから、只、九州人が、土佐人を、喜ばなかつた爲めに、初めは、自由黨へ、參加しなかつたのである、といふ事だけを、述べておく。

今では、政府黨でなければ、夜も日も明けぬ、といふ程に、政府黨が、歡迎されるやうになつたが、昔は、政府黨といへば、國賊の如く見られて、町を歩くにも、顔を匿さなければ、きまりが、悪い位であつた。

明治二十五年の、選挙干渉に、生命がけで、民黨を勝たせた、當時の國民は、實に、壯烈な意氣を、持つて居たものだ。昔と、今とでは、時勢も違ひ、政黨が對立して、互に、政權を、争ふ時代に、なつたのだから、昔のやうにはなるまいが、それにしても、國民の多数は、何時でも、政府を潰す、といふ意氣だけは、持つて居なければ、なるまい。その意氣が、無くなつた時は、稅政百出、國家は、滅茶々々になる時と、考へなければならぬ。

政府筋では、自由黨に、對立させる可く、立憲帝政黨を興した。けれども、一年餘りで、烟の如く、消へてしまつた。結黨式は行つても、入黨者はなく、演説會を開けば、聴衆のために、野次られて、充分に、論旨を、盡す事さへ出来なかつたのだから、永持ちのしないのは、當然であつた。

大隈は、陰謀が破れて、懲戒免官にはなつたが、一般の人氣は、頗る良かった。薩長藩閥の人々が、密つてたかつて、慮め出したのだ、といふ事が、評判になつて、それに對する、同情が、大隈に、集まつて来たのである。併し、明治の初年から、役人生活に、年を送り、國民とは、殆んど、没交渉であつたから、俄に、野に下つてみると、どうしてよいか、洗石の大隈も、之には、よほど、困つたらしい。

殊に、一緒に辭職した、連中が、いづれも、一廉の人物であつて、配下の如くには、なつて居たが、さればとて、子僧扱ひも出來ず、親分としては、それから先の、生活に迄、心配してやる義務があり、一同に、満足させるには、容易ならぬ事であるから、その處分に就ても、頭を悩ましたのである。

自由黨創立の時、沼間守一が、深入りをして、世話を焼いて居た。沼間の事は、前にもいふてあるが、板垣と、一種の關係があつて、實をいへば、大隈よりは、板垣の方が、親しかつたのである。

従つて、自由黨の創立にも、相當に盡力して、初めは、事務所の看板を、毎日新聞社へ、懸けて置いた位で、それらの事情からすれば、沼間は、自由黨と、終始すべき筈であつた。

然るに、どうしても、さうする事の出來ぬ、事情が、起つて来た。それは、外の事でもないが、馬場辰猪と、仲が悪い、事毎に、衝突してゐた。沼間には、非常に、傲岸な風があり、馬場を、小僧の如く見て、頭ごなしに、遣りつけよう、とするが、馬場は、歳こそ若い、その英學は、當時、日本一と、いはれた位で、殊には、雄辯家でもあり容易に屈服しない、のみならず、却て、沼間を、囚ます事が多く、板垣、大石等は、同郷の關係で、自然、馬場の味方をする傾きがあり、沼間の心中、甚だ平かならず、斯うした事情から、遂に、脱黨してしまつた。

其前から、大隈と、親しくして居た上に、河野敏謙とは、殊に良かったから、そこで、土佐人への、反抗心もあり自分の立場を作る、必要もあつて、河野と、相談の上、大隈を、説付ける事になつた。

大隈は、沼間が来た、と聞いて、すぐに、座敷へ通した。

「やア、久し振りぢやつたのう」

「少し、御相談したい事があつて、來ました」

「何事かな」

「どうなさる、つもりですか」

「何を、どうする、と、いふのか」

「昨年、あつた事情から、政府を退かれて、此儘に、泣寝入にも、なりますまい。殊に、澤山の配下を率ゐて、何事も、爲さずに居る、といふのは、餘りに、智慧のない事でせう」

「それは、さうぢや」

「薩長の城壁は、愈々固いが、併し、これも、此儘にして置く事は、出來ますまい」

「如何にも、さうぢや」

「そこで、我輩の考へでは、政黨を興して、政府に對抗したら、どうか、と思ふが、あなたのお考へは、どうであるか」

「イヤ、其事に就ては、我輩も、考へて見たのぢやが、何分にも、永い間の役人生活で、一般の人民には、極めて、親みがなく、假に、政黨を興すとしても、板垣の自由黨には、遠く及ばぬからう」

「それは、あなたのお考へが、間違つて居る」

「さうか」

「板垣が、掻き集めたのは、地方の農村に居る者と、舊藩の城下に、昔の夢を見乍ら、腕を撫つて居る、士族を集めたので、都會の商工業者や、農村の大地主は、一人も、動いて居らない。殊に、知識階級の、穩健分子は、自由黨を、粗暴の輩が、集まつて居るものとして、成るべく、近寄りぬやうに、して居るのだから、あなたは、それに眼

を付けて、進んで行けば、必ず、大きい收穫があり、自由黨と對立して行く位の、事は、何でもないと思ふが、どうですか」

沼間は、辯舌に、優れた人で、頭腦も良かったから、人を説く事は、極めて、上手であつた。大隈は、沼間に説かれて、よく考へて見れば、成る程、それに違ひない。板垣に、どれ程、人望があつても、又、自由黨が、如何に、人氣に投じて居ても、それが爲に、日本の國民が、残らず、引付けられた、と、いふのでも、なからうし、自分が起つて、別に政黨を、起す事になれば、幾らも、喰ひ込んで行くべき、所はあるのだから、これけ、沼間のいふ通り、政黨を盛立て、藩閥と闘つてみるのもよからう、と、考へたから、沼間を相手に、いろ／＼と相談を遂げ、それから河野や、前鳥とも、打合せを済ませて、いよいよ、黨を立てる迄には、種々の手續は、あつたのだが、その根元には斯うした事情があつて、河野と、沼間が、實は、大隈を動かしたのが、立憲改進黨の起因であつた。

三

改進黨の、首腦になつた者は、三つの分派から、集まつて居る。第一が、嚶鳴社の人々で、沼間守一、河津祐之、肥塚龍、吉田次郎、青木匡、波多野傳三郎、丸山名政、島出三郎、草間時福等である。第二が、東洋議會といふて矢野文雄が、之を率ゐて居た。尾崎、犬養、藤田、箕浦、井上寛一、波多野承五郎等の人々である。第三は、鷗渡會といふて、小野梓を中心し、大學出身の、新知識のみで、高田早苗、天野之、岡山兼吉、山田喜之助、市鳥謙吉、砂川雄峻、山田一郎等であつたが、世間では、之を、大隈側近の七人男と、稱したものである。

總理には、大隈が推されて、河野は、副總理になつた。小野梓、牟内口元學、春木義彰の三人を、掌事として、役員には、すべて、新進の人材を擧げたのが、その特色であつた。

結黨式は、明治十五年の、四月十六日であつたが、會場は、木挽町の明治會堂であつた。其後、厚生館となつて

旅館を營み、震災に遭ふて、再建はしたけれど、その構造は、昔と異り、全く、日本風に、なつて了つた。

淺草の井生村樓が、演說會場としては、最も古く、唯一のものであつたが、明治會堂が出来て、洋風の、演說會場が、一つ殖へたのである。

結黨式が済んで、翌月十三日、及び十四日に、政談演說會を開き、黨の主張を、公にして居る。其時の演題と辯士は、左の通りである。

十三日

内治の改良を主として、國權の擴張に及ぼすべし

外國に對し、勉て政略上の交渉を薄くし、通商の關係を厚くすべし

社會進歩の度に隨ひ、選挙を伸潤すべし

政治學一班

郡區長公選論

政治家の德義を論ず

十四日

王室の尊榮を保ち、人民の幸福を全くすべし

中央干渉の政略を省き、地方自治の基礎を建つべし

貨幣の制は、硬貨の主義を持すべし

政府政黨に對するの道を論ず

讀米國憲法權利法典之條

民權張らずんば國權伸びず

- | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-----|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|
| 尾崎行雄 | 高梨哲四郎 | 井上寛一 | 小野梓 | 肥塚龍 | 島田三郎 | 青木匡 | 矢野貞匡 | 鳩山貞雄 | 沼間和夫 | 犬養毅 | 藤田茂吉 |
|------|-------|------|-----|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|

政事家は、實務に通ぜざるべからず

益田克徳

明治會堂は、すべてが洋式で、三方棧敷になつて居たが、此演説會は、二日共に、非常な盛會で、入場し得ぬ者が多かつたほどである。次に、立黨の趣意書と、政綱を掲げる。

立憲改進黨趣意書

大詔一降、立憲ノ事定マル、我儕、帝國ノ臣民ハ、萬世一週ノ盛時ニ遭フ。惟フニ、此際、如何ノ計畫ヲ爲シ、如何ノ職分ヲ盡シ、帝國臣民タルニ、恥ルコトナキ乎。他ナシ、唯、一團ノ政黨ヲ結ビ、相集マリ、相同フシテ、我興望ヲ表スルアラン耳。來レ我兄弟、來テ我政黨ヲ結ビ、我臣民タルノ職分ヲ盡セヨ。幸福ハ、人類ノ得ンコトヲ、期スル所ナリ。然トモ、少數專有ノ幸福ハ、我黨、コレニ與セス。蓋、此ノ如キノ幸福ハ、所謂、利己ノモノニシテ、我黨ノ冀望スル王室ノ尊榮ト、人民ノ幸福トニ反スレハナリ。王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ハ我黨ノ深ク冀望スル所ナリ。然トモ一時暫且ノ尊榮幸福ハ、我黨コレヲ欲セス。蓋、此ノ如キノ尊榮幸福ハ、所謂、頃刻ノモノニシテ、我黨ノ冀望スル無窮ノ尊榮ト、永遠ノ幸福ニ反スレハナリ。是ヲ以テ、若シ一二私黨ノ我帝國ヲ專ラニシ、王室ノ尊榮ト、人民ノ幸福ヲ、蔑ニシ、目前ノ苟安ヲ偷ミ、遠永ノ禍害ヲ、顧ミサルモノアラハ、我黨ハ、之ヲ目シテ、以テ公敵ト爲サントス。我黨ハ、實ニ、王室ノ無窮ニ保持スヘキ尊榮ト、人民ノ遠永ニ享有スヘキ幸福ヲ、冀フノ人ヲ以テ、此政黨ヲ團結セントス。來レ我兄弟、來テ我政黨ヲ結ビ、以テ、其冀望ヲ表明セヨ。政治ノ改良前進ハ、我黨ノ、冀望シテ止マサル所ナリ。蓋、政治ニシテ、其改良ヲ加ヘ、其前進ヲ爲サ、レハ、徒

ラニ、無窮ノ尊榮ヲ冀ヒ、空シク、遠永ノ幸福ヲ望ムモ、終ニ之ヲ全フルヲ得ヘカラサレハナリ。政治ノ改良前進ハ、我黨、之ヲ冀フ。然トモ、急激ノ變革ハ、我黨ノ望ム所ニアラス。蓋、其順序ヲ逐ハスシテ、遽ニ、變革ヲ爲サンコトヲ謀ルハ、即、社會ノ秩序ヲ紊亂シ、却テ、政治ノ進行ヲ、妨碍スルモノナレハナリ。是ヲ以テ、夫ノ陋見ニ感ヒ、徒ラニ、守舊ヲ主トシ、夫ノ、急激ヲ競ヒ、好ンテ、激昂ヲ務ムルモノノ如キハ、我黨ノ却ケテ、共ニ、其冀望ヲ、與ニセサルモノナリ。我黨ハ、實ニ、順正ノ手段ニ依テ、我政治ヲ改良シ、着實ノ方便ヲ以テ、之ヲ前進スルアランコトヲ冀望ス。依テ、約束ニ定ムル、如左。

- 第一章、我黨ハ、名ケテ、立憲改進黨ト稱ス。
- 第二章、我黨ハ、帝國ノ臣民ニシテ、左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ、之ヲ團結ス。
 - 一、王室ノ尊榮ヲ保チ、人民ノ幸福ヲ、全フル事
 - 二、内治ノ改良ヲ主トシ、國權ノ擴張ニ及ホス事
 - 三、中央干涉ノ政略ヲ省キ、地方自治ノ基礎ヲ建ツル事
 - 四、社會進歩ノ度ニ隨ヒ、選舉權ヲ伸潤スル事
 - 五、外國ニ對シ、勉メテ政略上ノ交渉ヲ薄クシ、通商ノ關係ヲ、厚クスル事
 - 六、貨幣ノ制ハ、硬貨ノ主義ヲ持スル事

三

自由、改進の兩黨が、東京に興ると、各地方にも、それと同じものが、起つて來た。沼間が、見込んだ通り、都會の地には、改進黨の勢力が、頗る強く、自由黨は、郡村へ行くと、素暗しい景氣であつた。世間では、改進黨を、商工黨と稱し、自由黨を、農民黨と名づけた位であるから、その勢力の分布は、實際に於て

も、其通りにハッキリと、分れて居た。

立憲政黨は、間もなく、自由黨と合流し、九州改進黨は、其一部が、改進黨へ行き、大部分は、自由黨と、一つになつた。

改進黨には、英國流の、政治家が多く、自由黨には、佛國流の論客が多く居た。従つて、その政治論は、英佛二流の争ひとなり、黨員の調子までが、其通りに、なつてしまつたのだから、頗る妙であつた。

自由黨の中では、土佐派と、關東派の感情が悪く、どうかすると、反撥する恐れがあつた。個人に就いていへば、土佐派の中にも、二つの流れがあつて、板垣派と、後藤派は、反が合はなかつた。大石正巳が、板垣と、良くなかつたのも、それが爲めである。

改進黨の方にも、それと同じやうな、私の争ひが、常に堪へなかつた。東洋議會には慶應義塾出身の人が多く、世間では、之を報知派と、いつて居たが、沼間の率ゐて居る、嚶鳴社、即ち、毎日派と、ひどく仲が悪く、演説會の如きも、別々に開いて、決して、一つになつた事はない。

鷗渡會は、小野梓が死んで、自然消滅の形になり、七人の才人は、多く専門學校に、教鞭を執り、政治は論ずるが政争の渦中には、餘り、深入をしなかつた。

改進黨が、成立する間に、河野敏謙は、板垣を訪ねて、

「此度、大隈さんを、總理に戴いて、新しく、政黨を興すつもりであるが、それは、あなたに對して、反抗するのでもなく、自由黨へ、戦ひを挑む譯でもないから、此點は、宜しく、御諒解を、願ひたい。

自分は、國許の先輩として、又、維新の元勳として、あなたには、豫て、敬意を有つて居る事は、あなたも、御承知であらう、と思ふ。

新たに興す、政黨も、自由黨と、其主張に於ては、大した變りがないのであるから、やがては、一つにもならうと思ふし、又、さうならぬにしても、或點までは、道伴れとして、進んで行けよう、と思ふから、將來ともに、宜しく御願ひ致すと、言ふた。

板垣は、之に對して、程のよい挨拶をして歸したが、正直な、板垣には、河野の態度が、甚だ氣に容らなかつた。然るに、沼間も、亦、河野と、同じやうな事を言ふて來たので、板垣は、此人々の、あまりに表裏ある行ひに、反感を高めたのである。

何といふても、自由黨は、國會請願運動から、引續いて居る、黨員が多いので、地方には、却々勢力があり、改進黨は、その地盤に、喰込んで行く事が、頗る困難であつた。

明治十五年の四月、板垣が、岐阜で、難に遭ひ、その傷が癒つてから、洋行する事になつた。時に、毎日新聞が、板垣の洋行費が、政府筋から、出て居るのだ、といふ事を、書き始めて、板垣を嘲り、自由黨を罵つた。報知新聞も之に應じた記事を掲げて、頻りに、戦ひを挑んだから、そこで板垣は、烈火の如くなつて怒つた。前には、河野と沼間が、わざ／＼やつて來て、程のよい事を言ひ乍ら、忽ちにして、斯ういふ、惡宣傳をしたのであるから、正直者の板垣としては、怒らざるを得なかつた。

▲是等の事情は、星亨傳、國會開設、政黨秘話等に、詳しく述べてあるから、それを讀んで欲しい。

此問題に就ては、毎日と報知の、攻撃が、あまりに酷かつたので、自由黨内にも、紛糾が起つて、それが爲に、大石、馬場、末廣、田口卯吉等の人々が、脱黨するやうな、騒ぎがあつて、自由黨は、可成り、深い傷を受けた。

けれども、板垣は、豫定の如く、洋行してしまつた。その跡で、星亨が、三菱會社と、大隈の關係を暴露して、全國へ、遊説員を派出し、偽黨撲滅の旗を押し立て、改進黨へ、一大痛棒を喰はした。

兩黨の感情は、是が原因になつて、再び融和し得ぬ程に、ひどく疎隔してしまつた。思ふに、政黨の泥仕合は、これが初めてであらう。

四

兩黨の泥仕合に就ては、政府筋から、手を廻して、之を懲息した形跡がある。兩黨が、互に、泥仕合を、やつて居る間は、其力が、全く二分されて、政府への當りは、弱くなるのであるから、政府としては、成るべく、その争ひを激しくさせる事に、努めるのが、當然であつた。

自由黨には、悲歌慷慨の士が多く、生温い議論よりは、直接行動を、喜ぶ者が多かつた。政府の壓迫が、ひどくなる程、自由黨は、反撥して行く。

之に反して、改進黨には、口舌の徒が多く、生命を的に、政府へ、打付て行く者はなかつた。實をいへば、監獄の門を、潜つた者さへ、無いのであるから、弱い事此上なしであつた。

それでも、口は達者であるから、自由黨員を、粗暴過激の輩として、頻りに非難するので、自由黨の人々は、改進黨と争ひ乍ら、政府へ對しても、戦つて行くので、その忙しさと、苦しさは、一と通りでなかつた。

かくて、政府の壓制は、日に、益々、はげしくなつて行くので、遂に、自由黨の青年は、革命的反抗を、始めるやうになつた。或は、謀叛を企て、或は、暗殺を計り、それが爲めに、入獄する者が多く、甚だしきは、刑場の露と、化する者さへあつた。

是等の事が、原因となつて、自由黨は、明治十七年の秋、大阪の大會に於て、全黨を、解散する事になつた。

自由黨の解散には、斯うした事情があつて、止む事を得なかつたのだが、改進黨にも亦、解散の説が起つて、内部では、大分、ゴタついたのである。

大隈始め、永い間、役人生活で、不自由なく、やつて來た、人達が、三年以上も、浪人して、可成り、生活にも窮し、何となく、淋しさを感じるやうに、なつて來たので、解散論が、頭を、持上げて來たのだ。

所が、若手の連中は、そんな事に、頓着なく、どこ迄も、押付けて行かう、とする。そこで、兩者の間に、やかましい争ひが、起つて來た。

尾崎の如きは、大隈の邸へ押込んで、

『それ程、嫌になつたのなら、出て行つたら、よからう。自分等が、嫌になつたから、といふて、他迄も、嫌にさせようとするのは、無理な話である。どうでも、解散するといふなら、黨の大會を開いて、さういふ連中は、片端から、除名處分に、してしまふから、あなたも、そのつもりで、考へて居て欲しい』

といつて、大隈が、解散論者であるから、眞向から一本、ぐわんと、やつつけたのは、流石に、尾崎である。

大隈は、これで屁古垂れたが、解黨連は、相變らず、何事か、企んで居るやうであるから、そこで、嫌になつた者は、脱黨する方がよい、と、いふ事になつた。其結果、河野、前島、北島、小野、牟田口、春木等の連中が、自分から飛出して、改進黨は、一時、小康を、保ち得たのである。

大隈邸へ、どなり込んだのは、尾崎であるが、非解散の頭領は、沼間守一であつた。大隈が、間もなく、脱黨したのも、沼間と、衝突の結果であつた。黨員名簿廢止論に反對し、且つ、自由黨に先立つて、地租輕減を、標榜しよう、としたので、大隈と衝突をしたのだ、と、傳へられて居る。

自由黨の解散も、あまり感心しなかつたが、改進黨の動搖は、ずるぶん醜態を極めた。

それから、議會の開ける迄に、後藤の唱へた、大同團結の運動があり、之には、犬養が、拔駈をして、後藤の懷裡へ、飛込んだ。同時に、自由黨を離れて居た、大石が、參加したので、犬養と、大石の關係が、それ以來、頗る深くなつた。

此運動とは、別に、星亨が主として、伊藤内閣倒壊の、運動を起した。井上外相の、條約改正と、伊藤首相が、宮相を、兼任して居る點を、此二つを抑へて、全國に、風雲を捲き起し、盛んな運動が、起つて來た。

此の方には、尾崎が参加して、三年の退去命令を受ける迄、自由派と、行動を共にして居た。

之を要するに、大隈の乗出し、と、改進黨の成立は、實に、華々しいものであつたが、解黨論の起つた時、大隈の態度は、甚だ拙かつた。黨としても、此時から、大に、籠が緩んだやうに、思はれる。

初期の議會が、開けるやうになつて、既に大隈は、黨へ、逆戻りをして居たし、黨の方でも、陣容を建直して、自由黨に對抗したから、政界も、頗る賑かになつて來た。

▲議會開會前、二年間の、政黨の動きは、随分、複雑な事があり、面白い物語もあるが、大隈には、直接の關係がないから、茲には、省略する事にした。

條 約 改 正

明治二十年、伊藤内閣の外相、井上馨は、條約改正の談判を開いた。然るに、其餘項には、不都合な事項が多い、と、いふので、反對運動が起つて、遂に、井上は、職を辭して、退く事になつた、其代り、反對運動を、爲た連中は、保安條例に依つて、悉く退京を命ぜられ、其外、様々なる罪各を以て、牢へ打込まれ、一段落は決いたが、内閣の維持は、到底難かしくなり、伊藤も、此時は非常に苦んだが、其結果として、功臣網羅策と、いふのが行はれた、先づ後藤象二郎を、大同團結から引抜いて、内閣に入れたり、或は、大隈重信を、改進黨から連出して、是も、内閣に入れたり、斯んな事で、辛うじて、お茶を濁した末に、伊藤は辭職して、總理大臣の後任には、黒田清隆が、坐る事に決つた。

大隈が、伊藤内閣に這入る時、改進黨の中には、反對論が、強く起つたけれど、何しろ、大隈は、強いて入閣しやう、として、黨員を説付ける迄に、却々、苦むで居る。明治十四年以來、改進黨が、唱へて來た、主義綱領の上から言へば、無論のこと、内閣に、大隈が這入るのは、不條理千萬、改進黨の立場からしても、甚だ不利ではあつたが、足かけ七年、政權に遠ざかつて、折角、溜めて置いた、金も使つてしまつた。此邊で、少し身を轉して置かぬと、自分の立瀬がない、といふ所から、主義や綱領などは、何うにでもなる、と、いつた風で、大隈は、とう／＼入閣して

しまつた。伊藤が、總理大臣を、して居ては、都合が悪いけれど、黒田が、伊藤に代つたので、萬事に就いて、都合が好くなつた。そこで、井上が失敗つた、條約改正を、再び繰返す可く、所謂、大隈條約案なるものが、各國公使との間に、折衝される事になつた。

井上は、自分が、やり掛けた、條約案であるから、既に、談判が済んで居る、條項に對しては、手を着かせぬ、といふ、例の我儘を言出して、假令、大隈と雖、自分が、今までに決めた、條項は、一字一句も改めさせぬ、と言ふて、頑張り出した。大隈も、之には閉口したけれど、今更に、如何とも致方がない。外務大臣になれる、といふ嬉しさに、此點に就いて、井上との交渉を十分にして置かなかつたので、井上の強情が通り、據所なく、井上案を、其儘に踏襲して、談判を始めたのである。

何故、井上案が、民間の論客に、反對されて敗れたか、といふに、其箇條の中に、非常に悪い點があつた。一々、それを掲げるのは、餘りに面倒であるから、唯、二箇條だけを、言ふて置くが、第一は、土地の所有權を、外國人に與へる、といふ事。第二が、外國人の裁判官を、大審院へ任用する、といふ事。此二箇條が、國民の反對を、受ける原因となつて、明治二十年の政變が、起つたのである。土地の所有權を、外國人に與へる、といふことの不都合は言ふまでもないが、殊に甚しいのは、外國人を、裁判官に任用する、と、いふ一事であつた。苟も獨立して居る、帝國の體面として、外國人を、裁判官に採用する、などといふ、馬鹿らしい事が、出来るものでない。如何に、條約を改正したい、苦し紛れ、とは言ひ乍ら、斯んな馬鹿らしい事を、平氣で行はう、とした、井上や大隈の、非常識に至つては、言語同斷の至りである。

黒田は、大隈に對して、早くから、好感を有つて居た。井上の好感も、黒田ほどに深くなかつたが、私交に於ては可成り、深いものがあつた。伊藤も、初めは親しくして居たが、十四年の政變から、何となく、疎遠になつた。大隈を、内閣へ、引張り込む事は、伊藤の希望からであるが、黒田の週旋がなれば、成功しなかつたらう。

▲伊藤は、機會を見て、逃出そうとして居た。大隈と、後藤を、内閣へ入れて、それを好餌に、黒田を説きつけ、急がはしく、飛出してしまつたのは、利口な遺方である。

二

今迄の條約では、領事裁判の制度があり、開港場には、居留地が設けられた。海外からやつて来る、外國人は、居留地に、頑張つて居て、一切、日本政府の、支配は受けない。若し、犯罪人が出来れば、領事裁判の、支配を受けて日本帝國の裁判は、受けない事に、なつて居た。例へば、居留地に、博奕場が開かれて、日本人が、勝負を、争つて居る、といふことが分つて、我警察官は、之に手を入れやう、としても、直接に、其賭場へ、乗込むことは出来ない。何故ならば、治外法權の、居留地へ、日本の裁判權や、行政權は、執行しないのであるから、據所なく、警察官は、先づ以て、領事館へ出掛けて、『今、何番館に、博奕をして居る者があるから、捉へに行く。依つて、立會つて貰ひたい』と、申込むのである。領事館の役人は、賭場の方から、賄賂を、貰つて居るので、直に、案内しない。警察官を待たせて置いて、一應、賭場の方へ、内通する。そこで、集つて居る、博徒は、各自任意に、逃げてしまつて、もう誰が來ても、宜しい、と、いふやうになつて、領事館の役人が、警察官を、案内して行くのだから、幾遍、手入をしても、博奕の現場へは、行くことが出来ないで、唯の一度も、博徒を捉へたことはない。又、日本人が、日本の市街に於て、悪い事をして、警察官に追はれて、居留地へ逃込み、外國人の邸へ、飛込んでしまふ、と、門前まで、追掛けて來た、警察官は、何うすることも出来ず、領事館へ、談判つて居る中に、其犯人は、逃げてしまふのが、常例であつた。斯様な譯で、治外法權ほど、怪しからぬものはない。けれども、舊幕時代に、さういふ、條約を結んであるから、致方が無い。流石に、井上は、それを憂ひて、何うか、治外法權を撤去して、領事裁判の制度を廢し、我國へ來る、外國人には、内地雜居を、許す代りに、裁判權は、日本政府へ、戻して貰ひたい、と、談判を始めた。

「其請求には、應ずることは出来ぬ。日本には、法律らしい、法律が出来て居ないで、僅に刑法と、治罪法はあるが法律の雛型みたいなもので、完全なものではない。況して、民法や、商法さへない國の、裁判を受ける、といふことは甚だ危険で、迷惑千萬である。縦令、一步譲つて、不完全な、法律に依つて、支配されるとしても、裁判官の頭腦は、何うであるか。それを考へると、一層、危なくて、日本の裁判権に従ふ事は、出来ない。領事裁判を撤廢する事は、斷じて御断りする」

外國人は、斯ういふ風に答へる。井上は、色々に談判して、
「民法や、商法の制定も急ぐし、刑法の改正も、至急に行ふから、兎に角、領事裁判の制度だけは、撤廢して貰ひたい」

と言ふて談判したので、外國人の方からは、

「左様いふ次第ならば、要求に應じて、宜いが、其代り、外國人が、日本の裁判を、受ける場合には、大審院に於てやつて、貰ひたい。而して、大審院には、外國人の裁判官を、雇つて置いて、若し、事件が、起つた場合に、原被の中、何方かに、外國人の關係があつて、刑事ならば、禁錮以上の事件、民事ならば、百圓以上の事件を、裁判する場合には、必ず外國人の裁判官を立會せて、審理をする、といふことにすれば、領事裁判の制度は、撤廢しても宜しい」

と答へたので、それから、段々、相談が進んで、遂に大審院へ、外國人の裁判官を採用する、と、いふ事にしたのである。

如何に、斯ういふ事情が、あつたにしても、裁判官を、外國人から任用する、といふのは、不都合な事である。唯條約の改正をしたい、といふ一心から、井上が、之を承知してしまつた。それが、民間へ、漏れて来たから、そこで學者や、論客が、騒ぎ出す。一般の人民も、反對を始めたから、流石の井上も、居堪たまらなくなつて、外務大臣の

椅子を、擲つ事になつたのである。其後、大隈が出て、井上の、行り掛けた、條項を、全然踏襲して、談判を進めたのである。

二一

牛込の新小川町に日本俱樂部が在つて、其處へ集まる、連中は、三浦梧樓、鳥尾小彌太、谷干城、高橋健三、陸實長谷川芳之助、小村壽太郎、杉浦重剛等であつた。癖の多い、悍馬に等しい、猛者ばかりである。議論も盛にするが場合に依れば、腕力に、訴へて争ふ。集會の當夜などは、何うかすると、組討までやつて、議論の解決を、腕力に依つて、決した事もある。

三浦は、陸軍中將で、後には、樞密顧問官になつたが、長州出身の軍人としては、異色ある、拗者の一人として世に聞えて居る。軍制の改革に就いて、強硬な意見を、主張した爲に、山縣から嫌はれて、軍職から、遠ざけられた位で、其處に、三浦の價値はあるのだが、兎に角、一旦言出したら、後へは退かぬ、といふ、硬骨の將軍であつた。山縣が、如何に、三浦を嫌つても、三浦の方では、一向平氣で、山縣の、爲る事が、氣に入らない、と出掛けて行つて談判もすれば、勸告もする、と、いつた風で、山縣の一派からは、持餘されて居た。長州派の軍人では、乃木將軍と、三浦の兩人だけが、潔白と、硬骨の點に於いて、一際、他の將軍に、優れて居た。樞密顧問官をして居ながら浪人會へ、出て来て、世話を焼いて居る所などは、實に面白いが、樞密顧問が、浪人である、といふのは、不思議の至りである。

谷は、熊本籠城で、有名な人だが、保守主義で、國粹保存派の、牛耳を握つて居た。一度は、農商務大臣として、伊藤の内閣に列つたが、議論が合はず、辭職する、と同時に、一篇の意見書を認めて 陛下に奉つた。それが端なくも、民間へ漏れて、明治二十年の政變の原因と、なつたのである。是も、三浦と、同じやうに、自分の主張に、忠實

な點に於ては、人後に落ちぬ、世間からは、頑固爺の一人として、見られて居た位である。此兩人に、優つて、極端な保守主義を、唱へて居たのが、鳥尾將軍である。

此三人が、嚴ましいことを、言ひ出す丈けでも、政府者は、可なり持餘すのだが、それに加ふるに、學者連中が居るから、其處に、此俱樂部の値打は、あつたのだ。長谷川芳之助は、肥前唐津の出身で、大學南校を卒業して、洋行から歸つて、工學博士として、長崎の三菱造船所に、這入つて居て、幾らかの金を蓄へ、一生を、浪人で終つたが、例の白糖事件の時に、大株主の一人として、株主總會の席上で、遊澤榮一の、面の皮を、ヒン剥て、大氣焔を、吐いた爲に、大い損をした。株主が、溜飲を下げて、感謝した事がある。晩年は、不遇に終つたが、若し、此人が、政治家になる、覺悟を以て、初めから修業したら、好個の外務大臣として、成功したらうと思ふ。會社事業に關係して、一生を終つたのは、國家の爲に、返すくも、惜むべき事ある。

陸實は、號を翔南といふて、昔の日本新聞を、書いて居た人だ。高遠な學識と、莊重な文章を以て、天下國家の事を、死ぬまで、論評して居た。新聞記者としては、極めて人格の高い、といふ點から、智識階級の方面には、非常な信用を有つて居た。

杉浦は、今上陛下が、皇太子の時、傳役を申付かつた。單に學者といふのではなく、人格の人で、一代の師表に仰いでも苦しからざる、立派な人物である。小村は、外務省の翻譯局長を、勤めて居た。此人の、一生を通じて、最も困窮して居た時だ。負けじ魂の、氣を以て立つ、傑人であつた。南校以來の友人、長谷川や、杉浦に引出されて、俱樂部員の一人となつて居た。

斯ういふ人物が、集まつて居る、俱樂部だから、若し、此連中が、天下の問題に就いて、一致して騒ぎ出すと、時の政府が動揺く、といふ位に、權威のある團體であつた。或日の、晩餐會に、此連中が集まつて、例の通り、酒を飲み乍ら、氣を吐いて居た。そのうちに、段々、時刻が経

つて、もう飯にしやうと、用意に、掛かつた所へ、悠然と、這入つて來たのが、小村壽太郎である。敏くも、之を見た、長谷川が、

「やア、小村か、大變遅かつたな」

「ウム、役所の方が、忙しいので、少し遅れたよ」

「貴様は、克明に、出來て居るから、融通が利かなくて、いかぬぞ。翻譯局長位を、眞面目に、やつて堪るか。何故、早く出て來なかつた」

「役人を、して居ると、豈夫、さういふ譯にも、行かぬからなア」と、言ひ乍ら、席に着いた。

新入の小村だ、といふので、四方から、盃が飛ぶ。體は小さく、病身ではあつたが、斗酒尚不辭の概があつて、殊に、氣を負ふて立つ、強情者の癖とて、更に辭退もせず、盃の献酬を始めた。所が、何時も、快活に語る、小村が、今日に限つて、何ういふものか、茫然して居る。それは、誰の眼にも付いた。長谷川は、無遠慮な調子で、

「オイ、茫然して居るな」

「別に、茫然して居らぬ」

「茫然して居らぬ事があるか、酒を飲んで、氣焔を吐く間に、溜息を漏すのが、俺には、よく分つて居る。豈夫、貴様が、貧乏を苦にする、氣質でもあるまいし、詰らぬ事を、クヨク心配するな」

と言はれても、小村は、對手にならう、ともせず、ニヤ／＼笑ひ乍ら、酒を飲んで居る。けれども、何となく、氣が浮かないのか、平生から、陰氣な小村は、愈々陰氣になつて、何うも愉快さうでない、盃を持つて、態々、席を離れて、小村の前へ、やつて來たは、杉浦である。

「今、長谷川が、言つた通り、貴様は、何となく、茫然して居るが、何が心配になつて、茫然して居るのか、貧乏で

は、俺も、貴様に負けぬが、左様なことで、クヨクヨする奴があるか、少し大膽しろ」
 小村の、膝を叩いて、盃を差した。小村は、之には答もせず、盃を受ける。そのうちに、一同から、ヤイ／＼言つて、責め立てられるので、膝を、長谷川に、向け直した。
 「貴様は、俺を、茫然して居る、と言ふが、實は、茫然する理由があるのだ」
 「ウム、左様か、何うも、俺の眼にも、左様見えただが、尋ねただが、全體、何が始まつたのか」
 「此ことは、職務上の、秘密に屬する事だから、他言を、されては困るが、日本帝國の、獨立の體面に、關する程の、重大な事件が、起つて來たのだ」
 「フ、ム、夫や、容易ならぬな」

外の者も、一同に、盃を下に置いて、小村の方を向いた。小村は、尙、言葉が続けた。
 「實は、大隈が、今、條約改正の、談判を、して居る。其中の一箇條に、外國人を、大審院の裁判官にする、といふ事がある。其外にも、土地の所有權を、外國人に與へる、といふ、不都合な事もある。此條約を、若し、此儘に締結されたならば、日本帝國の、獨立の體面は、全く傷つけられて、未來永劫に、司法權の獨立は、失はれるのであるから、何うも困つたものぢや、と思ふて、それが、氣になつて居るから、自然、茫然して、居たのかも知れぬ」と、事もなげに、物語つたのだが、聽いて居る、連中が、之を聞き通しに、する筈は無く、代る／＼其顛末を質す、と、小村も、一々答をして、今日までの、自分が知り得るだけを、明に答へた。サア左様なる、と、議論が起つた。何れも腕捲りをして、眼の色を變へて、憤慨するやうな譯で、是は、容易ならぬ問題であるから、兎に角、十分に相談して、我帝國の、危機を救ふ事を、考へなければならぬ、と、いふ事になつて、それから、相談會に移つた。其席上で、小村が、更に改正條約の、各條項に亘つて、詳しい説明をしたから、益々、一同は憤慨して、是りや何うしても、打棄て置く事は出来ぬ、となつて、引續き、翌日も集會する。是が、大隈の條約案に對して、國民全體の反對運動が起

る原因に、なつたのである。

四

今では、新聞記者の實力や、品格も、下落してしまつて、話にならぬ程である。昔は、今のやうに、紙數こそ、多く賣れなかつたが、新聞社の、體面は重んぜられて、記者の、一言一行は、直に社會へ、強い反響を及ぼして、新聞の權威は、實に素晴らしかつた。新聞社の内幕を、素破抜いたなら、一冊の書物が、出来る位に、醜怪な事實を、知つて居るが、今は、さういふ事を述べる場合でないから、遠慮して置くが、兎に角、極く少數の、正しい人を除いたら、多數の記者は、皆、腐つて居る、と言つても、差支あるまい。當時の日本新聞社には、立派な人ばかりが集つて居て、國士の淵藪、と言つても、然るべきであつた。論説を、書いて居た人が、陸羯南と、三宅雪嶺の兩人で、卑猥な記事などは、一切掲げず、眞面目に、社會の事を報道して、論説には、謹嚴にして莊重な、議論が掲げられ、全紙面の文字には、假名が振つてない。所謂、大新聞の體裁が、整うたものであつた。其賣高は、餘り多くはなかつたが、讀者の範圍は、知識階級に限られ、非常に潛勢力を、有つて居た。

日本俱樂部の連中が、小村から聽いた、條約改正の秘密、更に、小村から、材料を送つたので、内容の一切を知り得た。引續き集會を催し、研究討論した、結果、容易ならぬ問題であるから、國家の爲に、打潰してしまはう、となつて、日本新聞の紙上に、羯南が、例の筆を揮つて、大隈條約の、不都合なる點を指摘して、痛切なる、攻撃を加へた。

其前に、朝比奈知泉が、社長兼主筆で、發刊されて居た、東洋新報と、いふのがあつた。之にも、朝比奈が大隈案の非難をした。それと是とが、同時に、攻撃を始めたので、漸く國民が、此問題に注意するやうに、なつて來た。そこで、大隈は、非常に驚いて、此二新聞へ、卑劣なる壓迫を、加へる事になつた。尤も、内閣では、大隈の請求を入

れて、反對論を、書く新聞は、總て寂滅させてしまふ、覺悟であつたが、世間の人は、なか／＼左様な事で、承知するものでない。殊更に、新聞が、發行停止をされれば、却て、其新聞へ、人氣が集るのみならず、問題に就いての、注意が深くなるから、政府の、不利益になるとも、決して、利益になるやうな事はない。所が、何時の場合でも、政府は、反對の新聞や、言論に向つて、壓迫を加へ様と、するのは、何ういふ了簡であるか、眞意を、解する事が出来ぬ。

そのうちに、輿論は、段々、喧しくなつた。大隈の、條約改正は、賣國的條約である、といふ評判が、高くなつて來て、國民の反對は、激くなつて來る。其機會に乗じて、各派の人が、久松座に、大演説會を、開く事になつた。今の明治座が、昔の久松座である。大きな建物であつたから、二千人位は、優に入ることが、出來た。日本新聞を、中心として、學者連中、舊自由黨の一派が加はつて、別に、實業家の團體、それから、石川縣の盈進社、福岡の玄洋社、熊本紫雲會等の、志士が加つた。九團體の辯士は、百人以上上つた。連も、一日では無理だ。そこで、午前九時から、午後の十二時まで、打通しにやつて、三日間續けると、いふであつた。

愈々、開會の當日になる。午前八時頃に、もう満員で、劇場の附近は、人の波を打つて、群衆の騷擾は、一と通りでない。けれども、其時分には、燒討が、流行らなかつたから、唯、巡查と喧嘩を、する位であつて、人の目を驚かす、騒動は起きなかつた。それにしても、場内へ這入つた、傍聴人が、午前七時頃から、夜の十二時まで、食はず飲まずに、詰りになつて、聽いて居る、熱心には、驚かされた。午後の三時頃になる、と、疲れてしまふし、小便は詰るし、頻に拍手して、掌も痛くなつた。果は、下足札で、仕切木の上を叩く。此演説會に刺戟されて、東京の人氣は大隈の條約改正に、反對といふのが、先づ大勢であつた。其影響が、地方へ届いて、全國の、津々浦々まで、反對運動が起つて來た。

改進黨の方でも、斯うなつて見ると、首領の大隈を、討死させることは出來ぬ。新富座を借切つて、演説會を、開

く事にしたが、流石に、辯論家の多い、改進黨だけに、他の團體と、聯合も無く、辯士の數が、九十人以上、あつたのは流石である。所が、開會の當日、傍聴人が、騒ぎ出して、無事に、演説し得たものは無く、果は、茨城縣の飯塚朝次郎が、演壇に立つた時、埼玉縣の、藤野富之助といふ壯士が、飛上つて、飯塚を、突落してやつた。それから、總立の格闘になつて、遂に演説は、中止解散を命ぜられ、大隈の爲に、辯護しよう、とした、演説會は、散々の體有様であつた。

五

地方から、追々に、上つて來る、條約改正中止の、談判委員は、毎日のやうに、外務省へ押寄せた。演説會や、懇親會は、各所に催されて、反對の狀況は、實に物凄。それでも、大隈は、頑迷に、條約案を押し通さう、と計つた。然るに、樞密院の老人連中が、堪らなくなつて、騒ぎ出した。海江田信義の如きは、命に賭けても、此條約案は、通させる事はならぬ、と言つて、頑張つた。大分、政府の内部が、荒れて來る。果は、法制局の長官、井上毅が、大隈を訪ねて、談判を始めた。

此人は、熊本縣の出身で、學問の力を以て、デリ／＼身りで、文部大臣に、なつて死んだ。明治十年頃には、太政官の大書記官を、勤めて居て、その頃の詔勅は、大概、此人の筆に、なつたものである。憲法の文章なども、多くは此人が、筆を加へた、と、いふ事を、聞いて居る。兎に角、眞面目な、政治家であつて、今度の、大隈案に對しても、反對の意見は有つて居たが、自分は慎んで、殊更に批評する、と、いふやうな事は、避けて居たが、段々、世論が、喧しくなつて、穩ならぬ事さへ、聞込む所から、大隈を訪ねて、意見を、述べる氣に、なつたのである。

『改正條約條項中には、穩ならぬものが、ありますから、それだけを除いて、他の個條で、談判を御續けに、なつたら、何うでありますか』

と云うて、穩に相談をした。所が、大隈は、例の調子で、
 『イヤ、君等の、指圖は受けぬ。我輩は、外務大臣として、談判進行中であるから、他人の容喙は許さぬ』
 斯う言はれては、井上も、豈夫こ、逡巡する譯にならぬ。
 『然らば、御尋ね致すが、閣下の、改正案の中に、外國人を、大審院の裁判官にする、といふ個條が、ありますが、
 あれは、憲法違反になるが、それは、何ういふ風に、結局を付ける、御覺悟でありますか、憲法の第十九條に、凡
 そ、日本帝國の臣民に限る、と、いふことが、明に示されてある。外國人を以て、裁判官にする、といふやうなこ
 とは、何うして出来るので、ありますか』
 大概なものは、急所の質問に、ギユウと參るが、當然である。其ギユウと、參るべる場合に、ギユウと、參らない
 のが、大隈の特色であつた。

『其位な事は、我輩でも、心得て居る。外國人を、日本政府の、役人には出来ないが、之を役人に、使用する場合に
 は、歸化法に依つて、日本人の通りにすれば、敢て差支は無いのぢや』
 『夫や怪しからぬ。益々以て、閣下の御考は、間違つて居る。何故か、と申しまするに、歸化法と、いふものには、
 一定の原則がある。例へば、外國人が、日本へ來てから、住居を定めて、一定の職業に就き、十年なり、二十年な
 り、家族的生活をして、日本の政治や、法律にも服従するし、人情風俗も、よく解つた、となつて、本人が、自動
 的に、政府に向つて、歸化したい、と、いふことを、願つて出る。それに對して、政府は、十分の調査を遂げて、
 是ならば、日本人としても、敢て差支が無い、と思つて、そこで、初め歸化法に依り、日本人となるので、ありま
 すから、閣下のやうに、明日、歸化法を作つて、明後日、裁判官を、外國人の中から、採用する、と、いふやうな
 手品師の爲るやうな事は、決して出来るものでは、ありません』
 流石に、井上は、學者であるから、諄々として、大隈を説いたが、大隈は、卓をトンと打つて、

『左様な、餘計な忠告は、聽くに及ばぬ。我輩には、別に執るべき、便宜な方法も、考へてある。餘計な世話ぢや』
 と云うて、席を立つた。

そこで、井上も、お釋迦様の所謂、縁なき衆生は、度し難しで、逆も、此頑迷なる、大臣を、説いた所で、效が無
 いと考へたから、歸つて來て、熟々、思案の末、斯かる亂暴な、條約改正を行ふ、政府の下に、役人に、なつて居る
 ことは出來ぬ。此上は、辭職の外は無い、と決心して、今日まで、自分の爲に、少からぬ後援者と、なつて呉れた、
 伊藤と、井上の兩人へ向けて、此意味を、明に認めて、電報を發した。
 大隈の滄浪閣が、其頃には、小田原にあつて、伊藤は、滄浪閣へ、歸つて居たのだ。又、井上は、磯部の温泉へ、
 行つて居たので、双方等しく、東京へ、歸つて來る。それから、三田の黒田邸で、大隈を呼んで、段々、相談をして
 見たが、如何しても、大隈は、自分の主張を曲げず、飽までも押通さう、とするのだ。井上は、世上の非難を、受け
 て居る、條項は、自分が、外務大臣の時、出來たのが多いから、此場合には、強ひて大隈に、反對する事は出來ない
 が、伊藤は、頻に議論した。併し、大隈は、聽き入れぬ。斯く相成る以上は、據所ないから、御前會議に依つて、決
 する外はない、と、いふ事にして、黒田邸の會見は、打切りとなつた。

六

此時分に、面白い話がある。遞信大臣を、して居た、後藤象二郎が、御前會議の席上で、大隈と、激烈な討論をや
 つて、減茶々に、大隈を、凹ましてしまつた。大隈も、辯舌に掛けては、人後に落ちないが、後藤が、討論の辯舌
 は、天下一品で、是は又、格別のものであつた。加ふるに、其背後には、光明寺三郎が附いて居て、綿密な頭腦で、
 條約案の是非を調べて置いて、後藤に、材料を授ける、其材料を、よく調和して、巧な辯舌で、非難するのだから、
 流石の大隈も、シドロモドロになつて、御前會議の時の有様は、逆も、御話にならぬ程の、醜態を極めた。光明寺は、

末松三郎の事で、決闘論が、喧しかつた時、明治法律學校の校堂で、決闘は、文明の花なり、といふ、演説をして、非常に、名聲を博した。洋行歸りの、學士でも、普通の學士のやうに、變なハイカラではなく、餘程、變り者の、學者として、人に知られて居た。

光明寺に就て、少し、いうて見たい。

山口縣の生れで、その姓が、示す通り、坊さんの子である、といふが、佛蘭西に學んで、憲法學者になつた。留學中は、西園寺や、中江兆民と、親しく交り、殊に、兆民とは、莫逆の交りを結んだ。

根岸に居た頃、毎日のやうに、兆民が押掛けて、盛んに氣焔を擧げ乍ら、飲み捲つた。光明寺が、清麗好であるの居る上へ、小便をし乍ら、光明寺の顔を、ジロ／＼見て居る。此惡戯には、流石の光明寺も、よほど弱つたらしい。

『お前が死んだら、俺が、碑文を書いてやる。其代り、俺が、先きだつたら、お前が書いてくれ』

光明寺は、よく、こんな事を、いつたが、兆民より、先に死んだので、その碑文は、兆民が、書いた筈だ。

初期の議會には、納税額が、不足して、被選資格が、無かつたので、末松姓で、當選して來た。議席は、無所屬であつた。

例の森時之助が法律に引掛つて、議會の開會された頃、まだ、拘禁中であつた。此時光明寺は、得意の憲法論で、『何故に、森を、放免せぬか。議會の承認を、經ずして、代議士を、議會中に、拘禁して置く事は、憲法違反である』と叫んで、政府委員を、面喰はした事がある。

兎に角、頭腦は、よほど、明晰な人で、當時の憲法學者では、屈指の一人であつた。後藤には、條約案などに對して、憲法論を、振舞すやうな、學問の仕入れは、少しも、無かつたのであるから、光明寺に、講釋を聞いて、それを、後藤一流の雄辯で、大隈へ、突掛かつて行く。大隈も、後藤と同じやうに、憲法の方は、一向、不得手なのであ

るから、不意打を喰つて、非常に、苦しんだ、といふ事である。

民間の、反對運動は、益々、はげしくなつて、果は、不隱の計畫を企てる者さへ、あるやうになつた。高知縣の濱田三孝が、爆裂彈を作つて、東京へ、乗出さうとしたのも、此時の事であるが、不幸にして、彈が、製造中に、破裂したので、事件は、未發のうち、發覺してしまつた。

今でも、名古屋に、新聞記者を、爲して居る、といふ事であるが、三州田原の青年に、鈴木金太といふ人が居た。今では、清節と、改めて居る。村松愛蔵の配下で、熱烈な、志士であつた。

村松の飯田國事犯に、引掛つて、幾年かの、懲役になつた、川澄徳次が、鈴木と、相談して、横濱へ、著者を、訪ねて來たが、丁度、著者は、家業の爲めに、東京へ出て居た時で、二人は、空しく歸つてしまつた。若し、此時に、著者が、家に居たら、飛んでもない事が、出來たのである。

二人の用事は、著者の實家が、藥種商であるから、爆裂彈の原料にする、藥品を、取りに來たのであつたが、著者は、後になつて、其事を聞いたのだが、實に、驚いた。三人の生命は、著者が、不在であつた爲に、助かつたやうなものだ。

斯うした事が、至る處に、企てられて、たのであるが、それを知つて、杉浦重剛が、三浦將軍を、説付け、明治天皇へ、大隈彈劾の、密奏をさせた。三浦が、密奏を終つて、邸へ歸ると、侍講の元田永孚が、駈付けて來た。

『オイ、お前の奏文は、御上から、示されて、俺は、すつかり讀んだが、實に、お前は、偉い事をやつた。然し、お前の赤誠は、御採用に、なるらしいから、安心しろ』

『さうか、それは、難有い事だ』

二人は、手を執つて泣いた。
 其夜、三浦は、腹を切るつもりで、すつかり、仕度をした所へ、宮内大臣の、土方久元が、乗付けて来て、御上の御沙汰を傳へた。それが爲に、三浦は、死ぬ事が出来なくなつた。
 ▲その詳細は、暗殺史と、維新秘話にも、あるから、参照して欲しい。
 然るに、明治天皇は、此日の事を、御日誌の中へ、御書加へになつてあつた。と、傳へられて居る。洵に、畏多い事である。

七

それであるから、いづれにしても、此條約案は、結局、駄目になるのであつたらうが、此事は、絶対秘密であつたから、同志の間へも、さらに知れなかつた。
 二人が、斯ういふ逆手を、用ひたのは、忌はしい事件を惹起して、血を流すやうな事を、爲せたくない、と、思つたからであるが、既に、來島恒喜は、福岡から、出て来て、ひそかに、隙を、狙つて居たのだ。
 その背後には、どういふ人が、居たか、よく知らないが、頭山滿、月成光、的野半介等の人は、最も、疑ひを、掛けられて居た。
 來島の用ひた、爆裂弾は、村野常右衛門が、森久保作藏に、保管させて置いたもので、來島は、葛生玄暁から、淵岡駒吉を通して、其内の一發を、貰ひ受けたのである。
 彈は、見事に破裂したが、大隈は、重傷を負うた丈で、生命は、取止めた。彼の隻脚は、それが爲めであつた。
 來島は、現場で、自殺してしまつた。
 三浦の密奏は、明治二十二年、十月十五日の事で、大隈の遭難は、同月十八日であつた。大隈は、負傷と同時に、

職を辭したので、黒田内閣は、之が爲めに、倒れてしまつた。
 ▲『巨人大隈侯』には、來島の兄が、大隈に會うた時、泣いて、謝罪した、とあるが、之は、出鱈目の甚だしきもので、左様な事實は、さらに無いのである。
 ▲從來、三浦の密奏と、大隈の遭難を、誤つて、九月としてあるが、それは、すべて十月と、訂正する。

松隈内閣

一

第九議會を迎へて、伊藤内閣は、日清戦争の直後であつたから、之を切抜ける事は、非常に困難と、されて居たが、幸ひに、自由黨が、政府を援ける事になつたから、國民協會と、力を一にして、對外硬派が、提出した、内閣彈劾の、上奏案を、約七十票の差を以て、否決して了つた。其勢ひで、一億五千萬圓の豫算は、僅に、二十萬圓の削減で、通過する、といつたやうな譯で、極めて順調に、進んで來たが、翌三十年の、二月に至り、野村内相(靖)は、意見の相違から、職を退き、芳川法相が、暫く兼任する事になつた。

然るに、同月の十一日になつて、朝鮮に、變亂が起り、國王と、世子は、露國公使館に逃込み、總理大臣の金宏集は、露西亞人の爲に殺され、今迄、大院君の味方として、政府に居た、大臣や大官は、すべて慘刑に、處せられてしまつた。

此變亂は、露西亞政府が、手を延ばして、親日派の鮮人を倒し、親露派の天下にすべく、前からの計畫で、慫慂、其機會を見たら、猛然、立上つて、此暴舉を、遂行したのであつた。

若し、此状態で、過ぎ行けば、日清戦争の効果は、すべて、解消されて了ふのであるから、此事は、議會でも、却却、やかましい、議論が起つて、國民協會の如きは政府の味方であり乍ら、斯の如き事變を、惹起したのは、政府の失策なりとして、内閣の不信任の決議案を、議長の手許へ、差出したから、政府に、反對して居る、改進黨の議員や、其他の連中が、それに賛成して、一舉に、政府を、打潰して了はうとした。それが爲に、議會は、十日間の停會を命ぜられ、其間に、國民協會の提案を、取消させてしまつたが、その取消に、改進黨の人々は反對して、議院法の解釋に關し、議論が闘はされた。

けれども、此問題は、提案者の腰が砕けたので、政府は、辛うじて、議會だけは、切抜け得たが、それにしても、世間は、既に伊藤内閣に、飽きて居た。何か、新し味のある、内閣の改造を、望んで居たから、内閣側にも、其意見が起つて來て、茲に、自由黨の總理、板垣退助が、内相として、入閣する事になつたのである。

初め、自由黨が、政府を、援ける事になると、世間の許判は、頗る悪かつた。殊に、改進黨の人々が、之に對する非難は、非常なものであつた。

今迄、薩長藩閥を、糞こなしにして居た、政黨が、その内閣を援けるのであるから、純理論からすれば、何とも、釋明の語は、無かつたのである。自由黨は、之に就て、肝膽相照の、四字を以つてした。口の悪い連中は、自由黨を、カンテラ黨なぞと呼んで、可成り、悪評を放つたのである。

▲板垣の入閣は、明治二十九年四月十四日である。

板垣が、入閣する迄には、相當に、秘密運動が、行はれたものとして、見るのが、當然であらう。永い間、闘つて來た、藩閥内閣を援けるのに、何の條件もなく、單に、肝膽相照の四字だけでは、多數の黨員が、納まるまい。そこで、領袖は、伊藤に迫つて、板垣の入閣を、承知させたのであつた。

其前に、拓殖務省が、新たに設置されて、高島勲之助が、その椅子に就いた。高島は、純な軍人ではあつたが、政治に、趣味を有ち、薩派が、常に長派の爲に、頭を、押され勝になつて居るのを視て、憤慨して居た位であるから一度、自分が、大臣の椅子を得たら、何とかして、薩派を中心として、内閣を作らう、と、考へて居たのだ。

板垣の入閣に依つて、最も、感觸を書したものは、改進黨の人々であつた。
 「伊藤内閣は、遼東還附の、失態を演じ乍ら、猶ほ、政權に、離るゝ事をせず、殊に、戦後の外交は、容易ならぬものがある事は、萬人、皆知る所である。然るに、朝鮮の事變の如き、失態を醸して、それでも、職を辭せず、僅に、板垣の入閣に依つて、自由黨の支持を、受けて居るに過ぎないのは、何たる事であるか。今や、戦後の外交は、危機を孕み、財政の如きも、現在の儘にして置けば、破綻の外はない。かゝる場合に、板垣の入閣が、果して、何の効力をもたらすか、頗る疑問とすべきである。
 此際、内閣に、大改造を加へ、大隈伯の如き、大手腕あり、而も、天下の輿望を、荷うて居る人物をして、外交、財政の衝に當らせ、以て、國家の危急を、救ふより外に、途はない」
 之は、改進黨から出た、宣傳ではあるが、各派の共鳴は、却々に強く、世間の氣受も、頗る良かつたので、日に増し、其説は、擴がつて行く。

伊藤内閣には、陸奥宗光が居て、外務の椅子に倚り、遼東還附の、失敗はあつたにしても、陸奥に對する、一般の人氣は、相當に高かつたから、伊藤は、陸奥を頼みとして、其手腕に、期待する所が多かつた。然るに、陸奥の病は、漸く篤く、其職に堪へずして、内閣を退いたので、何となく、伊藤内閣に、淋しさを感ずるやうになつた。
 陸奥は、議會操縦に就ても、特殊の手腕があつた。殊に、自由黨とは、深い因縁があり、旁々以て、自由黨が、内閣を援けて居たのである。尤も、其蔭には、後藤象二郎、伊東巳代治の二人が居て、盛んに、活躍して居たから、其力も加はつて、板垣入閣の運びに迄、押付けて行つたのだ。
 陸奥が、内閣を退いたから、西園寺は、臨時、外相を兼攝した。そのうちに、陸奥は、病ひが重くなつて、政界の事には、絶對に、關係が、出来なくなつた。此一事は、伊藤内閣にとつて、非常な打撃と、なつたのである。
 當時の蔵相は、渡邊國武であつた。財政に就ては、相當に、意見を有つ人であつたが、大蔵大臣としては、まだ、

貫目が不足であつた。殊に、實業界には、何等の因縁もなく、従つて、財界の後援を、受ける事は、絶えて出来なかつた。

戦後の經營には、少なからぬ金を、要するのであるから、増税と、公債の二つに依つて、それを充實して行く外はなかつた。然るに、渡邊蔵相の信用では、公債の募集が覺束なく、増税に至つては、猶更、力が及ばなかつたのである。況て、日本銀行の總裁が、岩崎彌之助では、渡邊が、全身の力を以て、揺ぶつて見ても、貧乏揺ぎも仕ないから、此時の公債募集は、素晴らしい程の失敗であつた。

伊藤の背後から、山縣と井上が、頻に、指圖して、松方と大隈の入閣を、促すのであつた。伊藤としては、隨分、苦しい立場で、此注文には、應じたくないのだが、さればとて、外交と、財政の、前途を思へば、此儘に過す事も出来ず、溢々ながら、その愆愆に應じて、松方と、大隈の入閣を、承知する氣になつた。

表面の筋書は、かうなつて居るのだが、裏面には、高島一派の活動が、却々に激しく、遂に大勢を、茲に迄、運んで來たのである。

松方と、大隈を、新たに入閣させる、となれば、現在の閣員に、その承諾を、求めなければならぬ。板垣は、大隈の入閣に、絶對反對であり、渡邊は、松方に對して、公債募集の失敗から、不快の感情を、有つて居るので、これも反對であつた。

これから、幾度か、會議を開き、其度毎に、問題は、免倒になつて來る。伊藤は、内閣の前途を見越して、辭意を、漏すに至つた。

茲に於て、伊藤内閣は倒れ、新たに、松方内閣が、起る事になつた。大隈の入閣は、固より、當然であつて、殆んど、交渉の必要も、なかつた位だ。

松方内閣が生れて、大隈も、入閣する事になつた。世間では、之を、松隈内閣と稱し、實質に於ても、兩人の聯立内閣であつた。従つて、大隈の率ゆる、進歩黨は、此内閣を、支持する事になつた。尾崎學堂は、其後、大阪毎日新聞へ、懷舊談を、七十幾回の長きに亙つて、掲載して居るが、松隈内閣の出現に就て、斯ういふ風に語つて居る。

松隈 接近

大隈と松方とを、接近せしめずんば、日本の現状を、濟ふ事は出来ない、と云ふ説が、主として、國民新聞に依つて唱へられ、追々勢力を得て、遂には、社會の思潮となり、一般に、松隈兩老の提携を以て、時局を濟ふの、最良方法と考へる様になつた。其結果、選挙干渉の頃には、最も懸隔して居つた、兩者の間柄が、何時とはなしに、輿論の力でもありませう、漸々接近して、愈々、松隈内閣を、造らなければならぬ、と云ふ様な、形勢となり、吾々も、それに賛成して、松隈内閣を造らう、と云ふ事に、略極つた。

然るに、其時は、何う云ふ手續でありましたか、内閣大臣を、一度に任命せず、先づ、松方侯が、總理大臣の大命を拜し、續いて、樺山伯など云ふ人が、夫々、任命になつた。高島子は、伊藤内閣時代から、陸軍大臣であつたが、伊藤内閣の倒れて後も、其儘、内閣に留まつて居たのです。兎に角、伯の入閣が、決定せざる前に、總理大臣が出て、松方首相は、三四脚の椅子を、明けて置いて、大隈伯に、入閣の相談を、持掛けたのです。

松隈内閣成立

其時の模様を、後で聞きますと、大隈伯は、當時、民間の政治家で、固より、内閣員にあらず、未だ大命を、拜せざるにも拘はらず、松方首相以下、各大臣を、首相官邸に集め、内治外交、全般に亙りて、其意見を述べた。恰も、自分が、大命を奉じて、内閣を組織すると同様、内治外交の全般に亙りて、指揮命令する様な風であつた、と云ふ事である。

併し、相談が、能く纏まらないので、大隈伯は、其夜遅く歸邸すると、吾々を集めて『何うしても、意見が、折合はないから、内閣は造らぬ。自分は入らぬ』と、告げられた。處が私共は、此際是非、松隈内閣を造らなければ、松方派の人に對しても、其他の人々に對しても、義理が濟まぬ程、深入りをして居つた。殊に、松方侯も、大隈伯の入閣を信じて、總理大臣の御受をした事だから、吾々は頻に、大隈伯に嘆願し、是非、吾々の爲に、入つて貰はなければならぬ、と迫つた結果、大隈伯は、餘り好まなかつた様子であつたけれども、吾々同志の、希望を容れられた。之を容れられる迄には、幾度も、固く拒まれたが、餘り強く、此方から、請求したものであるから、遂に、我々の希望を容れて、外務大臣兼農商務大臣として、松方内閣に、入る事になつた。

樺山伯の首

樺山伯の首、松隈内閣が、出來上ると、吾々は、内閣員中、最も信頼すべき人として、内務大臣樺山伯を擧げた。吾々が、伯を、最も信頼すべき人であると、考へたから、政府よりの交渉は、主として、樺山伯之に當り、吾々即ち、進歩黨側は、大東義徹君、犬養毅君、並に私などが、代表する事になつた。

處が、段々、交渉をやつて見ると、樺山伯との約束が、其通りに行はれない事が、起り出した。當時の問題は、人權に關する事柄で、集會政社法や、新聞紙條例などを改正して、言論集會の自由を、擴張しよう、と云ふ事が、主たる題目と、なつて居たが、其事に就て、樺山伯と、吾々との間に、約束した事が、動もすれば行はれない。即ち、約束の實行が出来ない、と云ふ結果を生じた。

殊に、新聞紙の發行停止などは、餘程寛大にする、と云ふ約束であつたので、或時、私共が、地方遊説に、出かけ

なければならぬ事が、起つた際、吾々の出資した後で、新聞の発行停止をやられては、吾々の遊説に、關係を及ぼすから、といつて、樺山伯に向ひ、特に、念を押した。其頃、確か今の『日本新聞』の前身だと、記憶する事が、宮内大臣攻撃の爲に、大層、物議を惹起し、宮内大臣の方では、同新聞の発行停止を、要求して居る、と云ふ説すら、傳はつた折柄であるから、私共は、出發前、横山伯に面會して、其意を確かめると、『斷じて、發行停止などはしない。諸君と、お約束をした以上、横山の首のある限りは、決して、そんな事はせぬ』とて、自分の首に、手を當て、見たり何かして、誓はれたから、豫て信頼せる横山伯が、夫程までに、言はれる事とて、私共も安心して、地方へ出掛けた。さうして『言論集會の自由は、今日斯迄に、保障されて居る』と云ふ演説をして居る最中に、東京から、日本新聞發行停止、といふ電報が來た。實に其時は、啞然として、二の句が出なかつたのである。樺山伯には、往々、そんな事があつた。

樺山伯の名聲失墜

之に關して、高島子は、權謀術數に、富んだ人で、我々も、最初から、當に出來ぬ人と、考へて居たが、事柄によつては此人とも、交渉をしなければならぬ事があつて、一二回、私自ら、話をした事があるが、當にせなかつた高島子の方が、寧ろ、多く約束を、實行した。最も信頼した樺山伯の方が、全然駄目なので、當時の私は、年も若し、血氣に逸つて、大に樺山伯を攻撃し、斯の如き人物は、政界から、葬つて仕舞はなければならぬと、大に非難した事がある。其爲めでもなからうが、樺山伯の内閣に入つた當初は『大久保が、再び出た』と、世間から譁はれ大變な人氣であつたが、一年経つか、經たぬ内に、漸次、名聲が衰へて、大層、評判が悪くなり、全然、一時の盛名を、失墜するに至つた。

松隈内閣に失望す

斯の如くして、折角、松隈内閣を、作り上げたけれども、吾々の希望は、容易に、行はれぬ。尤も、少しは行はれた事もありません。た事もありません。が、ナカ／＼容易には、行はれぬ、同志の神鞭知常君や、高橋健三君などは、政府部内に在りて、内外相應じて、仕事をする積りであつたが、却々出來ない。高橋、神鞭兩君の如きは、松方伯とも、特別の關係があつて、夫が爲に、内閣書記官長、及び法制局長官の、椅子に坐つたのであるが、『逆も駄目だ』と云つて、突然、辭表を提出した。

尤も、是は初めより、双方に誤解があつたので、吾々は、主義主張を行はせる、と云ふのが、唯一の目的であるに拘らず、向うでは、第一松方内閣の時に、多少、政黨を操縦した經驗上から、主義主張以外に、政黨員を手懐ける事が出来る、と信じて居つたものと見える。それで動もすれば、物質的便益を與へよう、と云ふ様な事を、高橋、神鞭、兩君等には匂はしたさうだ。處が、吾々同志中には、一人も、之に應ずる者がないので、『實に不思議な連中だ、風變りの人達だ』と、不思議がつて居た、と云ふ事を聞きました。

斯くして、我々は、其主義主張が、行はれないので、全く失望して仕舞つて、遂には、此内閣を、倒さなければならぬ、と決心し、大隈伯に『逆も駄目だから、辭表を出して下さい』と、要求した。曩には、是非内閣に入れ、と云ふのである。其時、大隈伯は、一言『ドウだ、判つたか。初めから、逆も見込がない、と云ふのに、君達は、是非遣れと云つて、僕を脅迫したのが、ドウだい、今日の有様は』と云つて、笑はれた。

後入齋

『後入主となる』と云ふ言葉は、此松隈内閣の時に、作られたので、『先入主となる』のが、世間普通の事であるが、松方侯は『後入、主となる』となるから、といつて、遂に『後入齋』と云ふ尊號を、奉つた。

戒免職となる

私は、其時に、外務省の參事官と、なつて居ましたが、前述の如く、我黨は、松方内閣に失望して、結局、内閣を倒さなければならぬ、と云ふ、決議をした。處が、私は役人になつても、本部へは、始終、出入して居たので、此

事が、政府部内の問題となり、官吏にして、政黨に従事するのは、怪しからぬ、懲戒處分をして仕舞へ。と云ふ事になつた。それで、政府部内の同志は、大層心配して、種々、注意を與へてくれたが、私は、懲戒處分になつても再び役人になる必要が起れば、何時でもなる、國家の必要で、役人になる場合には、懲戒處分を、取消すまでだ、と云つて、人に笑はれた。兎に角、斯ういふ次第で、トウ／＼、辭表を出し遅れたものだから、遂に、懲戒免職となつた。

二二

尾崎は、大隈の直參であつて、此内閣には、外務省の參事官として、役人に迄、成つて居るのだから、その懷舊談に、甚だしい誤りの無い、といふ事は、何人も、さう信ずるに、違ひなからうが、著者は、此記事を、讀んで見て、多くの疑ひを、有つ事になつた。

一、松隈の接近に、尾崎が、非常に、働いて居る如く、書いてあるが、どうも、それが、第一に、疑はしいのだ。初め、進歩黨の、重立ちたる人は、大隈の入閣には、反對したのが、眞實の事であつて、其時には、大隈自身が、松方と、約束した後で、而も、松方は、大隈の快諾を、得る迄は、伊藤に對して、後の内閣を、引受けるともいはず、又、山縣、井上、黒田等に對しても、ハツキリ答へては、居なかつたのだ。大隈の、返辭が、ハツキリして來たので、松方は、承知したのであり、殊に、最初から、松隈内閣を作るべき、相談は、更にく、伊藤内閣へ、兩人を、引入れようとしたのが、失敗して、松隈内閣に、なつたのであるから、其間に立つて、尾崎が働くべき、餘地は、殆んど無かつた、というても、宜いのである。殊に、大隈が、嫌がるものを、寄つてたかつて、押込んだやうに、言うて居るが、これぞは、出鱈目も甚だしい事で、逆も、信ずる事は、出来ない。

大隈といふ人か、斯ういふ場合に、最も、話の判る人で、松方から、相談を受けて、すぐに承知した事は明かな事實である。その證據には、進歩黨の首領として、入閣する事は、出来ないものであるから、表面は、脱黨の形式になるのだ。一個の平黨員が、都合によつて、飛出す、と、いふやうな、軽いものではなく、有も、一黨の首領が、藩閥の人と組んで、入閣するといふ場合に、黨内から、異論の起るのは、當然な事である。

一、黨内の異論は、可成り、強かつたが、大隈の入閣は、松方と、約束済に、なつて居るから、動かす事は、出来ない。若し、黨の方が、纏まらなければ、大隈は、本當に、黨から離れても、入閣しなければ、ならなかつたのだ。そこで、大隈が、二三の同志と謀つて、入閣の條件として、黨の中から、有力者を、つれて行く事に、はからつて、反對論を、やうやく押へつたのである。

一、松隈内閣が、みじめな最後を、遂げる時、大隈は、何としても、辭職をせず、黨の有力者にして、役人になつて居た者は、早くも辭表を出して、政府と、關係を絶つた、にも拘らず、大隈は、却々、辭表を出さなかつたその醜態を見兼ねて、大隈が、大隈に、膝詰談判をして、辭表に、調印させたのであつて、尾崎の談話と、事實とは、よほどの相異がある。

一、尾崎は、言論の干渉に對して、頻に、樺山内相を攻撃して居るが、之も筋違ひの、攻撃である。成程、言論の取締は、内相の責任であるが、此時は、大隈外交の、失敗に對して、多く論ぜられたのであつて、それを押へつけたのが、樺山の過失であるとするれば、さうかも知れないが、而し、樺山は、自由黨の演説會に、臨監警部が、不當の取締をした、といふので、本部の幹事、山田東次が、辯士總代の、田中賢道と共に、その干渉に對して、抗議を申込んだ時、意外の顔付で、頗る恐縮の態であつた。のみならず、その署長や、警部に對しては、直ちに、處分して居るのだから、尾崎が、いふ程に、無理解な人でも、なかつたらしい。但し、宮中の問題に關して、高橋健三の關係ある雑誌を停止したり、或は、日本新聞に、壓迫を加へたとかい

ふやうな事は、どの點まで、政府の内部で、争ひになつて居たかは、知らぬが、若し、大隈が、ウムと頑張り高橋、神鞭、大石、尾崎等が、それを援けて、猶且つ、言論の壓迫を、強制し得なかつたとすれば、それらの人達が、如何に、無力であつたか、といふ事になる。いづれにしても、尾崎の談話には、疑ふべき點が、少なからず有るので、念の爲め、著者の所見を加へて、茲に掲げる事に、したのである。

物語としては、少く、前後するけれど、此場合に、内閣の顔觸を、いふておく必要がある。

伊藤内閣から、引つゞき、此内閣に止まつた者は、西郷、榎本、高島の三人であつた。松方は、總理大臣として、大藏大臣を兼任し、樺山は、内務大臣になつた。伊藤内閣を飛出した、野村靖が、遞信大臣になつたのは、少し變であつた。司法大臣には、清浦奎吾が當り、文部大臣には、蜂須賀茂顕がなつた。高島は、陸軍大臣を、兼任する事になつて、内閣の顔觸は、決つた、譯だ。

それへ、大隈が、外務大臣、兼農商務大臣として、入つたのであるが、外相の椅子は、世間の期待に副ひ、當然の事であるが、農相の椅子は、誰も皆、不思議に思つた。察するに、大隈は、誰か一人、つれて行きたかつたのだらうが、何かの事情で、止むを得ず、斯ういふ事にして、大石正巳を、次官に据ゑ、實際に於ては、大臣の役を、させたのだらう。

其外、矢野文雄が、米國公使になり、高橋健三が、内閣書記官長、神鞭知常は、法制局長官になつた。尾崎の外に、武富時敏、志賀重昂、箕浦勝人等は、勅任参事官、或は、局長の椅子に就き、地方の知事になつたものも、二三名は在つた。党内の納まりは、それで、よくなつた譯だ。

犬養、島田、大東等は、外に居て、黨と、政府の聯絡を執り、大隈をして、大過なきやう、之を監視、督勵する、事になつた。

四

大隈は、前の黒田内閣で、條約改正問題に引掛り、一人で、袋を背負つて、苦んだ經驗があるから、今度は、さうしたドヂを踏まぬやうに深い注意を拂ひ、入閣に先立つて、

- 一、内閣大臣は、國務に對して、連帶責任を、負ふべき事。
- 一、言論に對する壓迫は、一切、爲さざる事。

といふ、二ヶ條を、提出して、松方の諒解を求めたが、松方は、之を軽く取扱つて、閣議の問題ともせず、有耶無耶の裡に、葬つてしまつた。

全體、松方は、内閣の首班として、その威力に、缺くる所があり、薩派の間に於ても、黒田ほどに、重きを爲して居らなかつた。之を、人物として見ても、大なる政治家とはいへず、古い頃から、大藏省に居て、忠實な役人であつた、といふ程度の人で、愈々といふ、土端場へ坐れば、押手の利く人でもなかつた。

殊に、高島と、樺山が居て、思ひの儘に、引かき廻すのであるから、松方には、何の威力も、無かつたのである。而し、惻巧な人ではあつたから、大隈の條件を、自分だけが呑込んで、表向の問題にはしなかつた。若し、之を閣議に出せば、一蹴されて了ふのは、知れて居るから、程よく扱つて置いたのは、賢明な遣方であつた。

此問題に就て、大隈が、ハッキリ取極をせず、無耶無耶のうちに、入閣して了つたから、後には、ひどい苦みを、爲るやうにも、なつたのである。尾崎が、樺山を、違約したものとして、悪くいつて居るが、樺山に言はせたら、松方と大隈が、どんな約束をしても、己どんは、少しも知らぬ事ぢや」といつて、一笑に、附し去つたかも知れない。

樺山は、大して、智恵もなく、一個の武將としては、強い人であつたが、元來が、政治家といふ、質の人ではなかつた。高島は、智謀に富んで、よく人を容るゝの量もあり、政治にも、相當理解があつて、此時には、樺山を、道伴れにして、薩閥の勢力を、大に擴張し、長閥に對抗するつもりで、乗出したのであるから、眼中、大隈なぞの在るべき譯はなく、只、進歩黨を、引摺つて行くには、大隈を、抱き込んで置くのが、上分別である位に、考へて居たのだ。

従つて、長閥の人から見ると、此内閣には、多少の敵意を以て、居た事は、明かである。殊に、山縣は、陸相の椅子へ、桂太郎を、据付けけるつもりで、松方とは、ほど諒解が、出来て居たのだが、高島に頑張られて、松方の意の如くならず、高島は、澄まして、陸相の椅子に、就いてしまつた。

之が爲に、長閥の人々は、すべて、此内閣に對し、反感を、持つやうになつた。此反感は、急に、表面へ現れなかつたが、實は、恐るべき事であつて、時と場合によれば、内閣の運命は、それに依つて、決せらるゝ事に、なるのである。

内閣のために、唯一の味方となるべき、進歩黨は、伊藤内閣の末期に、成立したばかりの、新黨であつた。一般には、對外硬派として、知られ、改進黨、革新黨、中國進歩黨、財政革新會、越佐會、大手俱樂部、獨立俱樂部等、伊藤内閣に、好意を有たぬ、連中が、初めは、聯合の形であつたが、遂には、合同して、進歩黨と、稱したのである。

そこで、議會は、自由黨と、國民協會の外、進歩黨が對立する事に、なつたのである。

松隈内閣が成立すると、進歩黨は、大會を開き、宣言書を發表して、公然、内閣を撥くべく、天下に、聲明した。前には、自由黨が、伊藤内閣と提携して、板垣の入閣迄に、運びをつけ、それが爲に、此連中から、ひどい攻撃を受けたが、今は、却つて、此連中が、自由黨と同じ轡を踏んで、松隈内閣を、撥ける事に、なつたのだから、考へてみれば、實に、不思議な事である。

斯ういふ、事情であるから、第十議會は、自由黨と、國民協會が連合し、長派が、その蔭にかくれて、此内閣に、迫つて行く事は、どうしても、免れ得ぬ事であつた。

所が、議會召集令が出て、僅かに一週間、十一月十四日に、二十六世紀といふ雑誌が、發行停止の處分に入つた。之は、内閣書記官長の高橋健三が、主宰して居る雑誌で、その誌上に於て『宮内大臣論』と題し、土方宮相の秘密を許き、府中と宮中の關係などに就て、際どい所迄、その筆鋒を進めて、ひどい攻撃を加へた、その全文を、日本新聞が掲載したので、之が爲に、日本新聞も發行停止處分に入つた。

進歩黨は、天下に聲明して、松隈内閣は、言論の自由を保障し、大隈が、内閣に在る限り、言論に、壓迫を加へる如き事は、絶対にない、といつて、大に威張つて居たのだが、忽ちにして、馬脚を露はし、此失態を演じたので、進歩黨の信用は、勿論、大隈に對する、期待は、全く、空に歸した譯になる。

十二月二十二日に、議會は召集された。翌三十年の一月十九日に、松方首相は、施政演説を試みた。自由黨の關士は、舌を鳴らして、待受けた。大隈の、外交失態に關する、質問演説をするつもりで、それ／＼に材料を集め、非常な意氣組で居たが、意外にも、英照皇太皇の大喪に接して、一切の事は、手違ひとなり、議會は、平穩の裡に、閉會となつた。

五

議會は、無事に済んだが、各政黨には、多少の動搖があつて、殊に、自由黨から、河野廣中が、飛出したので、ちよつと、世間を驚かした。河野の脱黨には、その背後に、樺山資紀が居たのだ。

其他、石坂昌孝、森久保作藏、村野常右衛門等も、脱黨して、新自由黨を、作つて居る。河野は、別に、東北自由

黨を、興した。石坂等は、後に、自由黨へ復歸し、河野は、進歩黨へ走つた。國民協會にも、脱黨者があつた。

日を経るに従つて、高島の策動が、段々、露骨になつて來た。松方が、大隈を、引張り込むのは、高島も、諒解して居たのであるが、松方が、大隈を信ずる程に、高島は、大隈を、重く視て居なかつた。只進歩黨の在るが爲めに大隈と握手しても、損は無い位に、考へて居たのだ。

高島が、本來の目的は、薩閥を中心とした、内閣を作るに在つて、それ迄の道行に、大隈を、利用したに過ぎなかつた。大隈に對しては、路上の人を、見るにひとしく、議會が、濟んで後は、進歩黨に對してさへ、餘り、好感は、有つて居なかつた。

大隈が、外交に失敗して、世間の批難を受け、布哇問題の如きは、殊に、甚だしい失態で、參事官の秋山雅之助が切腹した爲めに、猶更、問題は、大きくなつて來た。亞米利加政府が、布哇を併呑したのは、此時の事で、それは、大隈外交の失敗を、事實の上に、示したものであつた。

そこで、高島は、大隈を逐出すべく、そろ／＼、手を延ばして來た。それが、知れた爲めに。進歩黨の方から逆襲して、臺灣の租税を、數へ上げ、行政整理の名の下に、拓務省を、廢してしまつた。

高島の疍癩玉は、愈々破烈して、事毎に、大隈に、喰つて掛かり、進歩黨を、排斥して、自由黨に、乗換へよう、として、秘密に、運動を起したのも、此時であつた。

▲政界回顧録中の、政界秘話流血異聞の章を、參照して欲しい。

そのうちに、高橋、神鞭を初め、硬骨の人々は、職を去り。尾崎は、懲戒免職になり、進歩黨は、明かに、此内閣から離れた。それでも、大隈は、まだ懲々として居たから、犬養が、手強く談判して、辭表に、印を捺させてしまつた。

高島の畫策した、自由黨を引付ける策は、黨内に強硬な、反對が起つて、遂に、流血の慘事を見るに至り、全く、不成功に終つた。

時に、伊藤博文が、洋行から、歸つて來ると、松隈内閣の醜態に、愛想を、盡かして居た、連中が、伊藤を、擔ぎに掛つた。高島が、薩閥の爲めに、働いた事は、悪いとのみは、言へないが、あまりに、其遺方が、露骨であつた爲めに、長派の感情が、極端に、悪くなつて居たから、それだけに、伊藤の擁立運動は、勢力を得た譯になる。

茲に於て、松隈内閣は倒れ、第三次の伊藤内閣が、起つたのである。伊藤は、洵に、聰明な人であつたから、早くも、時代の趨向を察して、此時に、政黨内閣論を唱へ、板垣と大隈の、握手を勧め、自由改進の兩黨を、併合せざる爲めに、有力な助言を與へたから、憲政黨の組織となり、初めての政黨内閣が、成立したのであつた。

今では、有力な實業家が、それ／＼に、縁故を辿つて、政治家に近づき、時に依つては、その金力を利用して、政權爭奪の、手傳ひも、するやうになつたが、日清戰爭の以前迄は、あまり、さういふ事は、無かつた。

何しろ、戰爭前には、八千萬圓の歳計であつたのが、戦後には、一躍して、二億萬圓に上り、それに準じて、諸般の施設が、盛んに興り、國家の財政は、著しく、膨脹して來たから、政治と經濟の關係が、頗る密接して來た。

そこで、實業家の、政治に對する意識が、ハッキリして來て、興味的に見ても、頗る面白く、なつて來た。其頃、『世界之日本』といふ、雑誌があつて、多分、竹越三又の、書いたもの、とは思ふが、政權と金權の關係を、面白く書いて居るから、その一部を、轉載する事にした。

請ふ、試みに、今日の實業界を、瞥見せんか、政治社會と異にして、何人も、自ら某黨と、稱するものあらず。伊

藤内閣出づれば、伊藤内閣に服し、松方内閣出るや、松方内閣に服し、彼等に、政治的系統なきが如し。然れども仔細に観察すれば、其の間、混一すべからざる畛域を存す。而して、其の中、最も世人の耳目に觸るゝものを、三菱、三井の二派となす。

三菱は、其の初め、岩崎彌太郎が、雄邁の資を以て、事を企つるや、多く政變に乗じたるが爲め、其の事業、初めより、政治的臭味を、帯びたりと雖も、彌太郎の死後十年、根幹を、四方に植ゑんとするに急なると共に、其の友人大隈伯が、久しく失意の境遇にありしが爲めに、政治的勢力と、ならざりしが、松方伯が、其の勢力を認識して姻親を通じ、大隈伯に代りて、政友たらんとしたるより、其の勢力、大に勃興し、松方伯の聲援によりて、日本銀行を、其の掌中に收めしより、勢力更に増加して、三井との權力、平均を、覆すに至りぬ。

其の政治家にして、三菱と懇親なるもの、後藤伯あり、松方伯あり、大隈伯あり、高島氏も、近年に至りて、また首を屈して、岩崎に親しむと云ふ、大石正巳が、伊藤侯、大隈伯の間に遊説して、地位を作りしも、三菱の勢力を待みしものにして、其の他、政治家にして、三菱の門に出入する者、犬養毅あり、平岡浩太郎あり、柴四朗あり、加藤高明(姻戚を通ず)あり、尾崎行雄あり、河島醇あり、中村彌六あり、竹内綱あり、近時、堀田蓮太郎の如き、伎倆拙劣、同儕の嘲笑する所たるにも拘らず、鑛山技監となりしもの、亦其の三菱の鑛山主任者たりしが爲めなりと云ふ。

三菱は、此の如く、多數の政治家を、其の門下に入らせしむるや、政治上に於ける要求、一として、聞かれざるなきが爲め、實業家に於ける勢力、更に一段を加へ、有爲の實業家、三菱と縁引附託して、事を爲さんとする者、少からず。今、三菱派の系統に、屬する所の實業家を擧げんに、大要、左の如くなるべし。(省略)

三菱派の勢力、波及する所、夫れ斯の如く廣し。此に於てか、松方伯を助けて、公債を募集せんとするや、一令の下に、數千萬圓を、集め得べく、渡邊子の公債募集を、妨げんとするや、一令の下に、全國を、動かし得べし。此の勢力によりて、政治家を畏怖せしめ、政治家の勢力によりて、更に、實業家を、畏怖せしむ。其の松方、大隈の二伯を助けて、新内閣を作るに至るや、誰か、其の勢力の大なるに、驚かざらん。三菱社中、最早や、純粹の實業家とのみ、云ふべからず。他派の人を、交へざる席に於ては、公然時政を誹議辯難し、瞭然、一個の政治的結社たるが如しと云ふ。

三菱は、政權によりて、實業を營み、實業によりて、政權を取らんとする、是れ初よりの計畫にして、今や漸く、其の本體を、世間に、認識せらるゝに至り、世間、名利並び得るを希ふ者、皆、彼に倣ふて、政商兼業を、爲さんと欲するに至りし也。唯だ、三井に至りては、初めより、素封家にして、政商兼業の、志ありし者に非ず、其の宗家京都に在りて、長州藩と、相近づくの機あり。維新の後、長州系の人、商人たりしもの、三井に近づきしが爲め、多く長州人に關係あり。其の最も著しき者を擧ぐれば、井上伯、及び品川子とす。然れども、三井氏、今や、純乎の實業家たらんとし、汲々として、政治上の繁累を、絶たんとするが故に、今や、其の勢力、外形に現れず、且つ我が金融界の中樞神經の日本銀行を擧げて、三菱に任ずるに至りしが爲め、其の勢力波及の範圍、三菱に及ばざるが如し。然れども、是れまた、自ら一の中樞神經を有し、自ら一の系統を立てたる、一大勢力たるを失はず。其の重なる人名事業を擧げんに、左の如し。(中略)

三井物産會社の事業、多く海外貿易に、關係あるが爲め、各國駐在の領事と、少からぬ關係あり。而して、物産會社の、最大得意は、支那に在るが爲め、支那公使たるものは、多く三井と、關係を生ずるの、機會を有す。其の他三井派近時の出身者にして、實業界に身を投ずるもの、多くは、三井派の事業なりと知るべし。鑛山紡績會社が、關西紡績組合の職工を、誘拐したりとの故を以て、聯合紡績組合が、決して三井關係の物品を使用せずと、決議するや、三井銀行が、紡績業者の取引を謝絶して之を苦しめ、對抗數日に及びしは、近時の出來事にして、以て、其の勢力の、如何に大なりしかを、見るべき也。三井派の機關としては、中外商業新報なりと雖も、是れ會て、物

産會社の助力によりて、成りしが故に、斯く曰はるゝのみ。其の日本銀行の、保護の下に立つを見れば、寧ろ三井三菱兩屬の機關と云はん方、適當なるべきか。

三井、三菱の間に介立して、時に兩派に出入する一派あり。之を濫澤榮一氏等の結集せる、龍門社一派とす。其の人には、第一銀行の役員を首として、商業會議所の人々あり、秀英舎、壬午銀行、馬車鐵道、回漕業者中の人々あり、事業より云へば、京濱銀行同盟會の大半、是に屬し、貴族院議員尾崎三良、前島密、大倉喜八郎等あり。其の政治上の系統より云へば、井上派あり、大隈派あり、松方派ありと雖も、兎に角、三井三菱の、何れにも屬せざる有力なる實業家の團體にして、王子なる濫澤子の別荘に集會するより、龍門社の名あるもの也。其の意見、往々、毎日新聞によりて傳へらる。

以上は、已に天下に、公認せられたるものにして、此の外、外見未だ大ならずと雖も、漸く一派を、形成せんとする者を擧ぐれば、東洋汽船會社の淺野總一郎、及び大阪の海運業者、廣海、馬場等に依つて、結集せられたる、海運同盟會の一派なりとす。淺野氏が、濫澤氏等と計りて、東洋第一の日本郵船會社に拮抗して、東洋汽船會社を起したるもの、已に壯快の一事にして、以て、三菱等の大勢力を、驚醒するに足る。之に加へて、彼等が、日本郵船會社の特別保護に反抗して、遂に之を、防止したる手段に至りては、蓋しまた、侮るべからざるものある也。此の派と往來する政客には、國民協會の大岡育造、進歩黨の島田三郎等あり。此の派の勢力は、東京、横濱の間に在り大阪の濱中、西谷の豪商等、また之に加はる。而して、權濱に在りて、一派をなす小野光景等、また、平沼專藏等と共に、海運同盟會と通ず。小野派は、茂木、朝田、谷川、左右田、大濱、渡邊等の富豪よりなるもの也。横濱に在りて、小野派と相對抗するものは、木村利右衛門の一派にして、其の主なる人々には、森本、佐藤、片木、鈴木等の諸氏にして、其の政治上の系統は、稍々自由黨に傾く。小野、木村兩派の間に、介立するものを、大谷嘉兵衛の一派とす。

更に、大阪の實業界を瞥見せんに、最近、政變の歴史、歴々として見るべし。十年前は、大阪の實業界が、世人の耳目に聳ゆると同時に、藤田傳三郎の名は、雷霆の如くに、響きたりき。是れ、井上伯が全盛の時なりき。今や、井上伯が、政治界を退くと共に、大阪に於ける藤田氏の勢力、また前日の如くならずして、政治上に於ては、松方系を引き、實業界に於ては、三菱系を引く所の、松本重太郎等の一派、冲天の勢力あり。有らゆる事業家、靡然として之に服し、松本氏の一身にして、三十六會社の長を兼ね、其の得る所の月俸のみにも、數萬圓に達すとは、驚くべきに非ずや。

然れども、松本等は、多く、投機、株式的の事業に當る。堅實正經なる、實業上の勢力に至りては、猶ほ、三百年の名家、住友を推さざるべからず。住友系に屬する者は、廣瀬、田中、廣岡、前川、佐伯、町田、兵頭、岡橋、玉手藤本等の富豪にして、三井と相角逐す。是等は、政治上に於ては、全然獨立にして、他の政派に、征服せられざると同時に、他の勢力を、征するを爲さざるも、決して侮るべからざる、一大勢力なりとす。鴻池に至りては、純然たる銀行業のみにして、住友よりも更に、活動の氣に乏しく、之と共に、其の勢力も亦、住友に及ばず、近時、外山、片岡、土居、谷等の諸氏を重用して、稍々其の事業を、擴張せんとするが如し。然れども、深く戒心せずんば

また松方派に、誘はるゝを、免れざるべきか。

更に翻つて、株式商人の一派を見んか。また侮るべからざる、一大勢力を見る。此等の商人は、初め其の離合集散甚だ容易にて、且つ、獨自一個の力を以て、系統を作るものに非ず。多數の勢力を集めて、二派を形成するものなるが故に、其の分派の畛域、甚だ明白ならずと雖も、其の最も大なるものは、先づ、兩宮敬二郎、米倉一平、成川尙義等の一派にして、其の人々を擧ぐれば、小野金六あり、田中平八あり、白木、福間、三浦、岩田、井上（角五郎）、武田、山田、伊東等あり。之と來往する政客には、藥袋義一あり、大野龜三郎あり、重野謙次郎あり、守屋此助あり、直原直次郎あり、千葉胤昌あり、自由黨員また二三人ありと云ふ。此の派の政系を論ずれば、寧ろ松方派

なりと雖も、松方派、時として、此の派に背くことなきに非ず。略言すれば、松方派の投機々關と云ふべきか。其の機關新聞に、朝日新聞あり。讀賣新聞も、往々、其の消息を傳ふ。此の派の事業として、見るべきは、多く鐵道にして、甲武、川越、青梅、炭礦、總武の五鐵道を有す。

此の外、甲州派と稱する一派あり。其の主なる人々は、根津嘉一郎、加々美嘉兵衛、若尾逸平、淺尾長慶等にして其の出身、多くは甲州なるが故に、此の名あり。少くとも、此の派は、郵船會社の重役に反對し、日本銀行の重役に反抗し、現今實業界の成形に、満足せざるものなり。此の外、第三十二銀行の加東徳三、兜町の仲買人今井、九州麥酒會社、金邊鐵道等を結集したる、一少派あり。之を小澤武雄派と云ふ。此の外、未だ著しき勢力を爲さざるも、全國の小商人地主を集めたる、五二會なるものあり。是れ、前田正名が、其の先輩松方伯の勢力、全く實業界に存するを見て、之に抗して、新勢力を作らんとしたるに出づ。今日に於てこそ、些々たる團結なれ、其の國家の保護を受くるを、第一の目的として、一種、經濟上の迷信を有する點より見れば、他日に至りては、恐るべき一勢力たるに至らん。松方派が、大商人を集めたるに抗して、全然、中等以下の産業家（多くは地主、工業家、小商人を集めたるを見れば、松方派、マツキンレー派ならば、此の派は又、他日のブライアン派か。唯だ、此のブライアンも、マツキンレーの乾兒たるを、免れざるのみ。

思ふに、實業家なるもの、何ぞ之に止まらん。我輩は、其の勢力、分布、黨同伐異、系統、因縁あること、政界に異らざるを示せば、已に足れりとすべきのみ。而して、此等の商黨の勢力、日夜に増加し、先づ公債募集を妨げて前内閣を苦しめ、公債募集を助けて、松方伯を援け、不景氣の聲によりて、松方内閣を狼狽せしめ、實業發達の聲によりて、金貨本位を斷行せしめ、方針不定の批評によりて、松方伯を氣死せしめんとし、或は、銀行全廢問題によりて、凡ての政黨を麻痺せしめ、郵船會社補助の問題を争ふて、内閣と政黨とを、奔命に疲れしめむ。略言すれば、彼等にして聯合すれば、或は、法律を作るべく、或は、憲法を斷すべく、或は、内閣を作るべく、或は、内閣を倒すべし。彼等が缺くる所は、唯だ執行の權のみ。昔は猶太人、天下至る所に排撃せらるゝに方りて、奔つて實業界に隠れて、陰に勢力を養ひ、而して、千八百三十三年、英國議院改造の運動あるや、私に自由黨を助けて、保守黨に當らしめ、遂に、猶太人をして、凡ての國民權を獲得せしめ、猶太人の首長、ロスチャイルドは、昇つて男爵となりぬ。冷眼なる歴史家は、三十三年の改革は、改革黨の力よりも、寧ろ、ロスチャイルドの財力に出でしと云ふ。而して、今や、露國は、天下の覇權を、坐がらロスチャイルド一家の爲めに、進退を制せらる。我輩は、三十三年の政變を思ふて、殆んど、此の感無きことを得ざる也。

故に、明治の歴史を分解すれば、明治二十二年迄は、藩閥の時代なり。二十六年迄は、黨閥の時代也。二十七年以降は、財閥の時代也。是より以往、恐らくは、益々然らん。唯だ、藩閥と政黨とが、長く相争ふも、遂に兩者の粹秀、相合して新形を現出したるが如く、政黨と政黨とは、決して、長く相分立すべきものにあらず。兩黨の粹秀、相合して、漸々新形を現出するは、避くべからざるが如し。少數貴族の明治政府は、多數士族の政黨に圍繞せられて分解し、漸々、新現形を取りしが如く、限りある士族の政黨は、限りなき平民政黨の爲めに、分解せらるゝは、歴史が命ずる勢なれば也。故に、藩閥が政黨に近よるが如く、政黨が、政黨に近よるは、自然の勢也。今日に於て政黨員が、利に走るを云々するは、寧ろ、勢に暗きもの也。是れ甚だ露骨の言にして、不愉快なる議論なるが如し然れども、人類の歴史には、往々、暗黒なる場所を、通過せざるべからざる場合あるを如何せん。世人若し、此の状態を憫嘆せんか、宜しく、政商二黨の間を、成るべく早く、接近せしめ、成るべく政黨分子の勢力を強固ならしめ、斯くして現れたる新黨に、成るべく、理想を與へんことを、勉むべきのみ。

藩閥と政黨との混化は、意外に早く來れり。思ふに、政黨と商黨との混化は、何の時に來るべきか。百年の後か、五十年の後か、抑も亦、十年の後か、其の來る、意外に早からん。而して、眞先に混化したるもの、最も力を成さん。實業家たるもの、今より、豫め準備する所なかるべからず。

之に就て、尙ほ、一言すべき事は、岩崎彌之助が、日本銀行の總裁として、頑張つて居た事には、各方面に、非常な反感があつて、紀州の濱口吉右衛門などは、猛烈にその不都合を唱へ、岩崎に、論難を、加へて居た。其他、各方面に、同様の議論が、起つて来て、岩崎も、遂に屈して、總裁の椅子を離れた。

憲政黨内閣

一

著者は、政黨創立の、當時から、政黨關係者の、一人として、今日迄、約五十年の長きに亘り、猶且、その因縁を絶ち得ずに居るが、實は、政黨政治なるものには、大に不満を、感ずるやうになつた。

今更に、寡人專制の、政治でもあるまいし、英雄的、鐵血政治を、望む次第でもないが、さればとて、現在の政黨政治では、國民が倦怠して、之を呪ふやうに、なりはしまいか、若し、そんな事にでもなつては、それこそ、國家の一大事であり、實に、憂慮に堪へぬ次第である。

多くの缺點は、あるとしても、當分は、政黨政治で、我慢する外は、ないのであるから、何とかして、その形態や本質を、もつと、良きものに、爲て行く事を、考へなければ、なるまい、と思ふ。

それには、政治家の質を、向上させる外に、途はない。どうすれば、政治家の質が、よくなるか、と、いふ事になると、差當り、良策も見當らないが、いづれにしても、國民が、あまりに、政治に對して、無關心である、と同時に政治家が、いかにも無責任であり、その心事が、醜陋すぎる、といふ、感じがする。

板垣が、晩年に及んで、

『我國の憲法政治は、その初めに於て、尙早論が起り、自分等は、それに對抗して、速進論を、唱へたのであるが、

さて、議會が開けてからの、成績を見て行けば、曩に、尙早論を、唱へた人等の、言ふ所が、必ずしも、筋違ひの議論、とのみは思へぬ、といふ、感を有つに至つたのは、洵に、残念な次第である」

と、いはれた事がある。著者は、それに裏書を、する譯ではないが、現在の状態からすれば、それを、否定し得ない事を、遺憾に思ふ次第である。

今では、政黨内閣に非ざれば、存立し得ぬ事に、なつて居るが、これは、憲法政治として、當然の歸結であり、必ず、さうでなければならぬ、と、考へて居るが、それにしても、政黨内閣でさへあれば、その本質を問はず、満足するものでもない。

軍部の大臣が、文官でない限り、純な、政黨内閣とはいへぬが、これも、過渡期の一現象として、諦める外は、あるまい。やがて、文官制になる事は、判つて居るのであるから、今暫くの辛棒が、肝腎である。

明治三十一年に、憲政黨内閣が、起つた時、それを、押切つてしまへば、出来ぬ事も、なかつたのだらうが、板垣と、大隈に、強い信念が、無かつた爲めに、之を爲し得なかつたのであるから、此一事は、政黨側にも、その責任は残つて居る譯だ。

憲政黨とは、自由、進歩の兩黨が、合同したものを、指して、名付けたのであるが、これとても、自然に、さうなるべく、大勢が、動いて來たのでなく、政權が、欲しい爲に、無理に押付けて、しまつたのであるから、その結果を見れば、實に、醜態百出、言語道斷の爲體で、折角に有附いた、政權にも離れ、合同して、一體となつた、憲政黨も元の如く、二つに割れて、黨争の弊は、一段と、激しくなつたのだから、何とも、言ひ様がない。

一一

明治三十年の、十二月に、松方内閣が、財政の行詰りから、遂に互解して、伊藤内閣が起つた。

當時、日清戦争の後をうけて、百般の施設が、非常に擴がつて來て、それに要する、經費は、頗る多くなり、殊に、軍備の上に、大擴張を、爲る必要があつて、増税に依る外、何等の途もなく、増税は、議會に、強い反對があつて、容易に行はれず、それが爲に、松方内閣は、仆れたのであるが、伊藤内閣になつても、矢張り、此問題が、引つ掛つて居る以上、内閣の運命は、成立の初めから、既に判つて居たのである。

松方内閣が、仆れる時に、議會を解散したから、伊藤内閣が成立する、と同時に、臨時議會を、開く事になつた。果然、地租増徴案が、議會の暗礁となり、内閣の窮狀は、いふ迄もなく、自由、進歩の兩黨は、結束して、それに反對したから、内閣の壽命は、既に定つたのである。

それでも、やうやくに、難關を切抜けて、五月に、議會が終り、六月に入ると、伊藤首相は、先づ、板垣に對して面會を求めた。これは、極秘の間に行はれたから、一般には知られず、黨内の者でも、僅に三四の領袖が、知つて居たに過ぎぬ。要談の大意は、何であつたか。

『我輩も、今迄は、超然主義で、内閣は、政黨に依らずして、立つて行くのでなければ、不可んと、考へて居たが、それは、全く、我輩の謬見であつて、議會政治である以上、どうしても、政黨の力を借りなければ、内閣の存立は

むづかしく、政策を、行ふ上に於ても、萬事、不如意であるから、超然主義は、放棄する外はない。併し、政黨内閣といふても、議會に、多數の議員を、持つべき事は、必須條件であるから、それに叶ふ、政黨へ、政權を、移す外はないのだが、君の率ゐて居る、自由黨は、議會に、優勢は、示して居るが、過半数には、なつて居らぬ。従つて、假に、自由黨へ、政權を移すとしても、結果は、今の内閣と同じく、政策の遂行に、少なからぬ

支障があつて、内閣の維持は、逆もむづかしい、と考へる。就ては、大隈の進歩黨と、君の自由黨が、何等かの形式に依つて、其力を合一し、議會に於て、確實に、過半数を有する事になれば、我輩が、一と働きして、君等の方へ、政權を移すやうに、盡力してみやう、と思ふが、君の考へは、どうであらうか』

と、いふのであつた。

板垣は、之を聞いて、喜色満面、多年の希望が、やうやく充たされるのであるから、どれほど嬉しかったか、判らない。併し、一つの難關は、進歩黨との、關係である。

『御相談の趣きは、よく判つたが、事、あまりに急に於て、どうも、信じ得ない程である。全體、それに就ては、何か、事情のある事であらうが、先づ、それを聞きたい』

『別に、事情といふてはないが、議會に反對されては、折角の政策も、實行し得ず、日清戦争には、勝つたとしても前途には、相適に、大きい問題も、横たはつて居る。差當つては、戦後の經營として、猶、成すべき事も多く、それには、増税といふ、難問題を、控へて居るから、そこで、國家の前途の爲には、一切の感情を忘れて、公明の立場から、かういふ風に、考へたのである』

『よく判つた。併し、大隈が、何といふか。それに依つて、御相談に對する、自由黨としての、答へを、更に、定める事にしたい』

『其點に就ても、よく考へて居る。大隈には、明日、會見する事に、なつて居るから、大隈の意向が、定り次第、君にも、もう一度遭つて、それから、君と大隈の、會見に移る、といふ、段取になるのであらう』

『それでは、更に、お知らせを、待つ事に於て、それ迄に、黨の態度を、定て置く事にしやう』

板垣は、それだけの話で、伊藤邸を、引取つて來た。

星亨は、アメリカの全權公使として、ワシントンへ、行つて居るから、黨内の代表者としては、林有造、松田正久の二人であつた。其晩の中に、板垣邸へ、二人は、やつて來て、相談は、板垣が、伊藤に、答へた通り、大隈次第といふ事になつた。

翌日は、大隈が、伊藤から招かれて、出かけた。その話は、板垣に對するのと、少しも違つて居ないから、省略するが、大隈とても、板垣と同じやうに、やはり、嬉しかつたに違ひない。

殊に、大隈は、板垣と違つて、窮屈な人でないから、かうした相談には、存外に判りがよく、大して、むづかしい事もいはずに、板垣と、同じやうな、答を殘して、伊藤邸を辭した。

三

福岡縣の代議士に、平岡浩太郎と、いふ人があつた。今の内田良平には、叔父に當り、鑛山業者として、相當に、金の廻りもよく、人物は、豪放にして、時流を抜いて居た。

鑛山業者とは、いふやうなもの、實は、政治家質の、人であつた。早く、支那に着目して、多く子分を、送り込み、自身も、幾たびが、内地を拔擲して、支那の事情には、可成り、明るい方であつた。

金が、自由になる所から、東京へ、出て來ても、普通の宿屋には泊らず、烏森の濱の家に陣取つて、豪華な宴遊に日を送るのが、平生であつた。

進歩黨の爲には、何時も、財源を受持つ、一人であつた。岡山の、阪本金彌と、相並んで、その性格にも、多少は似通ふた所があり、阪本に比べて、人物としての鑄型は、稍大きかつた。

鑛山業を、やつて居る關係から、井上馨と親しく、その邸へは、屢々、出入して居た。従つて、伊藤や井上の、消

息に就ては、よく通じて居たので、伊藤が、超然主義を擲ち、政黨内閣に、傾いて來た事は、井上を通して、知つて居たので、やがて、自由、進歩の兩黨は、合同すべく、其必要が、起つて來る、といふ事は、誰よりも早く、覺悟をして居た。

自由黨では、専ら、林が、策動して、合同の機運を、作りに掛つた。けれども、茲に一つの困難があつた。それは外の事でもないが、運動費に乏しい、一事である。

林は、明治十一年に、陸奥宗光、大江卓等と、内亂陰謀罪で、獄に入り、それから、誰れいふとなく、政界の策士として、廣く、噂されたが、實は、策士といふ、型の人ではない。どちらかといへば、卒直な質で、入獄の當時こそ、薩長に對する、土州人の立場から、いろ／＼、策動はしたけれど、それは、當時の境遇が、さうさせたのであつて、所謂、策士なるものではなかつた。

土州人とはいつても、高知の山内家に、仕へたのではなく、支藩の、伊賀氏に仕へて、宿毛生れの人である。岩村通俊、同高俊と、三人兄弟で、宿毛に於ては、名物男として知られ、竹内綱、大江卓と共に、宿毛が産んだ、三人物である。

政治運動も、本式にかゝると、却々、金を要するから、容易な事でない。殊に、内閣でも乗取らう、とすれば、少なからぬ資金を、要するのであつて、普通の人が、考へて居るやうなものではなく、萬金を懐にして、飛歩くのでなければ、逆も、物にはならないのである。

悪い習慣ではあるが、ちよつと人を集めるにしても、自宅では、都合が悪い。新橋か、築地あたりの、然るべき待合を選べば、其頃の事にして、一人に付、五十圓位は、見込んで置かなければならぬ。たつた一と晩の集合に、二十人と呼ばば、千圓、消えて了ふのである。

それを、幾たびか、續けて居るうちに、段々、人が雇へて來る。従つて、費用は、嵩んで來るのであるから、一萬圓位の金は、隣きするうちに、使ひ果す。それが出來なければ、初めから、手を下さずに、居る外はなく、斯うした點から、考へた丈けでも、政治運動は、容易な事ではない。

それにしても、考へた事が、巧く行けばよいが、若し、外れでもしたら、それだけの費用は、溝へ投込んだのと、同じ事になる。

例へば、一萬圓かゝる、と見た場合には、二萬圓の用意を、爲てかゝらなければ、成功は、むづかしい。況して、初めての政黨内閣を、引受けやう、と、するのであるから、五萬や十萬の金は、用意して、かゝるべきであり、それも、一黨一派で、すぐ引受けられるのならば、簡單に濟むが、此時のは、其前提として、兩黨の合同、といふ事が、あるのだから、相當に、困難な事情が、生ずるものとして、覺悟する必要がある。

右から左へ、金をやる譯ではないが、人を動かすには、矢張り、金であつて、動く者も、金がなければ、充分に動けないから、活動が鈍る。それだけに、結果へ、影響を及ぼす事になるのだから、そこに、むづかしい事が、あるのだ。

林の才と、舌は、斯うした場合に、充分の力を、有つて居るには、違ひないが、それよりも、一層、必要であるべき金が、林には、都合が、つかないのであつた。

そこで、林は、平岡へ、眼をつけた。平岡が、鞆の口を開けば、十萬位の金は、どうにでもなるのだから、平岡を引張り出すのと、否とが、此運動の、成否を、決する事に、なるのである。

板垣と大隈は、伊藤の相談を受けて、どこかで、會見しなければならぬのであつた。さうなつた頃には、林に關係なく、平岡も、ボツ／＼、動き出して居た。

従つて、林と、平岡の會見は、スラ／＼と、運びがついた。平岡は、主として、進歩派の方を引受け、林は、自由派の代表として、これから、秘密に、事務所を作り、一つになつて、運動する事になつた。

所が、議會には、革新派といふ一派があつて、人数は少いが、相當に、勢力を有つて居た。此時には、既に、進歩黨へ、合流して居たが、世間からは、やはり、革新派を以て目され、自分等も、其考へで居たらしく、その仲間は、却々、やかましい連中であつた。

それであるから、進歩黨中の一分派として、取扱ふ事になるので、その關係は、相當に、面倒なものであつた。併し乍ら、政權が、鼻の先に、ブラ下つて居るのであるから、理窟は捏るやうなものゝ、内心は、その成立を、急ぐのが人情で、それらの引纏めは、平岡が、運びをつける事に、なつて居たのだ。

四

政黨は、それ／＼に、歴史を有つて居る。同時に、感情の反撥がある。永い間、鬭争をつゞけて、それが爲に、反撥した感情は、容易に、解けるものではない。

中央には、中央の事情があり、地方には、地方の事情がある。その事情は、歴史と、感情の、錯綜した事情であるから、假に、中央の黨部で、合同を決定しても、地方の者迄が、従來の行懸りを、忘れ得ないのは、當然である。自由派の人と、進歩派の人は、不思議に、その性格迄が、異つて居る。その上に、歴史と感情が、絡み合つて來るから、理窟以外の、むづかしさが、其間に、コビリ付いて居る、地方に依ると、嫁を取戻したり、婿を追出したり、親子兄弟が、義絶する、と、いふやうな事があつて、政黨に、關係を持たぬ人が聞いたら、莫迦々々しくなる。

尤も、それ程に、凝り固まるので、黨勢の擴張も、出來る筈だが、恐るべき弊害を、それに伴つて來るから、困つたものである。

と同時に、新黨を興して、兩黨の名簿を、其儘に、本部へ引續ぐ、と、いふのであつた。第二には、内閣組織に當つて、その顔觸れは、無論、兩派から、それ／＼に、人を内定して、板垣、大隈の諒解を、得る事にはなるのだが、その折合が、容易ならぬ事である。けれども、さうするより外に、方法はないのであるから、二人の決定したものを、原案として、兩黨の幹事が、それを決定する、といふ事に、したのである。

其他、細い事は、種々あるが、それは、委員の如きものを選んで、取扱はせる事にし、兩派の内部に起る、面倒な事情は、兩派の重立ちたるものが、治め方を、引受ける事になつた。

中央では、斯ういふ風に、決たけれど、地方は、支部の役員會、又は、大會に於て、決定した後でなければ、中央の決定を、發表する運びにはならぬ。其運びが、つかぬ中に、板垣と大隈の、最後の會見を、させる事は、出來ないのである。

進歩派にも、地方に、多數の異議者があり、又、自由派にも、頑強に、反對する者があつて、容易に、纏まらなかつた。それが爲に、板垣と大隈から、伊藤の方へ、さア宜しい、と、言つて出る事が、むづかしくなつて、日が延びて來た。

伊藤が、是迄の覺悟を、爲るに就て、井上には、打明けたやうだが、山縣には、何の相談もせず、假に、相談を出した所で、山縣は、それに、同意する筈はないから、却つて、打明けた爲に、面倒が起る、と視て、伊藤は、山縣へ尻を向けて居た。

併し、是丈けの事が、山縣に、知れずに濟む譯もなく、何時か、山縣は、それを知つて居るのだが、相談を受けぬから、山縣は、沈黙を守つて、その成行に、注意して居た。

山縣派の人々は、天下の一大事と見て、相當に、妨害の策動を始めた。それが嵩じて來ると、伊藤の計畫に、忽ち

破綻を生じて、伊藤は、面目を失するのみならず、將來の政治的立場を、失ふ事にもなるから、少し、焦り出して來た。

板垣と、大隈に對して、頻に、督促の使ひが、來るから、そこで、兩派の幹部では、大馬力をかけて、至急に、兩派の解散と、新黨の樹立を、急ぐ事になつた。

此企てに、反對する者があつても、それは、有力者の間に少く、地方的に、多少の紛擾は免れぬ、としても、新内閣さへ、出來てしまへば、何としても、納りはつくのであるから、大概にして、やつつけて了へ、と、いふ事に、なつた。

六月二十二日、新富座に於て、兩派の大會が、開かれた。同日同刻に、兩派の黨員が、同じ會場に、集まつたのだから、可成り、賑かであつた。

今から、考へて見て、此會合位、不合理で、且つ、可笑しいものはなかつた。先づ、進歩黨が、解散の聲明をして、會員が、拍手喝采する。次に、自由黨が、同じ事をやつて、會員は、それにも、拍手喝采した。

それが終ると、今度は、新黨樹立の、決議に移るのだが、やはり、全會員が、拍手喝采して、それを認める事になつた。

後の場合に、會員が、拍手喝采するのは、當然であるが、前の場合に、進歩黨が、解散を聲明すると、自由黨員が喝采して、自由黨の解散聲明には、進歩黨員が、また喝采したのである。

地方には、まだ、ゴタ／＼して居て、決定せぬ支部もあるのに、名簿は、其儘に受繼いで、新黨の黨員、と見做すと、いふのだから、實に、變なものであつた。

丁度、鳩山和夫の、演説の時、會員席の一隅から、質問ありといふて、起立した者があつて、それが爲に、一時は滿場總立となり、大騒ぎをやつたが、その起立した者は、新潟縣の寺崎泰吉であつた。

此合同には、著者も、最後迄、反對した一人であるが、大勢、茲に至つては、致し方なしとして、遂に、屈從してしまつた。然るに、寺崎は、此大會にまで來て、反對の意志を、表示しよう、としたのだから、その勇氣や、驚くべきものがあつた。

多くの壯士が、踏むやら、叩くやらして、場外へ、埒し去つたら、寺崎は、多少の傷を負ひ、顔は、血に染つて居た。それにも屈せず、反對を絶叫して居たのは、普通の人間に、ちよつと出来る事でない、と思つた。

かくて、成立した新黨は、憲政黨と、名づけて、進歩派は、舊自由黨の本部へ、併合する事になつた。

五

此事が判ると、伊藤は、御前會議を、願つて出た。内閣組織の手續が、今迄とは、全く違つて、本質的に見れば、前例のなき、政黨内閣であるから、普通の場合に、總理大臣が、骸骨を請ふのとは、非常な相違があつて、それが爲に、斯うした手續を、執る事になつたのであらう。

『今迄の内閣は、努めて、政黨の上に、超然たる可く、御互に、盡力して來たのであるが、何分にも、議會政治は、政黨を基礎として、爲すべきものであるから、時勢の推移で、最早や、超然内閣は、認められなくなつた。茲に於て、自分は、政權を、政黨に引渡して、議會政治の、本能に依つて、國家の施設を、やらせて見たい、と思ふが、何卒、御同意を願ひたい。』

自分は、既に、辭職すべく、その手續は、執つて居るが、今日に及んで、斯ういふ事を、申出たのは、徒らに、政局を、紛糾させまい、としての、考へからであるから、左様、御承知を願ひたい。』

伊藤の説明が終つて、暫くは、沈黙が續いた。やがて、山縣は、伊藤に向つて、

『伊藤總理の言葉は、實に、意外千萬である。總理は、今日の政黨を、どういふ風に、見て居らるか、知らぬが、

政黨内閣に依つて、國家の福利を、増進し得るものとは、思へない。要するに、彼等は、眞に國家を憂へて、政治に、參與するものとは、思へぬ。それは、今迄の實例に徴して、明白な事實である。それが爲に、幾度か、議會の解散も、行はれて來たのであるから、今後、彼等の手に、政權を移すやうな事があつても、決して、總理が、考へて居られる如く、眞劍に、國家の爲に、盡すかどうか、疑問である。殊に、總理は、嘗て、超然内閣を、主張したのであるが、それは、今、どうなつて了つたのか。其意を、解する事が出来ない」

山縣の言葉は、可成り激しかつた、と、傳へられて居る。

「超然内閣では、議會を、乗切る見込みが、つかぬから、政黨内閣にして、やらせて見ようと、いふのである」

「これは、怪しからぬ。國家は、玩弄物では、ないのであるから、餘程の確信がなければ、さういふ事は、出来ぬ筈だ。我輩は、從來の方針に基づいて、斃れる迄、やつてみるのが、國家に、忠實なる所以である、と思ふ」

「然らば、山縣さんに、お尋ねするが、自分は、總理大臣として、既に、堪へ得られぬから、骸骨を、請ふて居るのである。従つて、自分の責任上、後繼内閣と、如何にすべきか、といふ事も、考へて置かなければならぬから、斯く、申出たのであるが、それを非なり、とする者は、自分が、跡を引受くる覺悟が、なければなるまい、と思ふが、

山縣さんは、その覺悟を、有つて居るゝか、それを、承りたい」

流石の山縣も、これには弱つた。伊藤が止める跡を、自ら進んで、引受ける覺悟は、勿論、此場合に、持つて居るべき、筈はない。その急所を、ギョツと、差込まれたから、山縣は、黙つてしまつた。

それから、一二の意見もあつたが、要するに、伊藤の政黨内閣論を、覆すほどの、名論も出ず、其日の御前會議は、それ迄の事で、終つた。

翌日は、伊藤が、單獨で、御前へ伺候し、

「自分は、一切の、勳位榮爵を辭退して、新たに、政黨を興すべく、野に下つて、その運動に、従事したく、思ひますから、お允しを願ひたい」

と、願ひ出た。

「お前が、政黨組織の、運動を起す事は、敢て、差支へあるまい、と思ふが、爵位や勳等を辭する、といふのは、どういふ譯か」

といふ、御下問があつた。

「御前奉仕に、大過なくして、今日に至りました者が、更に改めて、政黨運動を、起すのでありますから、萬一にも甚だしき失態を醸しては、恐懼の至りに、堪へませぬから、全く、赤裸の人間となつて、一と働き致し度く、存じまして、願ひ出た次第であります」

「さういふ次第であるならば、敢て、爵位や勳等を、辭するには、及ぶまい。萬一にも、過失があつたら、其時は、其時の取扱ひとして、現在の身分で、一向、差支へがない、と思ふ」

此有難き御辭を、いたゞいたので、伊藤は、感泣して、御前を下つた。

二十四日には、再び、御前會議が開かれて、山縣、大山、黒田、井上等も、參内した。いづれにしても、伊藤の意見に反對する者は、自ら進んで、内閣組織を、引受ける者でなければならぬ。それが爲に、此日の會議は、伊藤の意見通りに、決定されてしまつた。

即日、伊藤は、政黨内閣の奏請に及び、板垣、大隈の兩名に、大命の下るやう、願ひ出た。

六

全體、内閣組織の、大命が下る場合に、板垣と大隈が、同時に召されて、その御沙汰を、受けたのであから、どち

らが、總理大臣になるのか、此一事は、相當に、面倒な問題であつた。

いづれにしても、兩伯が、相談の上で、それを決してからでなければ、閣臣の奏請を、爲し得ないのである。

先づ、帝國ホテルで、兩伯初め、領袖の人達が、初の會合をして、首相をどちらにするか、といふ事を、定る事になつたが、外の事を違つて、これは、迂闊に、口出しは出来ぬ。どうしても、兩伯の相談に、任せて置く外はない。

「板垣さんは、國會開設の運動以來、今日迄、打つて來たのであるから、此内閣の首班としては、君に限る、と思ふが、どうか」

大隈が、斯う、切出したのに對して、板垣は、極めて、謙讓な態度で、之に答へた。

「イヤ、我輩は、さういふ役には、不向な人間であるから、此場合は、君に、是非、やつて貰ひたい、と思ふ」

「マア、さう言はずと、引受けて下さい」

「我輩は、適任でないから、君に、やつて貰ふ方が可い」

「左様か、それぢや、僭越のやうだが、引受ける事にしよう」

此時、板垣の顔に、不快の色が見えた。けれども、大隈は、無頓着の態度で、それに氣付かなかつたらしい。

これで、首相は、大隈と定り、他の閣臣は、兩派ともに、希望者が、多過るのであるから、すぐに、定る迄にはな

らず、従つて、人數の割振も、はつきり定ずに、散會した。

さア、これからが、大變な騒ぎだ。大臣の候補者は、兩派を合せて、三十幾人、といふのであるから、板垣の邸に

も、亦大隈の邸にも、それ／＼に詰掛けて、その運動は、頗る激しかつた。

自由派の本部では、首相の椅子を、大隈に渡はれた、と聞いて、一同の憤慨は、一と通りでなかつた。従つて、板垣に對する、不平も、却々盛んで、その不甲斐なさを、歎く者もあれば、大隈の無遠慮に、憤慨の叫びを、擧げる者

もあり、流石に、重立ちたる者は、濼い顔こそ、爲て居るが、黙々として、考へ込んで居る。

所へ、板垣が、歸つて來ると、四方八方から、ワイ／＼といふて、恰も、詰責するやうに、唵鳴り立てる者が、多いのであつた。

「先生、何といふ事ですか」

「何かね」

「總理大臣と椅子は、當然、先生に、來るべきもので、大隈の輩に、奪はれてしまふとは、何事ですか」

「それは、話の行掛りから、さういふ事に、なつたのであるから、今更、我輩を責めた所で、どうにもならぬ」

「大隈が、先生に、お勧めした時に、何故、先生は、承知しなかつたのですか」

「大隈が、我輩に、やれといふから、一應は、禮儀として、まア君が、と、いふたのぢや」

「それが、どうしたんですか」

「然るに、大隈は、よろしいといふたから、それで、定つてしまつたのぢや」

「何といふ、莫迦らしい事か、話にもならぬ。如何に禮儀でも、時と場合がある。先生の態度は、敵に、糧を送るやうなもので、逆も、我々は、我慢の出來ぬ事だ」

「然らば、どうしろ、といふのか」

「寧ろ、内閣組織など、斷つてしまつた方が、可いと思ふ」

「そんな、莫迦な事が出来るか」

「先生は、大隈首相の下に、大臣の一人として、その指揮に、従ふつもりですか」

「敢て、大隈の、指揮を受ける、といふ譯でもない」

「併し、さうなるでせう」

「イヤ、さうばかりは、いへぬ」
 二人で、差向ひの話と違ひ、四方から、折重なるやうにして、騒ぎ立てるのであるから、板垣の辯解が、容易に、徹底しない。平生は、極端に板垣を、尊敬して居る者でも、此時ばかりは、態度も荒く、不謹慎の言葉で、苦情を、言ひ出したのであるから、何とも、仕様がなない。
 そのうちに、林や、松田が、一同を制して、兎に角、板垣を、總務室へ、入れてしまった。
 之に反して、進歩派の方では、萬歳の叫びが、續けられて、祝盃を擧げる、といふのであるから、自由派に比べてその状況は、餘りの相違である。
 斯うした場合にも、大隈と、板垣の、性格の相異が現れて、實をいへば、大隈に、巧くやられて了つたのだ。併し此内閣は、結局、これが祟りを爲して、事毎に、兩派の抗争が烈しく、半歳を出でずして、潰れてしまつたのであるから、洵に、残念な次第である。

七

進歩派としては、星の不在が、非常に有利であつた。若し、星が居たら、斯ういふドヂも、踏むまいし、すべてが自由派に、好都合であつたらうが、それから後の争ひにも、常に、自由派が、受太刀であつたのも、星の居らぬのが其原因を、爲したのである。

初め、合同談が、起つた時、進歩派は、星の歸朝を、ひどく氣にして、合同を急いだのも、一つは、その事情があつた爲だ。所が、自由派の中にも、星の歸朝を、喜ばぬ者が、有つたのだから、進歩派は、それに乘じて、上手な相撲を、取つた譯になるのだ。
 板垣は、それ程でもなかつたが、全體に、土佐派の人達は、星を、嫌つて居たから、その不在を、幸ひに思つた者

が多く、松田は、頻りに、それを心配して、林に、注意もしたのだが、林は、その注意を、聞流しに、爲てしまつた。椅子の、割振に就ても、首相は別として、兩派に、三つ宛、割付ける事にした。残る一つは、革新派へ、當嵌めたのであるから、實際からいへば、進歩派が、五つの椅子を取り、その内に、首相の椅子があつたのだから、大した成功である。

自由派は、内相の椅子を、板垣に、割振つて、後の二つを、松田と林が、分ける事になつた。内相の椅子は、その性質からすれば、大切なものであるが、免に角、首相の椅子に比ぶれば、遙かに劣るのであつて、一般にいふ、大隈内閣の下に、自由黨の總理が、内相として、納まるのは、體面上、黨員が、忍び得ざる所であつた。

併し、松田は、藏相の椅子に、就いたのだから、假令、首相の椅子は、得られなくとも、内相と、藏相を得たら、それで満足が、出來さうなものだが、人間の感情は、却々、むづかしいもので、そのみで、満足は、出來なかつたのだ。

進歩派は、大石、尾崎の三人で、革新派が、大東義徳であつた。たゞ、問題になつたのは、外相の椅子である。

これには、大石と、鳩山和夫の競争があつて、鳩山は、大隈の邸へ、坐り込んで、容易に、動かなかつた。人柄と學識からすれば、鳩山が、適任者であるけれど、若し、鳩山が、成るとすれば、大石が、承知しない。大石に取られたのでは、鳩山の面目が立たぬ。従つて、此競争は、可成り、激しかつた。

そこで、大隈は、大石を納める爲に、自分が、兼任する事にして、鳩山を、次官の椅子に据ゑ、實質的には、大臣の仕事させ、官舎も、使用させる事にして、やうやく納めたのである。

『いづれ、近く、君を、引直す事にするから、當分のうちは、我輩が、預かつて置く』
 と、いつて、鳩山を、抑へつけたのだ、と傳へられた。

大石は、遞相に納まり、尾崎は、文相になつた。大東には、誰も厭がる、法相の椅子を與へたから、革新派は、不承無承に、それで納得した。

それ迄に、やうやく、纏まりはつけたが、進歩派にとつて、容易ならぬ、難關が、残されてあつた。それは、平岡の問題である。

有體にいへば、兩黨の合同と、新内閣の成立は、平岡が第一の功勞者であるから、どうしても、大臣の椅子は、與へるのが當然であつた。

然るに、初めから、革新派を、一つの團體と見て、交渉を進めて行つた爲に、その黨與、十數名に對して、椅子を一つ分けてしまつたから、平岡に、當嵌める椅子は、無い譯になる。

平岡には、あまり文字が無かつた。併し、人物としては、大臣級でもあり、殊に、殊勳者である、といふ因縁は、進歩派として、無視する事は、出来ぬのであつた。

殊に、本人は、既に、入閣したつもりで、濱の家の廣間で、郷黨の者や、浪人を集めて、長夜の宴を、張つて居る程であるから、うつかり、斷りをいうて、癩癩を起させれば、どんな騒ぎを、惹起すか、判らず、それが爲は、或は合間に、龜裂を生じ、進んでは、内閣の組織に迄、影響を來すかも知れぬので、大隈は、ひとり、此事に就て、苦惱して居たのである。

大石を、外務に廻して、平岡を、農相の椅子に就かせれば、至極、穩かに行くのだが、若し、さうなると、鳩山の處置に困る。痛し痒しで、大隈の頭は、熱くなる程であつた。

其前に、犬養を、擔ぐ連中が、却々、猛烈に騒ぎ出して、その纏まりを、つけるに就ても、一と惱みしたのであつて、これは、苦勞人の犬養が、味方を抑へつけて、尾崎に譲つたから、うまく行つたが、平岡の方は、さういふ譯にならなかつたのである。

世間から見ると、犬養と尾崎は、管飽の如く、極めて親しいものとして、誰も、それを疑ふ者はなかつた。どちらも貧しい點に於ては、更に變りがなく、歳は、犬養が、二つの長者で、慶應義塾から、報知社に入り、その交りは、相當に深く、尾崎の借金に、請人をして、差押へを食つても、笑つて済ます、といつた風の、犬養であるから、尾崎を押し退けても、大臣にならうなぞと、考へるやうな、ケチ臭い人ではない。

それであるから、黨内の纏まりを考へて、尾崎の爲に、便宜を計つたから、尾崎は、易々と、大臣の椅子を、得たのである。

大隈から、犬養へ、使ひが飛んで、すぐに来てくれ、と、いふのであつた。犬養は、取る物も取敢ず、大隈邸へ、駈付けた。

「何か、急の御用ですか」

大隈は、むづかしい顔をして、黙つて居る。慧敏な犬養には、要談の内容が、もう判つたのだ。

「親任式は、何時の事になりますか」

「ウム……………」

「早く、やらなかつたら、體面が悪いでせう。それに、浮ばれない亡者が多いから、一日延びれば、それだけに、面倒も、多くならうし、自由派の思惑も、少しは、考慮のうちに置かないと、飛んだ事になりますぞ」

「實は、我輩も、それで、困つて居るのぢや」

「椅子の割振もついで、顔觸れも、定つて居るのだから、何も、躊躇する事はないでせう」

「イヤ、大にあるのぢや」

「何ですか」

「平岡の處分に、困つて居るのぢや」

「どう困る、といふのですか」

「あれは、もう大臣に、なつて居るさうぢやから、我輩も、これには、閉口して居るのぢや。それに、何といつても第一の功勞者ぢやからのう」

「彼奴は、外の政權亡者と違つて、存外に男らしい、良い氣分を、持つて居るから、持掛けやうに依つたら、ウムといふでせう」

大隈は、膝を進めた。

「そこぢや」

「何ですか」

「あれを、説付けるのは、君でなければ、外に人が、ないのぢやから、それを、頼みたい爲に、來て貰つたのぢや」

「さうですか」

「君、何とかしてくれんか」

「平岡さへ、納まれば、外に故障は、ないのでですか」

「ウム、さういふ譯ぢや」

「平岡は、押へつけたが、まだ其外に、斯ういふ故障があるなぞと、いふ譯では、ないでせうな」

「大丈夫、それさへ納まれば、すぐ、奏請の手續が、出来るのぢや」

「よろしい、それなら、構はず、やつてお仕舞ひなさい」

「そりや、困る」

「何故ですか」

「何故といつて、話の定らぬうちに、そんな事をして、彼れに怒られたら、それこそ、騒動ぢや」

「ハツハ、、、」

「何が、可笑しいか」

「今日は、莫迦に、臆病ですな」

「大事を取ると、斯うなるのぢやよ」

「それでは、平岡の所へ、ちよつと、行つて來ませう」

といつて、犬養は、立ちかけた。

「君、大丈夫かな」

「請合ひます」

「それぢや、頼む」

「よろし」

大隈は、犬養が、あまりに、安請合をするから、不安心で、ならなかつた。犬養には、確信があるから、軽く請合つたので、見込みのない事を、引受けるやうな、間拔ではない。

濱の家には、多くの友人や、子分が、集まつて、前祝ひの亂氣騒ぎで、平岡を取巻いて、大酒宴の眞最中であつた。

女將に案内されて、犬養が、座敷へ通るのを見て、平岡は、嬉しさうな顔をした。

「やア、犬養ッ」

「大した景氣だね」

「よく、やつて来たな」

犬養が、席につくと、

「親任式は、何日に定つたか」

「まだ、定らぬらしい」

「どういふ譯か」

「何しろ、亡者が、多いのでなア」

「さうだらう」

「お前や、俺などは、成らうとさへ思へば、何時でも、成れる身分ぢやが、今、成り損ねると、生涯、成れぬ奴が、多く居るのぢやから、それで、却々、面倒なのぢや」

「そりや、さうぢやらう」

「大臣の椅子なぞに、就いても就かんでも、お前や俺は、其奴等を、鼻の先で、使ひ廻せば、同じ事ぢやから、何とも思つて居らんが、さういふ放れ業の出来ぬ奴等が、眼の色を變へて、騒いで居るので、大隈さんも、大分、弱つて居るらしい」

「氣の毒ぢやなア」

「俺は、尾崎に譲つて了つたから、樂なものぢや」

「流石に、貴様ぢや、といつて、今も、噂を爲て居た所ぢやよ」

「お前と俺が、一つになつて、内閣の背後から、猿廻しの役を、やるのぢやが、面白いなア」

「ウム」

「俺も、やめたから、お前もやめて、亡者を、喜ばせてやつたら、どうぢや」

「それは、よからう」

「それで決つた。流石に、お前は、やつぱり、親分ぢや」

「……………」

平岡は、非常に、見得坊で、瘠我慢が強い。自分より眼下の、友達や子分の前で、犬養から、上手に、話し込まれて、思はず、賛成してしまつたから、今更に、「俺は、どうしても、成り度い」ともいへず、其儘、グジャ／＼に、承知してしまつた。

此一と芝居は、犬養でなければ、出来ない藝當である。平岡は、遂に、大臣の株を、取逃がしてしまつた。

大隈は、此報告を得て、すぐに、奏請の手續に及んだ。翌日は、宮中の親任式へ臨み、板隈聯立の内閣は、茲に、成立したのである。

八

内閣は、辛うじて、成立したが、それから先が、又、一と苦勞であつた。才官、局長、縣知事、内務部長、警部長、郡長等、一切の椅子が、兩派の人に依つて、争奪し合ふのであるから、一つの椅子毎に、争ひが起つて、それが決定する迄には、却々の騒ぎであつた。

總理大臣は、大隈に取られたが、内務大臣は、板垣が、やつて居るので、黨人の好みさうな、役は、多く、板垣の裁量に、俟つのであつて、此點に於ては、自由派が、幾らか、分のよい立場に居た。それへ、進歩派が、喰ひ込んで来るのだから、板垣も、一と通りならず、骨が折れた。

殊に、板垣は、大隈と異つて、押手が利かず、横着味も、極めて少ないから、何時も、進歩派から、押され勝であつた。

相談相手の林は、可成り、馬力をかけて、争ふけれど、大石の押手には、遠く及ばなかつた。松田は、元來が、仙人の様な人で、あまり、人と争ふ事を好まず、黨人であり乍ら、割合に公平で、無理をせぬ人であつたから、喧嘩腰の對立には、大して、用を爲さず、又、大石は、昔から、板垣と、反が合はぬので、何といふ事なく、板垣に、突掛る。林は、その仲裁に、くたびれる程であつた。

月日の経つうちに、自由派の不平は、高くなるばかりであつた。斯うなつて來ると、星の居ないのが、どれ程、自由派の爲に、不利であつたか知れぬ。

そこで、關東派の黨員から、ワシントンへ、頻に、電報を飛ばして、歸朝を、促すやうになつたが、どういふ譯か星からは、確な返電も、來なかつた。

そのうちに、尾崎が、例の共和演説で、尻尾を押へられ、東京日日の紙上では、朝比奈磁堂が、得意の攻撃文で、尾崎を、散々にやりつけた。

それが、何時か、宮中の問題になつて、板垣内相へ、岩倉侍從長から、秘密に、照會が來た。それが爲に、板垣は參内して、内奏の手續を、執つたとか、執らなかつたとか、いふ騒ぎで、問題が、問題だけに、上げも下げも、ならなくなつて了つた。

自由派の連中は、得たり賢しと、内部から、火の手を揚げるので、世間の騒ぎは、一入、ひどくなつて來た。折から、星が、俄に歸朝した。

大隈は、星の歸朝を知つて、それを差止めるべく、電報を發したが、その電報は、星が、桑港まで來て、船に乗る時、受取つたのだが、封を切らずに、靴へ入れて、澄まして歸つて來た。

此横着振には、流石の大隈も、呆れたといふ事である。外國へ、行つて居る公使が、外務大臣の電報を受けて、封を切らずに、持つて歸るなどは、普通の役人に、出來る事でない。

不平が鬱積して居る、自由派の連中は、星の歸朝に、喜び勇んで、毎日の如く、其邸に詰掛ける。星は、此内閣を叩き潰すために、歸つて來たのだから、不平連は、擧げて、星の傘下に集まつた。

斯くて、尾崎は、犬養の忠告を容れて、職を辭した。自由派は、その後任者を、自分の方から、出さうとして、焦り出した。それを防ぐ爲に、大隈は、犬養を、奏請してしまつた。

斯うなれば、もう、喧嘩の外は、ないのだ。板垣、林、松田は、病ひと稱して、引籠つてしまつた。辭表は東ねて星が、懐に收めた。

うつかり、辭表を出す、進歩派が、それに代るべき大臣を、奏請するから、完全に、内閣を乗取られてしまふ。そこで、辭表の提出は、潮合を見る必要があるのだ。

星は、新聞を利用して、盛んに、内閣の不統一を暴露し、兩黨の内訌を、無遠慮に、報道させた。此時の新聞利用は、大隈が、星に、負された形で、いつも、後手にばかり、廻つて居た。

尤も、内閣を、維持しよう、とするのと、打壊さう、とするのでは、その立場に於て、非常に損得の差がある。自由派は、既に、棄身になつて居るのだから、堪らない。流石の進歩派も、此時ばかりは、散々の體であつた。

十月二十九日に、自由派が、進歩派に相談なく、評議員會を、神田の青年會館に開く、といふ事の、通知狀を發した。

その前晚に、板垣内相の官邸に、自由派の重立ちたる者が、集まつて、評議員會の策戦に就て、秘密の打合せを爲した。一切の指揮は、星に任せて、その思ひ通りに、やらせる事にした。

森久保作藏は、八王子へ歸つて、三多摩の青年を、三百人餘り、繰出す事にした。著者も、星に呼付けられて、壯士二百人を集め、當日の早朝から、青年會館へ、詰める事になつた。

此事は、早くも、進歩派へ知れて、その対策に、苦心したが、結局は、腕力沙汰になるのだから、其點になると、進歩派は、迎も、自由派に、對抗し得なかつた。

要するに、此評議員會は、自由派が、勝手に召集するものであつて、黨則違反の會合であるから、何の決議に拘らず、つまりは、無効であるから、出席するに及ばず、といふのが、進歩派の対策であつた。

當日の朝、進歩派からは、たつた一人、福島縣の赤阪龜次郎が、出席して、評議員會の無効を叫んだが、壯士は、寄つてたかつて、赤阪を、會場外へ押出してしまつた。併し、赤阪の態度は、實に、立派なものであつた。

江原素六が、座長になり、星が、原案の説明をして、征矢野半彌と、西原清東の二人が、演説して、一は、憲政黨の解散を發議し、一は、新しい憲政黨の、組織を發議し、會衆は、どちらも賛成して、すぐに、警視廳へ、その手續を濟ませた。

此時の警視廳總監は、自由派の西山志澄であるから、此届出は、直ちに受理されて、法律の手續としては、昨日の憲政黨は消滅し、今日の憲政黨は、新なる憲政黨として、取扱はるゝ事になつたのである。

これは、すべて、星の策戦で、迅雷、耳を掩ふに遑なく、一瞬の間に、その手續を、盡して了つたのだから、實に素早いものであつた。

星は、板垣、林、松田の代人として、宮内省へ出頭し、辭表の提出を終つた。同時に、新聞へ、それを發表した。本部には、三多摩の青年と、著者の率ゐた壯士が、押寄せて、進歩派の人々を、腕力で、屋外へ、追出してしまつた。楠本正隆や、鈴木萬次郎が、唾を吐きつけられて、押出された状は、今でも、著者の眼に、残つて居る。

本部の看板は、新しくなり、進歩派が持込んだ什器、名簿、電話に至る迄、悉く、占領してしまつたのだから、随分、猛烈な遣方であつた。

其時、進歩派の備壯士が、抜刀で、押寄せて來た。警備、用意してあつたから、自由派の壯士が、之に對抗して、

激しい闘争が、始まつた。

すぐ前が、警察署であつたから、此處にも、數百名の巡查が、伏せてあつて、闘争が始まると、直ちに、巡查が押出し、進歩派の壯士を、或は追ひ散らしたり、或は、捕縛してしまつた。

自由派の壯士は、夜間のゴタ／＼であるから、一時は、拘引されても、やがて署長が、町重な挨拶をして、うな井や、ビールの御馳走になつて、すぐに、放免された。

それらの事が、翌日の新聞には、業々しく、書き立てられる。斯うなつては、如何に大隈でも、胡麻化しがつかなかつて、内閣不統一の責を負ひ、辭職する事になつて、結末が、ついた譯である。

四月に、組閣して、十一月に、瓦解し、一度も、議會を迎へず、最初の政黨内閣は、斯うした醜態の下に、潰れてしまつたのだ。

▲自由黨は、憲政黨の名を奪ひ、進歩派は、憲政本黨と稱して、全く分立したのであるが、憲政黨は、翌年、伊藤博文の、新黨と合せて、今の政友會となつた。本黨は、更に分裂して、純潔分子は、犬養を戴いて、國民黨となり、不純分子は、桂太郎の傘下に集り、同志會と稱した。それが、更に憲政會となり、民政黨となつた。

尾崎文相の、共和演説が、累をなして、内閣に、致命傷を、與へた事は、別項に、述べてあるが、尾崎は、當時の事情を述べて、自分の立場を、明るくしよう、として、大阪毎日へ、自叙傳を出した。そのうちに、憲政黨、及び、其内閣に就て、いろ／＼いふて居るから、それを、參考の爲に、掲げる。

併し、その記事の全部を、誤りなしとして、紹介するのではない。當時の事情を、斯ういふ風に、語つて居る者もあるといふ丈の事で、著者が、遠慮なく批評すれば、少なくとも、星亨に關する事は、全然、違つて居るから、簡単に、述べて置かう。

一、大隈が、星を、外務大臣に、爲ようとして、頻に、星の爲めに、辯護をして居た、といふのは、嘘の皮で、外相の椅子は、さておき、伴食の椅子すら、與へまいとして居たのが、事實である。

一、若し、大隈に、其好意があるとしたら、組閣の前に、星へ、電報が、飛ぶべき筈であつた。然るに、自由派の中に、星を嫌ふ者があつたのを、幸ひに、星の入閣を、問題にしなかつたのである。

一、星が、亞米利加から、歸つたのは、關東俱樂部の決議によつて、歸朝を促したから、それで歸つて來たのである。

一、然らば、星は、何の爲めに、歸朝したか、といへば、内閣を打倒し、憲政黨を二分して、自由派を、全く、進歩派から引放し、別に、一黨を樹立するのが、本来の目的であつて、事實は、其通りに、運ばれて居るのである。

一、其外にも、言ひ度い事はあるが、此二點だけを、明かにして置く。

駐米公使星亨君

星亨君は、松隈内閣成立前、即ち伊藤内閣時代から、米國駐公使になつて居たが、大隈伯は、外相となるや、星君と私共との關係を、緩和せしめやう、と云ふ、考へでもあつたのか、或は、全く、星君が自分の氣に入つたのか、星君が、米國から送つて來る報告を、屢々私共に示して「星は、こんなに勉強して、報告を送つて來る。誠に能く働く」と、賞めて居られた。然るに、星君は、絶対に大隈嫌ひで、何かと云へば、直ぐ大隈伯を攻撃して居つた。斯く星君に、悪口を云はれて居る大隈伯は、頻に、星君を賞めて居た。「お前達も、さう星を、悪く云ふものではない」など、始終、私共に告げられた。

伊藤内閣明渡し

松隈内閣が、倒れますと、引續いて、伊藤内閣が出來た。此時、多年民間識者の間に行はれた議論が、遂に實行されて、自由黨と進歩黨とが、漸次接近し、遂に合同して、憲政黨となつた。其結果として、伊藤内閣は、在職僅かに、五六ヶ月にして、總辭職を爲し、内閣を、憲政黨の首領たる、大隈、板垣兩伯に引渡した。

元來、自由黨と、進歩黨とが離るれば、藩閥が榮え、兩黨が、聯合若くは、合同すれば、藩閥が衰へる、と云ふ事は、初めから、分り切つた事でありませぬ。此説は、明治十四五年以來、絶えず、識者の間に、唱へられたのであるが、種々の事情もあり、或は、政府の離間策に乗つたり、或は、黨員同志の嫉妬などから、幾度か接近せんとして、常に破られた。而して、兩黨の接近を破るべく、常に力を盡したものは、星亨君であつた。

憲政黨成立の順序

話は、後に戻りますが、明治二十三年、國會開設以前の事だと、思ひます。其頃、九州改進黨と云ふ、團體があつて、別派の改進黨であるが、其首領は山田武甫君、嘉悦氏房君などであつた。長谷場純孝君亦、其領袖であつた。此人々が、中央に出て來て、頻に自由、改進黨の、合同を主張した。處が、大層人氣に投じ、合同談は、殆んど、纏まつたが、其時に、兩黨の合同を打壞したのは、私である。

是は誠に、思慮の足らない處爲とも、云へるのであるが、當時、私の考へでは、改進黨は、條約改正失敗の後を承けて非常な悲運に、陥つて居るに反し、自由黨は、大同團結の大騒ぎの後に、復活して、盛んな勢ひである。此時に於て合同すれば、兩者對等の位置を、保持する事が出來ない。對等の位置を、保持して行けなければ、一旦合同しても、直に分裂する、と云ふ考へから、私は、獨り盛んに、合同に反對した。處が、もうチャンと、兩黨の交渉委員間には、相談が纏まつて、立憲自由黨と、稱する事に、なつて居た。即ち、「立憲」の二字は、改進黨から採り

『自由黨』の三字は、自由黨から、採つたのである。それを聞いて、私は、自由黨と云ふ、名を附する以上、合同ではない。改進黨の解散である。と云つて、痛く攻撃したものだから、遂に、九州改進黨の一派を除くの外、何れも私に賛成して、合同の仲間に、入らぬ事になつた。

初めは、私一人だつたが、終には、皆が、合同に反對した。併し、之が爲に、改進黨は、益々小さくなつた。一方は、初め立憲自由黨で、やつて居つたが、其後、星君が、『立憲』と云ふ文字を削つて、單に自由黨として、存立した。改進黨は、それからズツと後に、五派を聯合して、進歩黨となつたが、明治三十年に至り、自由黨と合同して、憲政黨となつたので、其時は、私も、合同に盡力したのであります。

内閣明渡と閣族

倍、伊藤公が、辭表を呈出したのは、單に、現政黨に内閣を明渡す、と云ふ許りでなく、敵の陣備への出来ない内に、押付けよう、と云ふ考へも、あつたらしい。が、當時、山縣公の如きは、伊藤公を目して、國賊である。政黨に、内閣を明渡すのは、逆賊である、と、罵つた。其結果、伊藤公は、辭職と同時に、勳爵、位階奉還の上奏文を捧呈するに至つたのである。

憲政黨内閣の内輪揉め

倍、自由、進歩兩黨の、合同は出来たけれども、何分、出来た許りで、未だ訓練が、固いて居らぬ。それで、第一回の内閣會議に於て、板垣伯は『他日、黨員が、如何に紛擾を、起す事があつても、自分と大隈伯とは、終始渝らぬ。二人は決して、喧嘩をせぬ』と、述べた。私は之を聞いて、大に肯綮に當つた提議だと、感心した。所が、初めの間こそ、皆んな、さういふ考へで居たが、數週間ならずして、役人を出す事に就て、競争が起つた。其競争が益々、激しくなりつゝある間に、星君が、亞米利加から、歸つて來た、それが爲めに、輒轢の火の手は、愈々熾んになつた。

星君は、自分が歸れば、外務大臣になると、徂地の知己朋友に、言つて居た、と云ふ事である。尤も、外務大臣は大隈伯が、總理大臣を以て、兼ねて居たから、星君は、自分が歸れば、外務大臣になると、信じて居たらしく、又大隈伯も、始終、星を推奨し、外務大臣にしよう、と云つて居られた。併し私は『星を、内閣に入れるはイケない』となつた。

と、主張した。當時に於ける私の星君を言へば『星と云ふ人は、仕事の好きな人で、喧嘩の好きな人である。内に置いてても、喧嘩するし、外に置いてても、喧嘩をする。併し、外で喧嘩をするのと、内で喧嘩をするのと、何方が恐ろしいかといへば、内で喧嘩をする方が、恐ろしい。故に、外に置いた方が宜い』と云ふのであつた。大隈伯は『内に入れて置けば、さう喧嘩をするものではない』と、頻に宥められたが、私は、星を入れる事は、内閣の爲に宜しくない、と、絶對に主張した。然るに、私の眞意を誤解して、大隈伯に、告げたものがあつた爲か、大隈伯は、私に向つて『お前が、外務大臣にならぬか』と、云はれた事がある。私は、無論、さう云ふ意ではないから、之を辭退し、唯『星を入れない方が宜しい』といつて、別れた。

所謂共和演説

斯くして、經過する間に、私の有名な、共和演説と云ふ事件が、起つた。是は、文部省で、小學校教員講習のため全國小學校教員を、帝國教育會に召集したが、私は文部大臣として、其會に臨み、道義の大切なる事を演説して、『どうも現今は、勢利に就くものが、多くて困る。教育の任に當る者は、之を矯正せなければならぬ』と云ふ趣意を述べ、其例として『亞米利加の如きは、拜金宗の國と、見做されて居るにも拘らず、金力に依つて、大統領と、なり得たものは、ワシントン以來、一人もない。然るに、日本が假に、共和政體であると、夢想すれば、三井三菱の如きものは、大統領になりはしないか』と云ふ意味を、話したのである。

處が、此演説を捕へて、私が『日本の共和政體になる事を、希望する』と云つた様に、吹聴して、頻に、私を、攻撃し始めた。併し、幸ひにも、私の演説は、速記になつて居ましたから、私は、其速記録を、紛失せない様にして置いた。そして、演説が問題となるや、私は、特に、教育會の人に頼み、鍵をかけて、其速記録を、保管させて置きました。世間では、尾崎が共和政治を、主張したと云ふが、實は私は、それと正反對の意味で、道義奨励の爲に云つたのである。又、當日、私の演説を聽いて居つた、數百名の教育者は、拍手喝采して、私の説を、聽いて居た

のである。けれども、免に角、問題となつたから、私は大隈首相に向つて「總理大臣の職掌上、内閣の一員が、不都合な事を演説した。と云ふ非難がある以上、公然、吏員を派出して、私が如何なる事を、述べたかを、取調べられた方が宜しからう。其上で、愈々、不都合な事を云つた、とあらば、當然、處分されたら、宜しからう」と述べた結果、内閣書記官を、教育會に派遣して、速記録を、取調べさせると、「日本が、共和國であつたらば」と云ふ。假定で話したのだから、理窟としては、表向きに、咎むべき點は、少しもなかつた。

非難續出

そこで、反對者は、更に、「尾崎は、速記録を改竄した」と、言ひ出した。確かに速記録を、作り直したと云つて、大變な非難を、押始めた。私も、茲に至つては、男子の面目に、關する事であるから、大に、斯る捏造説を、流布する者の、不都合を鳴らして、辯駁した。私の演説した事が悪い、と云ふならば、聞えて居るが、演説した事を、改竄したと云はれては、男子としての、面目が立たないから、酷く争つた。併しながら、事實は、前述の如き次第であるから、如何に、反對者が騒いで見ても、遂に、問題とならずして、漸次、攻撃の火の手が鎮まり、最初は、酷い攻撃の矢を、向けた者も、仕方がないと云つて、手を收め更に、他の問題を以て、内閣に喰つて掛らう、といふ事になつた。

に、アンな事を、書かせたのだ、と云つて、私の所へ、談判に來た。又、國家の風教を、司るものは、斯の如き、不都合な言論に對しては、取締りを、しなければならぬ、と云ふ事を、一個人として、私に、申込んで來た者もある。私は、初め、萬朝の論文を、讀んで居らなかつたが、それを讀んで見ると、一向、差支ない事であるので、其人に向つて「今、讀んで見れば、一向、差支ない様に思ふ。併しながら、若し悪いとすれば、内務大臣の取締るべき事であつて、文部大臣としては、何うする事も出来ない」と云ふ事を、説明して、追拂つた。それで其人は、更に、板垣伯の處へ、行つたさうだが、伯も、其論文を一讀して「コイツは、一向、差支ないぢやないか」と、云はれたが、トウ、此事も亦、一つの問題となつた。

訂正——前號、萬朝報社説云々の談話中、速記の誤りあり、左に訂正す。
萬朝報の社説は、元來、虚偽の忠君愛國を、非難するのであつて、忠君愛國其物を、非難したものではない。然るに、宮内省及び、政府の一部では、之を曲解して「勤王は偽である、愛國も偽である」と、論じたるものゝ如く、言ひ做し、以て、右の社説を非難し、剩へ、之を以て、尾崎の教唆に依つて、起草したるものゝ如く、言ひ做した云々。

尾崎とは兩立し難し

兎に角、此様な問題が、續々起つて、五月蠅くなつた爲であつたか、板垣伯が、「今の内閣員、殊に尾崎とは、兩立する事が出来ない」と云ふ事を、上奏したと云ふ風説が、起つて來た。事實は知らないが、兎に角、板垣伯の上奏説が、傳はつた。其結果として、マア私に、辭表を出したら宜からう、と云ふ事に、なつたらしい。ソコで、私は、辭表を出す事は、敢て辭さないが、斯る無根の攻撃の爲に、辭表を出す譯にはゆかぬ。天下の反對者の、狙ふ所は、私を狙ふのではなくして、内閣の首領たる、大隈伯を、狙ふのである。私が辭職すれば、隨つて内閣に影響を及ぼす、と思つて、攻撃するのだから、此際、一步を退く事は、甚だ損である、と考へて、其事を、